

令和 7 年度
大分市包括外部監査報告書

「商工労働観光行政に係る事務の執行
及び事業の管理について」

令和 8 年 3 月
大分市包括外部監査人
公認会計士 川野 嘉久

目次

第1部 外部監査の概要.....	1
第1. 外部監査の種類	1
第2. 選定した特定の事件(テーマ)	1
第3. 監査対象年度	1
第4. 監査対象部局	1
第5. 監査実施期間	1
第6. 特定の事件として選定した理由	1
第7. 監査の着眼点	2
第8. 主な監査手続	3
第9. 監査従事者の資格及び氏名	3
第10. 利害関係.....	3
第2部 外部監査の対象.....	5
第3部 外部監査の概要.....	15
労政総務費(人材の確保・活用のための企業向けセミナー)	15
労政総務費(シルバー人材センター補助金)	18
労政総務費(おおいた勤労者サービスセンター補助金)	21
労政総務費(中小企業等勤労者向け融資)	24
障がい者職場実習促進事業	26
商業振興事業(大分七夕まつり補助金)	28
中小企業競争力強化支援事業(小規模事業者競争力強化支援事業補助金)	31
商都復活支援事業(まちなか出店サポートセンター事業)	34
商都復活支援事業	38
歩行者天国実施事業.....	41
大分市クリエイティブ産業育成事業	44
中小企業競争力強化支援事業(貨物運送業者支援事業)	47
ふるさと大分市応援寄附金推進事業(個人版ふるさと納税).....	49
企業立地推進事業(企業立地促進助成金)	52

企業立地推進事業	61
販路拡大支援事業(販路拡大チャレンジ補助金).....	66
大分市創業者応援事業補助金.....	71
若手起業家育成事業.....	76
金融対策事業.....	80
新型コロナウイルス感染症対策中小企業等利子補給事業	85
九六位山キャンプ場・高島運営事業	89
高島リニューアル事業	94
食観光推進事業(豊の都市おおいた情報発信事業)	97
パンフレット、ノベルティ、名刺、国内プロモ(豊の都市おおいた情報発信事業)	100
産業観光(豊の都市おおいた情報発信事業)	103
動物園管理事業	107
農作物被害対策事業.....	113
高崎山電気柵整備事業	116
移住者就労促進事業.....	119
魅力発信事業(おおいた物産・食・観光・魅力発信事業)	122
大分市MICE誘致促進事業	126
地域魅力創出事業	129
フィルムコミッション事業.....	134
大分市ロケーション撮影誘致補助金補助事業(フィルムコミッション事業)	138
道の駅管理運営事業.....	141
西部海岸地区憩い・交流拠点施設整備事業.....	144
道の駅連携促進事業.....	148
第4部 監査後記	151

第1部 外部監査の概要

第1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

第2. 選定した特定の事件(テーマ)

商工労働観光行政に係る事務の執行及び事業の管理について

第3. 監査対象年度

令和6年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)。
ただし、必要に応じて過年度まで遡及した。

第4. 監査対象部局

部 局	課
商工労働観光部	商工労政課
	創業経営支援課
	観光課
	おおいた魅力発信局

第5. 監査実施期間

令和7年8月1日から令和8年3月31日まで

第6. 特定の事件として選定した理由

大分市は、高崎山自然動物公園などの観光施設や関あじ・関さばなど豊かな食の観光資源を有しているが、観光地としての認知度は別府市や由布市に及ばず、ポテンシャルを十分に生かしきれていないことから、観光資源の磨き上げに加え、より効果的な情報発信に努めるなど観光客誘致のための取組を一層進めることが必要である。

また、少子高齢化の進展による生産年齢人口の減少や大都市をはじめとした他都市への人口流出などにより、後継者不足や人手不足などの問題が深刻化する一方、消費者ニーズの多様化、情報通信技術の進歩などにより、商工業を取り巻く環境は大きく変化しており、地域経済の縮小を招くことがないよう、大分市の経済の持続的かつ安定的な成長を促し、地域の発展を図る必要がある。

一方で、総合計画策定を目的に実施した若者を対象としたアンケート調査においては、「魅力ある就職先や雇用環境」が10年後の大分市に期待することの上位であったことから、若者の雇用に関する関心は高いとされている。

こうしたことを受け、大分市では、新たに策定した大分市総合計画において「商工業・サービス業の振興」、「魅力ある観光の振興」、「安定した雇用の確保と勤労者福祉の充実」を施策として掲げ、企業立地推進事業や販路拡大支援事業、工場夜景クルーズ実証事業など魅力あるまちづくりに向けた取組を進めているところである。

これらの商工労働観光行政に係る事務の執行及び事業の管理は、社会情勢の変化とニーズに即した事業展開が求められていることから、当該事業が適正かつ効果的に実施されているかを監査するため、令和7年度の包括外部監査における特定の事件として選定した。

第7. 監査の着眼点

- ① 商工労働観光行政に係る事務の執行は、法令等の規定に準拠して適正に行われているか。
- ② 商工労働観光行政に係る事業は、計画に基づき適切に実施されているか。また、実施の手法や内容は効果的なものであったか。
- ③ 商工労働観光行政に係る事業内容は、時勢の変化や消費者ニーズを踏まえ、適宜見直しを図っているか。
- ④ 商工労働観光行政に関する情報は、効果的に発信されているか。また、市民、事業者との連携は適切に行われているか。

- ⑤ 商工労働観光行政に係る事務の執行は、経済的かつ効率的に行われているか。

第8. 主な監査手続

- ① 監査対象事業についての事業説明資料を閲覧するとともに、これらの資料について、事業を所轄する担当課にヒアリングを行い、事業の概要を把握した。
- ② 法令等を実施根拠がある事業について、法令等に関する情報を入手し、事業実施内容の合理性を検討した。
- ③ 事業の成果指標の有無、達成状況を、担当者への質問、関連資料の閲覧等により検討した。
- ④ 市が実施する事務手続が、ルールに従って適切に行われているかについて、資料の閲覧、担当者への質問を実施した。

第9. 監査従事者の資格及び氏名

区 分	資 格	氏 名
包 括 外 部 監 査 人	公 認 会 計 士 ・ 税 理 士	川 野 嘉 久
補 助 者	公 認 会 計 士 ・ 税 理 士	吉 富 健 太 郎
補 助 者	公 認 会 計 士 ・ 税 理 士	染 矢 堯 志
補 助 者	公 認 会 計 士 ・ 税 理 士	丹 宗 英 樹
補 助 者	公 認 会 計 士	土 井 良 由 美 子
補 助 者	公 認 会 計 士	膳 所 雄 一
補 助 者	-	谷 畑 香 奈 子

第10. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

【本報告書における記載内容の注意事項】

・「監査の結果」と「意見」

「外部監査の結果」

地方自治法第252条の37第5項に規定する外部監査の結果である。

「意見」

地方自治法第252条の38第2項の規定に基づき、大分市の組織及び運営の合理化に資するため、外部監査の結果に関する報告に添えて提出する意見である。

・端数処理

報告書の数値は、金額、比率について、表示単位未満の端数を四捨五入して記載している。従って、報告書内の数値の合計等が一致しない場合がある。

公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用しているため、端数処理が不明確な場合もある。

・報告書の数値等の出典

報告書の数値等は、原則として大分市が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。その場合には数値等の出典は明示していない。

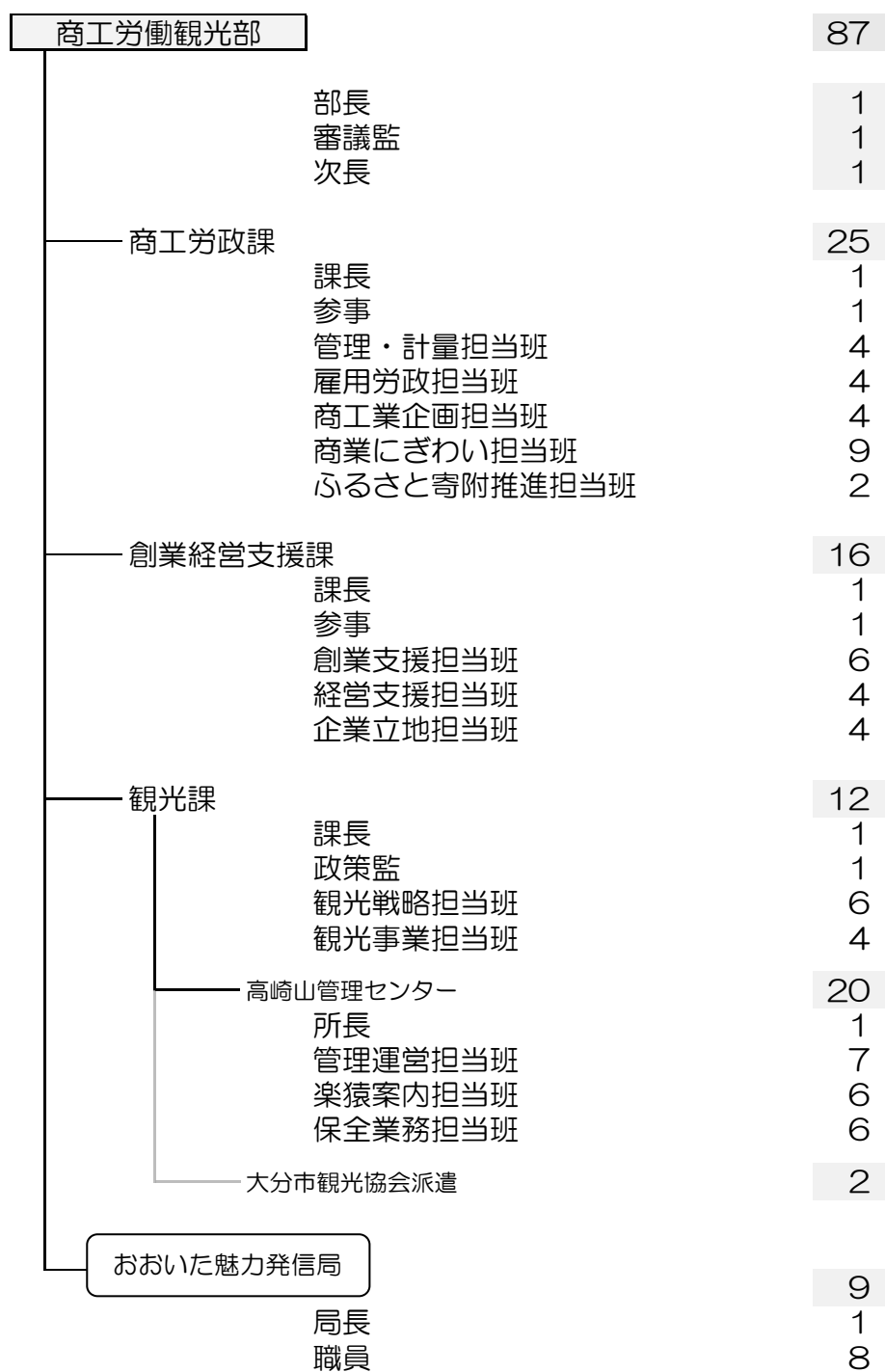
ただし、大分市以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出典を明示している。

第2部 外部監査の対象

I. 大分市商工労働観光部の概要

1. 商工労働観光部の機構

令和7年4月1日現在の商工労働観光部の機構及び職員数は以下の図のとおりとなっている。



なお、監査対象とした令和7年度の商工労働観光部における事務分掌は以下のとおりである。

商工労政課

- (1) 部内事務の連絡調整に関すること。
- (2) 商工業、労働政策及び観光に係る行政施策の総合調整に関すること。
- (3) 商工業の振興育成及び指導に関すること。
- (4) 商工団体との連携に関すること。
- (5) 中小企業の育成指導に関すること。
- (6) 雇用対策、勤労者福祉等の労働行政に関すること。
- (7) 計量に関すること。
- (8) 中心市街地の活性化に関すること。
- (9) ふるさと大分市応援寄附金に関すること。

創業経営支援課

- (1) 創業の支援に関すること。
- (2) 中小企業等の販路拡大その他の経営支援に関すること。
- (3) 中小企業等の融資に関すること。
- (4) 企業立地に関すること。
- (5) 産学官の連携の推進に関すること。
- (6) 産業活性化プラザに関すること。
- (7) 新産業の創出及び育成に関すること。

観光課

- (1) 観光の企画及び観光資源の開発に関すること。
- (2) 観光宣伝及び観光事業に関すること。
- (3) 観光客の誘致に関すること。
- (4) 観光施設の維持管理に関すること。
- (5) 一般社団法人大分市観光協会及び関係諸団体に関すること。

高崎山管理センター

- (1) 動物園の振興に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 動物園の情報発信に関すること。
- (3) 動物園の入園料、使用料等の徴収に関すること。
- (4) 動物園の猿による被害の防止及び当該被害への対応に関すること。
- (5) その他動物園の管理及び運営に関し必要な事項

おおいた魅力発信局

- (1) 魅力発信に関する企画及び調整に関すること。
- (2) 魅力発信に係る施策の推進に関すること。
- (3) その他魅力発信に関すること。

1. 過去5年間の大分市の歳出決算の推移

		R2年度決算額	R3年度決算額	R4年度決算額	R5年度決算額	R6年度決算額
一般会計	議会費	869,651	849,869	867,113	883,024	888,273
	総務費	65,484,956	21,588,586	21,273,852	30,345,981	27,340,566
	民生費	82,958,910	91,278,324	86,044,285	90,245,021	94,653,296
	衛生費	15,357,671	20,538,984	24,967,062	17,199,924	18,761,759
	労働費	218,525	219,067	218,419	219,199	220,491
	農林水産業費	2,609,744	2,790,102	2,564,935	2,520,986	2,807,218
	商工費	7,593,571	7,318,857	9,821,275	10,064,180	7,954,259
	土木費	20,243,697	19,594,436	19,202,903	20,271,770	21,979,535
	消防費	5,161,862	4,990,038	5,290,263	6,039,005	7,681,796
	教育費	18,784,306	15,638,069	21,513,937	21,408,680	19,349,819
	災害復旧費	308,538	159,056	396,821	230,826	341,053
	公債費	18,896,842	19,042,881	19,097,645	18,515,901	18,424,918
	予備費					
	合計	238,488,273	204,008,269	211,258,510	217,944,497	220,402,983
特別会計	93,494,374	94,446,282	97,167,163	98,935,242	100,361,860	
合計	331,982,647	298,454,551	308,425,673	316,879,739	320,764,843	

2. 商工労働観光部の予算・決算の概要

(1) 令和6年度款項目別予算・決算

単位：千円

会計	款	項	目	予算額	決算額
一般会計	05 労働費			190,938	189,544
		01 労働諸費		190,938	189,544
			01 労政費	190,938	189,544
	07 商工費			7,600,185	7,264,537
		01 商工費		7,600,185	7,264,537
			01 商工総務費	4,230	3,583
			02 商工業振興費	2,262,729	2,101,428
			03 金融対策費	3,749,707	3,739,170
			04 観光費	1,198,175	1,069,598
			05 高崎山自然動物園費	385,344	350,758
	11 災害復旧費			8,700	8,614
		05 市有施設災害復旧費		8,700	8,614
			02 観光施設災害復旧費	8,700	8,614
合計				7,799,823	7,462,695

(2) 令和6年度商工費(一般会計)の歳出節別の内訳

単位：千円

会計	款	節	決算額
一般会計	05 労働費	07 報償費	785
		08 旅費	691
		10 需用費	1,970
		11 役務費	1,803
		12 委託料	9,458
		13 使用料及び賃借料	561
		18 負担金補助及び交付金	41,276
		20 貸付金	133,000
		合計	189,544
	07 商工費	01 報酬	61,248
		03 職員手当等	22,393
		04 共済費	13,425
		07 報償費	738
		08 旅費	7,808
		10 需用費	83,845
		11 役務費	11,366
		12 委託料	874,633
		13 使用料及び賃借料	4,407
		14 工事請負費	847,189
		15 原材料費	275
		17 備品購入費	386
		18 負担金補助及び交付金	1,728,999
		20 貸付金	3,585,000
		21 補償補填及び賠償金	22,825
		合計	7,264,537
		11 災害復旧費	10 需用費
	合計		8,614
総計			7,462,695

Ⅲ. 大分市の商工振興政策

令和4年3月に策定された「第3次大分市商工業振興計画」の冒頭では、わが国では、急速に進む少子高齢化を背景に、本格的な人口減少社会に直面し、市場の縮小や後継者問題が深刻化するとともに、経済のグローバル化、消費者ニーズの高度化・多様化、情報通信技術やデジタル化の進展などに加え、自然災害の頻発・激甚化、更には新型コロナウイルス感染症の拡大等、商工業を取り巻く環境は大きく変化しており、こうした社会情勢の変化とニーズに応じた施策を展開し、商工業のより一層の振興を図ることとしている。また、本計画では、「新たな産業の創出」、「産業集積の推進」、「企業の事業継続力・競争力の強化」、「就労支援と勤労者福祉の充実」を基本施策に掲げ、具体的に取り組む内容を以下のとおりとしている。

基本施策	施策の方針	主な取組
1. 新たな産業の創出	(1) 創業の促進	①創業支援 ・創業マインドの醸成 ・創業支援体制の拡充
	(2) 成長産業の育成・振興	①成長産業の育成 ・医療関連産業の育成 ・ロボット関連産業の育成 ・次世代モビリティ関連産業の育成 ・IT関連産業の育成 ・宇宙、航空機関連産業の育成 ・クリエイティブ産業の育成 ・水素社会の実現に向けた各産業の育成
		②ツーリズムの振興と商業の活性化 ・観光旅行消費の拡大 ・観光資源の魅力向上 ・「豊の都市おおいた」の魅力発信 ・観光振興に向けた連携
2. 産業集積の推進	(1) 企業立地の推進	①企業立地の推進 ・成長産業として期待される企業の誘致 ・多様なライフスタイルを有する人材が活躍できる企業の誘致 ・企業満足度のアップ ・魅力ある企業立地環境の情報発信
	(2) 流通拠点の活用促進	①公設地方卸売市場の機能向上 ・市場の機能向上と活性化
		②大分港大在公共埠頭を中心とする港湾施設の活用促進 ・関係機関と連携した大分港大在公共埠頭を中心とする港湾施設の利用促進 ③大分流通業務団地の活用促進 ・交通アクセスの優位性を生かした企業立地の推進

3. 企業の事業継続力・競争力の強化	(1) 経営基盤の強化	①高度化・効率化の促進 ・企業の技術革新と経営力強化の支援 ・中小企業等の相談体制の充実
		②事業継続の支援 ・雇用確保への支援 ・人材育成への支援 ・後継者育成・円滑な事業承継への支援 ・事業継続力強化の支援
	(2) 工業、商業・サービス業の活性化	①工業の活性化 ・工業分野の企業への支援の強化 ・工業分野の企業との連携強化
		②商業・サービス業の生産性向上 ・生産性の向上
		③魅力ある商店街づくり ・商店街の支援 ・商店街の組織力強化と人材の確保・育成
	(3) 地域資源の活用促進と販路拡大の支援	①地場産業の育成 ・中小企業等を対象とした各種支援の充実 ・地場企業の受注機会の拡大支援 ・地域中核企業の支援と育成
		②農林水産物の活用促進 ・農商工連携、6次産業化の取組への支援 ・市内外への情報発信
		③販路拡大の支援 ・販路拡大体制の強化 ・販路拡大に向けた新たな挑戦への支援 ・海外販路拡大への支援
4. 就労支援と勤労者福祉の充実	(1) 就労支援	①就労機会の拡大 ・雇用のミスマッチの解消と求職者の支援 ・大分市シルバー人材センターの支援を通じた高齢者の就労機会の拡大 ・障がい者の就労機会の拡大 ・移住希望者と新規学卒者の市内就職の促進
		②技能習得の支援と若年者の職業観の形成支援 ・技能習得機会につながる情報提供と技能等の顕彰制度の拡充 ・若年者の職業観の形成支援
	(2) 勤労者福祉の充実	①福利厚生の充実 ・退職金共済制度の加入促進と勤労者向け融資制度の周知 ・おおいた勤労者サービスセンターの支援を通じた中小企業等の福利厚生の実施
		②労働環境の整備促進 ・ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発と労働関係法令の周知 ・相談体制の充実

IV. 大分市の観光振興政策

令和4年3月に策定された「第2次大分市観光戦略プラン」の冒頭において、国では、裾野が広く、大きな経済波及効果を有する観光を、わが国の成長戦略の柱、地方創生の切り札と位置づけ、基幹産業へと成長させていくため、官民一体となった取組を進めている中、新型コロナウイルスの感染拡大や、スマートフォンやSNSの普及、SDGsの達成に向けた地域と一体となった持続可能な観光地づくりが求められるなど、観光を取り巻く環境は大きく変化している状況を踏まえ、コロナ禍から本市の観光を力強く回復させるとともに、刻々と変化する社会情勢に対応し、時代のニーズに即した施策の展開を図ることとしている。本プランでは、本市を代表する観光施設である高崎山自然動物園や、特色ある食、温泉、歴史、文化など「大分らしさ」を活かした6つの基本方針と、これに紐づく24の基本施策を掲げており、具体的に取り組む内容を以下のとおりとしている。

基本方針	基本施策	具体的な取組
1. 大分市の強みを活かした観光ブランディング	(1) 「食」を軸とした「旅の目的地」化に向けたブランディング	「県内の豊かな食」が揃っている強みを活かした、大分県の観光PR キャッチフレーズの「味力も満載」＝「大分市」としてプロモーションを展開
	(2) 高崎山自然動物園の特性を活かしたブランディング	話題性のある人気ザルの発掘と SNS 等による積極的な情報発信
	(3) テーマに応じた観光資源のプロモーション	観光客が「大分市の温泉」の魅力に気軽に触れられる機会の創出
2. 地域資源を活かした観光コンテンツの磨き上げ	(1) 食を活かす	旅行者が安心して市内の飲食店を利用できるよう、観光パンフレットやホームページ、クチコミサイトなどを活用したグルメ情報の充実
	(2) 高崎山エリアの魅力を活かす	高崎山自然動物園と水族館「うみたまご」との連携イベントの充実などによる、高崎山エリアへの集客強化に向けた取組
	(3) 歴史を活かす	地域の史跡や歴史資料などの文化資源の情報をデジタルアーカイブ化し、オープンデータとして公開するなど、デジタルコンテンツを活用した歴史・文化遺産の魅力発信
	(4) 文化・芸術を活かす	「アート」と「食」などの観光資源を組み合わせた新たな企画や魅力創出による周遊の促進
	(5) 自然・景観・温泉を活かす	市内の温泉の特性や魅力の効果的な PR と、それらを巡る仕組みづくりの検討
	(6) 産業を活かす	「ものづくり」の現場の魅力に触れることができる新たな産業観光受入先の発掘

	(7) スポーツを活かす	全国規模のスポーツ大会・イベント等で来訪する方々に対する「食」をはじめとする本市の魅力発信
	(8) まつり・イベントを活かす	まつり・イベントの来場者に対し、近隣の様々な観光情報や地域の食、観光スポットなど、関連した情報の提供による滞在時間延長や観光消費の拡大
3. 新たな観光コンテンツの創出	(1) 科学技術や新たなモビリティを活用した観光コンテンツの創造	国内唯一の航路となる「ホーバークラフト」の観光コンテンツとしての積極的な活用と本市へのアクセス改善のPR
	(2) 旅行ニーズの変化に対応した観光資源の開発	ウォーキングやサイクリングによる観光資源を巡るルート造成など、地域の魅力をゆっくり体感する観光コンテンツの創出
	(3) 新たな観光交流の拠点整備と活用	「憩い・交流拠点施設」や「ホーバークラフトターミナル」を観光情報の発信拠点として活用し、両施設を起点とした市内観光スポットへの周遊促進
4. 効果的な情報戦略	(1) 国内誘客に向けたターゲット戦略	国内観光客滞在期間中の隙間時間を活かした「遊び体験」や「グルメ」情報の提供
	(2) ビジネス客やMICE来訪者の獲得に向けた情報戦略	宿泊施設等との連携によるランチタイム、ナイトタイムに応じた大分ならではのグルメ情報や観光情報等の提供
	(3) インバウンド観光の回復を見据えた情報戦略	ターゲット国等の嗜好性に応じた観光コンテンツづくりとプロモーションの実施
	(4) デジタル技術を効果的に活用した情報発信	二次元コードの活用など、スマートフォン利用を前提とした、ホームページ等における着地型観光情報の充実
5. 受入環境の整備	(1) バリアフリー、多言語対応など誰もがストレスなく観光できる環境づくり	外国人目線による、分かりやすく魅力的な多言語表記・説明の充実
	(2) 「衛生的で安全・安心」な環境づくり	訪日外国人旅行者が災害時において必要な情報を入手できるよう「大分市災害時多言語通訳サービス」など外国語による情報提供体制の充実
6. 連携強化による観光振興に向けた体制づくり	(1) 国・県・他の自治体等との連携	地域連携DMO「公益社団法人ツーリズムおおいた」との連携による旅行商品の開発や国内外での旅行商談会・博覧会への参加
	(2) 市民・地域・団体等との連携	観光ボランティアガイドの確保とスキルアップ研修など観光人材の育成
	(3) 観光関連事業者との連携	観光関連事業者に対する人材育成やスキルアップを目的としたセミナーなどの開催
	(4) 観光協会の機能強化	大分市観光協会の組織機能強化やスタッフの人材育成

第3部 外部監査の概要

NO	事業名	課
1	労政総務費 (人材の確保・活用のための企業向けセミナー)	商工労政課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	<現状> 社会経済情勢が急速に変化する中、本市企業が事業を継続し持続的な発展を遂げるためには、新たな人材戦略や労働力の確保、多様な働き方ができる職場環境の整備など、時代の変化に即した人材戦略と働き方の活用が求められている。 <課題> 令和6年度に開始した事業であるため、今後課題を見出していく。
事業の目的	時間や場所にとらわれずに学習できるオンライン講座を開催し、人手不足・人材不足解消による生産性の向上を目指してリスクリングに取り組む市内の事業所及び求職者を支援する。

(2) 事業の内容

事業の内容
時間や場所にとらわれずに学習できるオンライン講座を開催する。 【令和6年度】 受講期間 前期:令和6年8月5日～11月24日 後期:12月2日～令和7年3月16日 募集人数 各148名 受講者数 前期:145名 後期:148名(応募者数171名) 令和7年度も、同様のサービスを提供中。

(3) 関連する法令、実施要領、要綱、規則 等

なし

2. 事業実施期間

令和6年度～

3. 事業の評価指標と達成状況

評 価 指 標						
評価指標名	指標の説明	単位	基準値 (基準年度)	令和6年度 計画	令和6年度 実績	目標値 (目標年度)
受講者数		%	99 (R6年度)		99	100 (R9年度)
1人あたりの平均 受講時間		時間	10.9 (R6年度)			20 (R9年度)

単位:千円

	令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績
事業費	－	－	3,300	3,300
内訳(費目)				
委託料	－	－	3,300	3,300

4. 監査の結果

合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

5. 監査の意見

(1) 成果指標について

当事業は、地域企業の人材の確保・活用を促進し人材力強化を目的としている事業であるが、現状の評価指標は受講者数や1人当たり受講時間など活動量を示すものになっている。本来であれば、セミナーを通じて企業や参加者にどのような行動の変化や価値の創出があったか等の成果を測定し、それを評価指標とすることが望ましいと考える。

たとえば、受講後のアンケートを通じてセミナーの受講によって企業の人材確保や定着率の向上、受講者のスキルアップなどにどれほど役立ったか、満足度を把握できているはずなので、その満足度を評価指標とすることにより事業の実質的な効果をより直接的に把握できるのではないかと考える。

(2) 他の事業との連携について

当事業は、令和6年度より専門業者に委託している。これは、それまでの対面によるセミナーからオンラインセミナーにすることにより、受講者の利便性の向上を図ったためである。実際に受講者からも好評であり、受講者数も増加しているということであった。

今後は、委託先と市側が定期的に情報共有や進捗確認を行い、アンケート等で他の支援事業への接続が必要な受講者はいないか等を定期的に把握する仕組みが必要であるとする。

NO	事業名	課
2	労政総務費 (シルバー人材センター補助金)	商工労政課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	<現状> シルバー人材センターには、都道府県シルバー人材センター連合会を通じて交付される国の補助金と、各市区町村からの補助金が交付されている。 本市では「大分市高齢者就業機会拡大事業費補助金交付要領」に基づき補助対象経費の実支出額に2分の1を乗じて得た額又は予算に定める額のいずれか低い方の額の範囲内において市長が定める額を交付することとなっており、現状では予算の範囲内で交付している。 国の補助金は市区町村が応分の補助を行うことを前提にしており、市区町村からの補助金の総額が補助対象経費の実支出額に2分の1を乗じて得た額に達しない場合は、市区町村の補助額を上限としている。 <課題> 大分市シルバー人材センターの財政状況および運営状況について継続的にチェックし、健全かつ安定した運営となるよう必要に応じて助言・意見反映を行っていく。
事業の目的	超高齢社会が到来し、高齢者の就業ニーズが高まるなか、定年退職後等の高齢者の生きがいの充実や社会参加の促進を図るため、地域に密着した就業機会を提供する拠点である(公社)大分市シルバー人材センターに補助金を交付することにより、センター事業の安定的運営と健全な発展を図る。

(2) 事業の内容

事業の内容
「大分市高齢者就業機会拡大事業費補助金交付要領」に基づき補助対象経費の実支出額に2分の1を乗じて得た額又は予算に定める額のいずれか低い方の額の範囲内において市長が定める額を交付することとなっており、現状では予算の範囲内で交付している。

- (3) 関連する法令、実施要領、要綱、規則 等
 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律
 大分市高年齢者就業機会拡大事業費補助金交付要領

2. 事業実施期間

昭和59年度～

3. 事業の評価指標と達成状況

評価指標						
評価指標名	指標の説明	単位	基準値 (基準年度)	令和6年度 計画	令和6年度 実績	目標値 (目標年度)
大分シルバー 人材センターの 事業実績金額 (請負・派遣契 約額)	計画および 実績は R7 第 1 回理事 会議案書よ り	千円	561,700 (H27)	742,000	654,813	805,000 (R7)

単位: 千円

	令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績
事業費	29,359	29,359	29,359	29,359
内訳(費目)				
負担金補助交付金	29,359	29,359	29,359	29,359

4. 監査の結果

合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

5. 監査の意見

(1) 就業率の向上や退会者の減少に向けた対応

大分市シルバー人材センターは、近年の会員数の伸び悩みと相まって、退会者数が入会者数を上回る状況が継続していることを考慮すれば、将来的には組織全体の活力維持や地域社会への安定した貢献が困難となることが懸念される。

このような会員減少・定着率低下へ対応するには、会員データの正確な管理と業務マッチングがより重要になってくると考える。たとえば、AIやデジタル技術を活用し、会員一人ひとりの希望や能力を的確に把握したうえで、業務内容との最適なマッチングを自動化するシステムの導入を検討してはどうだろうか。

これにより、会員が自身の得意分野や意欲に合った仕事に従事できる機会が増え、モチベーション向上や離脱防止、さらには新規入会者の確保にもつながるのではないだろうか。DX 化の推進と現場のニーズを反映した運用体制の構築を進めることで、当センターの持続的な発展に繋がることを期待したい。

(2) 評価指標について

当事業における評価指標は、現状、事業実績額(請負・派遣契約額)が評価基準となっており、地域貢献や経済的自立性、高齢者の生きがい創出や健康寿命の延伸といった、当センター本来の目的が十分に反映されている指標とは言い難い。

したがって、事業実績額だけではなく会員の満足度や就業継続率などを新たな成果指標として加えることが必要であると考え。具体的には、会員アンケートによる満足度調査や、継続的な就業状況の把握、地域社会への貢献度等を測定する評価指標の導入を検討していただきたい。

NO	事業名	課
3	労政総務費 (おおいた勤労者サービスセンター補助金)	商工労政課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	<現状> 会員数については、順調に増加を続けており、さらなる会員増に向けて市内事業者に向けた加入促進の取組を進める。 <課題> 一般財団法人おおいた勤労者サービスセンターでは、地域密着型サービスの拡充やサービスメニュー選択制の導入など、会員ニーズに応じた事業内容の充実と利用促進により退会防止・会員拡大を図ることが必要であり、本市としては、補助金の交付を通じてサービスの充実と勤労者福祉の向上を図るとともに、連携して取り組んでいく。
事業の目的	企業に勤務する勤労者及びその事業所に対して総合的な福祉事業を行うことにより、勤労者等の福祉の向上を図るとともに、企業の振興及び地域社会の活性化に寄与する。

(2) 事業の内容

事業の内容
一般財団法人おおいた勤労者サービスセンターが実施する事業に要する経費について補助金を交付することにより、企業における労働者の福祉の増進を図る。 【おおいた勤労者サービスセンターの活動内容】 結婚祝金等各種給付金支給、人間ドック等各種健康診断受診補助、インフルエンザ予防接種補助、スポーツ施設等利用補助、各種教養講座受講及び演劇、コンサート等鑑賞補助、旅行・レクリエーション等補助、など。

(3) 関連する法令、実施要領、要綱、規則 等

なし

2. 事業実施期間

平成10年度～

3. 事業の評価指標と達成状況

評 価 指 標						
評価指標名	指標の説明	単位	基準値 (基準年度)	令和6年度 計画	令和6年度 実績	目標値 (目標年度)
会員数		人	23,316 (R5)	22,500	23,565	25,000 (R11)

単位:千円

	令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績
事業費	4,250	4,250	4,250	4,250
内訳(費目)				
負担金補助交付金	4,250	4,250	4,250	4,250

4. 監査の結果

合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

5. 監査の意見

(1) 補助金の在り方について

市は勤労者サービスセンターに対して当センターの経費に充てるため補助金を交付している。しかし、当センターの直近決算書を見てみると総事業収益(約2.2億円)に対する補助金(約4.3百万円)の割合が低く、概ね自立運営が可能な状況であることが推察できる。したがって、補助金の必要性やその規模については再検討が必要ではないかと考える。

具体的には、当センターの財政状況や積立資産の推移を定期的に確認しながら、補助金の縮小を段階的に進めることが考えられる。徐々に減額していくことで、当センターの自立性をさらに高めることができるし、縮小に伴いセンター自身が収益事業の拡充や経費削減など、自主的な経営努力が促進されることが期待できる。

(2) 理事会の体制について

当センターの理事会は、理事の多くがいわゆる充て職で構成されており、ガバナンスの形骸化が懸念される。

少なくとも常勤職員の最高責任者を理事に加え、現場の実態や課題を理事会に直接反映させ、意思決定の質を高めることが重要であると考え。これにより、理事会の機能強化と組織運営の透明性向上が期待できると考える。

(3) 新たなサービスの提供の創出について

現時点の当センターの会員数は、会員獲得の経営努力もあり減少しているような状況ではない。しかし、人口減少が予想されているなか、将来的には会員数の減少や高齢化への対応が課題となることは想像に難くない。今後は、給付金や余暇活動事業など従来型のサービスを維持しつつも、子育て世代など若年層のニーズに合ったサービスの提供がより求められるようになると考えられる。

たとえば、育児支援サービスの拡充が挙げられる。保育施設や学童保育の利用補助、子育て相談窓口の設置など、家庭と仕事の両立を支援する新たなサービスを導入することが有効ではないだろうか。また、デジタルサービスの導入として、オンライン講座や健康管理アプリの提供、電子申請の導入など、利便性向上策を進めることも重要と考える。加えて、SNSやWEBサイトを活用した広報活動や若年層向けイベントの開催など、特に若い世代への訴求を意識することが必要と考える。

NO	事業名	課
4	労政総務費 (中小企業等勤労者向け融資)	商工労政課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	<現状> 中小企業等で働く勤労者や失業者への支援事業として運用している。 <課題> 利用率が低い住宅資金をはじめ、今後の制度の在り方について、勤労者福祉の担当部署を含め、他市の制度や状況を調査し、検討する必要がある。 なお、金融機関からは相談段階で審査要件を満たさず本制度の利用に至らないケースが多いとの意見があり、より有効な支援事業を目指して本事業の在り方についても今後研究する必要がある。
事業の目的	中小企業等で働く勤労者及び失業者に対し、必要な資金を融通することにより、福利厚生を図ることを目的とする。

(2) 事業の内容

事業の内容
金融機関に対して預託金を預け入れて運用しており、中小企業等で働く勤労者及び失業者に対し、利用しやすい融資制度となるよう努めている。 令和2年度は予算所属は商工労政課で、実務は創業経営支援課が実施。令和3年度より実務も商工労政課へ移管。

(3) 関連する法令、実施要領、要綱、規則 等

大分市中小企業勤労者等福祉厚生資金融資要綱

2. 事業実施期間

昭和48年度～

3. 事業の評価指標と達成状況

評 価 指 標						
評価指標名	指標の説明	単位	基準値 (基準年度)	令和6年度 計画	令和6年度 実績	目標値 (目標年度)
融資件数		件		500	318	

単位:千円

	令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績
事業費	133,000	133,000	133,000	133,000
内訳(費目)				
預託金	133,000	133,000	133,000	133,000

4. 監査の結果

合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

5. 監査の意見

(1) 将来的な事業の在り方について

当事業については、認知度の低さや市中金融機関等との競合を要因として利用率が低迷していることが課題といえる。近年、民間金融機関や労働金庫による低利融資が充実し、自治体独自の融資制度の必要性が低下している面は否めない。また、全国的に見ても同様の制度を廃止した自治体が散見され、今後の事業の継続性について再検討されていることが窺える。

したがって、大分市としてもまず民間金融機関や労働金庫等による低利融資の現状や利用者ニーズを把握し、自治体独自の融資制度の役割や必要性を再評価することが重要ではないだろうか。その結果、必要性が低いと判断される場合は、段階的な事業縮小や廃止を検討し、廃止後は労働金庫や金融機関との連携による低利融資の紹介や、生活困窮者向け貸付制度(社会福祉協議会の生活福祉資金など)への誘導を行う体制を整えるべきと考える。

NO	事業名	課
5	障がい者職場実習促進事業	商工労政課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	<現状> 令和6年度は80件の実習を行い、48名が実習事業所に就労することができた。 <課題> 本事業は、令和2年度より新規で実施したものであったことから、令和4年度に検証・見直しを行い、その結果、様々な障がいの程度にも柔軟に実習ができるよう令和5年度より実習時間の条件緩和を行った。
事業の目的	一般就労を希望する障がい者と障がい者を雇用しようとする企業をマッチングし、職場実習を通して企業が障がい者を雇用することに対して抱く不安を解消するとともに、障がい者がその適正に合致した就労ができるよう支援し、障がい者の雇用を促進する。

(2) 事業の内容

事業の内容
障がい者の職場実習を受け入れた企業に対し、以下の通り奨励金を交付する。 【1日の職場実習の実施時間が4時間以上の場合】 1回につき最大50,000円(日額5,000円×実習日数(最大10日間)) 【1日の職場実習の実施時間が2時間以上4時間未満の場合】 1回につき最大30,000円(日額3,000円×実習日数(最大10日間)) また、職場実習を行った障がい者本人にも1回につき最大20,000円(日額2,000円×実習日数(最大10日間))の奨励金を交付する。

(3) 関連する法令、実施要領、要綱、規則 等

大分市障がい者職場実習促進事業実施要綱

2. 事業実施期間

令和2年度～

3. 事業の評価指標と達成状況

評 価 指 標						
評価指標名	指標の説明	単位	基準値 (基準年度)	令和6年度 計画	令和6年度 実績	目標値 (目標年度)
実習実施 件数		件		63	80	
就職率	実習を行った 障がい者が就 職した割合	%			67.60	

単位:千円

	令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績
事業費	6,758	4,743	5,500	5,095
内訳(費目)				
委託料	6,758	4,743	5,500	5,095

4. 監査の結果

合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

5. 監査の意見

(1)長期的なフォロー体制の整備とそれに伴う評価指標の設定について

所管課では、当事業における1年後の定着率に関する資料を委託先から入手しているものの、説明を求められた時の参考資料として入手されており、特に当事業に活かすという意図ではないということであった。

しかし、より長期的なスパンで当事業の有効性を測るためには、たとえば実習終了後1年・3年等のタイミングでフォローアップ面談を実施し、参加者の職場定着状況や課題を定期的に確認する仕組みを整えることが必要ではないかと考える。同時に、面談結果や職場への適応状況、定着率などをもとにした長期的な評価指標(例えば、1年後の定着率〇〇%以上、2年後は〇〇%以上など)を設け、より長期的な視点で効果検証ができる仕組みを検討していただきたい。

NO	事業名	課
6	商業振興事業(大分七夕まつり補助金)	商工労政課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	<現状> 令和6年度は、前年度を上回る来場者が訪れ、中心市街地の賑わいが創出された。今後も、事故等が発生しないよう、安心安全な祭りを目指して準備・運営を行う。 <課題> 非常に多くの来場者が訪れるため雑踏警備が必要であるが、物価高騰の影響により資金繰りが厳しい状況であるため、必要経費の見直しを随時行うとともに、今後も継続的に七夕まつりを実施していくため、予算確保のための取組が必要となる。
事業の目的	本市の中心市街地活性化と観光振興を図るために大分七夕まつりを開催する。

(2) 事業の内容

事業の内容
大分市まつり振興会が開催する大分七夕まつりの経費の一部を補助するとともに、大分七夕まつりを実施する。(催事:七夕飾り付けコンクール、府内戦紙、おおいたチキリンばやし市民総踊り、太鼓大会、府内戦紙ひろば、七夕ブロードウェイ等)

(3) 関連する法令、実施要領、要綱、規則 等

大分市まつり振興会会則

大分七夕まつり補助金交付要領

2. 事業実施期間

昭和57年度～

3. 事業の評価指標と達成状況

評価指標						
評価指標名	指標の説明	単位	基準値 (基準年度)	令和6年度 計画	令和6年度 実績	目標値 (目標年度)
来場者数 (初日・2日目計)		人	330,000 (R1)	330,000	400,000	400,000 (R7)

単位:千円

	令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績
事業費	36,000	36,000	36,000	36,000
内訳(費目)				
負担金補助及び交付金	36,000	36,000	36,000	36,000

4. 事業の参考情報

各部会(企画運営部会、交通対策部会、広報部会、寄付金部会、会場設営部会)を開催し、官民間わず様々な意見を交換する中、安心安全な運営に努めている。

5. 監査の結果

合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

6. 監査の意見

(1)評価指標の妥当性

当該事業は、中心市街地活性化と観光振興を図ることを目的としており、期間中の「来場者数」を評価指標として掲げている。令和6年度実績来場者数は400,000人であり、目標値400,000人を達成していることから、達成状況は「a」と評価している。

予算49百万円に対して大分市の補助金額は36百万円と7割を超える負担となっている。補助金率が高く、大分市が中心となって実施している事業であることから、補助金額に見合う効果があるか、その必要性をより慎重に判断する必要があると考えられる。

「来場者数」が多いと経済効果も高くなると推定はできるが、400,000人という目標人数が、補助金額36百万円の経済効果として妥当な人数なのか検証が必要と考える。事業の必要性を判断するための評価指標として、「来場者数」のみで十分なのかも含めて検討することが望まれる。

また、そもそも大分市がその多くを負担する必要がある事業なのか、大分市内の企業等からの負担金・協賛金額を増やしてもらうなど大分市の補助金率の引き下げに繋がる取組も含めて検討することが望まれる。

(2) 補助金額の妥当性検討

当該事業は、大分市まつり振興会(以下「振興会」という。)に補助金を交付し、振興会が主催者となって「大分七夕まつり」を開催している。補助金の額は振興会が作成する収支予算書に基づき決定されるため、収支予算書の金額が適正かどうか、大分市としても検討する必要があると考える。

この点、振興会の資料からは、業者を選定する際の一部で相見積を取っていることが確認できない。複数者から相見積を取ることで事業予算が削減され、補助金を減額する余地もあると考えられるため、原則として複数者から相見積を取ることを求める必要がある。

また、振興会が支出を行う際に業者から見積書・請求書を取っているが、一部の業者からの見積書・請求書は、その内容詳細が分かるものとはなっていない。現在の見積書の内容で補助対象経費かどうか判断することはできないと考えられるため、補助対象経費か判断できる明細等を入手させる必要があると考える。

(3) 支出報告書の根拠資料添付

振興会は、支出に関して領収書等を証憑書類として入手しているが、事業費に関しては交付金支給団体に支出報告書の提出を求め、これを証憑書類としている。支出報告書には、内訳費用の証拠として領収書等を添付している団体と支出報告書だけが提出されている団体がある。

補助金を使って行われる事業であることから、補助金が本来の趣旨で使用されていることを市としても担保する必要があり、少なくとも振興会に、支出内容が確認できる書類等を添付した支出報告書を団体に求めるよう指導する必要があると考える。

NO	事業名	課
7	中小企業競争力強化支援事業 (小規模事業者競争力強化支援事業補助金)	商工労政課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	<現状> 令和5年度に実施した補助金の利用アンケート(対象者:令和4年度に補助金を交付した事業者(207件)回答数:139件、回答率67.1%)の結果によると、「売上高が増加した(66.2%)」や「来客数や問い合わせの件数、新たな取引先や顧客の獲得状況が増加した(61.9%)」、「従業員数が増加した(13.7%)」といった回答が得られ、補助金活用の効果が見られた。 補助金の事務に関して、引き続き事前エントリー制とし、募集を前期と後期に分けることで、窓口の混雑を緩和させ、電子申請システムも引き続き活用することにより、業務のDX化を推進する。 <課題> 金融機関や商工会議所等関係機関との連携を深める中で、小規模事業者の補助事業の実施計画策定を支援し、本補助金の有効な活用に努める。 販路拡大や業務効率化を図ることで企業の競争力強化につながる、時代のニーズに沿った制度となるよう引き続き制度の検討を行う。
事業の目的	本市の小規模事業者が、持続的な成長に向けて行う、DXその他の方法による販路開拓や業務効率化の取組を支援することで、企業の競争力の強化を図る。

(2) 事業の内容

事業の内容
市内の中小企業者・小規模事業者が行う、販路開拓や業務効率化の取組に要する経費に補助金を交付。 補助対象事業(令和7年度) [DX推進枠]会計ソフトウェアの導入、Web広告の掲載、ECサイト構築など [一般枠]機械装置の導入、店舗のバリアフリー化、チラシの作成・送付など 補助額(令和7年度) [DX推進枠]対象経費の2/3・上限400千円

〔一般枠〕対象経費の1／2・上限300千円
補助件数(令和5年度)280件、(令和6年度)114件

(3) 関連する法令、実施要領、要綱、規則 等

大分市小規模事業者競争力強化支援事業補助金交付要綱

大分市小規模事業者競争力強化支援事業補助金交付要領

2. 事業実施期間

平成29年度～

3. 事業の評価指標と達成状況

評価指標						
評価指標名	指標の説明	単位	基準値 (基準年度)	令和6年度 計画	令和6年度 実績	目標値 (目標年度)
補助件数		件		100	114	100 (R6)

単位:千円

	令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績
事業費	90,265	71,118	30,351	26,466
内訳(費目)				
報償金	56	0	56	0
消耗品費	128	91	162	35
食糧費	2	0	2	0
通信運搬費	79	79	65	55
委託料	0	0	66	0
運営費等補助金	90,000	70,948	30,000	26,376

4. 事業の参考情報

中小企業庁が実施している小規模事業者持続化補助金を参考に事業を実施。

5. 監査の結果

合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

6. 監査の意見

(1) 評価指標の妥当性

評価指標が「補助件数」となっており、目標値100件に対して令和6年度の実績は114件と、達成状況は「a」としている。しかし、当該事業は補助することが目的ではなく、補助金を交付することにより企業の持続的な成長や競争力の強化を図ることが目的であるため、評価指標としては不十分であるといえる。

この点、市は補助金利用事業者に対してアンケートを実施しており、売上の増加、新規取引先の獲得状況等を調査していることから、アンケートを活用し、当該事業の実施によりどのような効果があったかを測ることができる指標、例えば補助金交付前後で売上高が増加した企業の割合などを併せて設定することが望ましい。

NO	事業名	課
8	商都復活支援事業 (まちなか出店サポートセンター事業)	商工労政課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	<現状> 例年、株式会社大分まちなか倶楽部へ委託し事業を実施していたが、令和7年度は、公募型プロポーザルを実施し、株式会社大分まちなか倶楽部が委託事業者として選定された。 <課題> 中心市街地における空き店舗率が目標指標に達していない。補助制度について効果的な情報発信など目標指標を達成するための取組を実施する必要がある。
事業の目的	中心市街地の空き店舗の出店を支援するとともに、中心市街地で開催されている各種イベントの調整や助言などを行うことにより、中心市街地活性化基本計画の数値目標である「空き店舗率」の低減や「中心市街地の歩行者通行量」の増加などを図る。

(2) 事業の内容

事業の内容
中心市街地の空き店舗出店を支援するとともに、中心市街地で開催されている各種イベントの調整や助言などを行うことに加え、民間活力を活用したエリアマネジメントを推進する。

(3) 関連する法令、実施要領、要綱、規則 等

令和7年度大分市まちなか出店サポートセンター事業及び大分市中心市街地プロモーション事業委託公募型プロポーザル実施要領
大分市中心市街地商都復活支援事業補助金交付要綱
第4期大分市中心市街地活性化基本計画

2. 事業実施期間

平成20年度～

3. 事業の評価指標と達成状況

評 価 指 標						
評価指標名	指標の説明	単位	基準値 (基準年度)	令和6年度 計画	令和6年度 実績	目標値 (目標年度)
空き店舗率	中心市街地における 5 商店街組合の区域 内の空き店舗率	%	9.0 (R3)		9.0 (R7.3 月)	4.6 (R9)

単位:千円

	令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績
事業費	11,165	11,165	11,146	11,146
内訳(費目)				
委託料	11,165	11,165	11,146	11,146

4. 事業の参考情報

株式会社金沢商業活性化センターによる中心市街地への新規出店支援(金沢市)
地域商業活性化支援事業費補助金(大分県)※令和6年度で事業終了

5. 監査の結果

合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

6. 監査の意見

(1)評価指標の妥当性

当該事業は、①テナントミックス事業②イベントミックス事業③フォローアップ事業
④広報事業⑤エリアマネジメント推進事業の5つに分けられる。

評価指標を「空き店舗率」としているが、目標4. 6%に対して令和6年度実績は
9. 0%と達成状況は「d」となっている。

いずれの事業も「空き店舗率」を改善するための施策であることとは理解できるが、
「空き店舗率」は大分市中心市街地活性化基本計画に掲げられている目標指標で
あり、商都復活支援事業以外の様々な事業の積み重ねによって達成されるもので
あるため、当該事業との直接的な関係を把握することは困難であり、評価指標として
は不十分であるといえる。

当該事業の必要性や効果を測定することができる指標を設定することが望まれる。

(2)実績報告

令和6年度までは随意契約により事業者を選定しており、予定価格は選定事業者の見積書をもとに、日数×単価で算定している。

「令和6年度まちなか出店サポートセンター事業仕様書」に記載されている委託事項は以下のとおり。

事業内訳	委託内容
テナントミックス事業	①中心市街地の空き店舗・空き事務所等の情報を収集する ②個人・個店との相談並びに事業計画書作成支援業務 ③商店街団体等との相談業務
イベントミックス事業	①中心市街地で開催されているイベント情報の収集 ②イベント内容の調整
フォローアップ事業	①フォローアップ等の実施にあたっての出店者の現状把握 ②上記①の状況の把握を踏まえた出店者のフォローアップ等
広報業務	ホームページ等に出店支援の補助施策・空き店舗情報・中心市街地のイベント情報などを掲載する。
エリアマネジメント推進事業	他市の先進事例等を調査研究し、本市中心市街地の課題解決に有効と思われる事業の調査、研究、検討、提案等を行う。

上記業務の適正価格は合理的に算定することはできないため、事業に要する日数を試算し、日数に基づき予定価格を決定することは妥当であると考えられる。

この点、仕様書で求めている報告事項は以下のとおりである。

事業内訳	報告事項
テナントミックス事業	・中心市街地の空き店舗、空き事務所の収集状況 ・出店、起業に関する相談の件数、内容 ・事業計画書の作成に関する相談の件数、内容 ・空き店舗等への出店・起業の実績
イベントミックス事業	・中心部でのイベント開催状況 ・イベントの開催に関する相談の件数、内容 ・内容等の調整を行ったイベントに関する実績
フォローアップ事業	・現状把握の調査を行った店舗の件数、内容 ・フォローアップ等を行った出店者の件数、内容
広報業務	・ホームページ等への掲載内容
エリアマネジメント推進事業	・調査研究結果の報告書

当該委託業務については、実績として相談件数や相談内容の報告を求めている。しかし、随意契約であり予定価格は業者の見積書に基づき決定されていることから、価格が妥当であったか検討するためにも、少なくとも実績日数を報告させ、予定日数との差異を把握する必要があると考える。

なお、令和7年度より公募型プロポーザル方式へ変更し、競争性が働くよう執行方式の見直しが図られている。

NO	事業名	課
9	商都復活支援事業	商工労政課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	<現状> 事業者や商店街団体に対し、空き店舗への出店やイベント実施、商店街施設の整備等に係る経費を補助している。 <課題> イベント事業において、申請者や申請内容が固定化してきており、中心市街地活性化の効果を高めるため制度の見直しが必要と考える。 また、中心市街地における空き店舗率の目標指標を達成するために、補助制度について効果的な情報発信を行う必要がある。
事業の目的	空き店舗への出店や、イベント実施、商店街施設の整備などを支援することで、商業集積、集客、にぎわい創出などを図る。 併せて、広域連携イベントの開催も支援することで、交流人口の拡大も図る。

(2) 事業の内容

事業の内容
大分市中心市街地活性化基本計画に定める区域において、法人、個人が行う空き店舗への出店、イベント開催等に係る経費の一部を補助する。

(3) 関連する法令、実施要領、要綱、規則 等

大分市中心市街地商都復活支援事業補助金交付要綱
第4期大分市中心市街地活性化基本計画

2. 事業実施期間

平成20年度～

3. 事業の評価指標と達成状況

評価指標						
評価指標名	指標の説明	単位	基準値 (基準年度)	令和6年度 計画	令和6年度 実績	目標値 (目標年度)
空き店舗率	中心市街地における 5 商店街組合の区域 内の空き店舗率	%	9.0 (R3)		9.0 (R7.3 月)	4.6 (R9)
歩行者通行量	中心市街地の歩行者 通行量(土日計)	人	259,541 (R3)		334,180	291,000 (R9)

単位:千円

	令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績
事業費	64,935	54,548	64,334	60,880
内訳(費目)				
報償費	420	147	308	161
食糧費	15	13	15	11
通信運搬費			11	10
負担金補助交付金	64,500	54,388	64,000	60,698

4. 事業の参考情報

株式会社金沢商業活性化センターによる中心市街地への新規出店支援(金沢市)
地域商業活性化支援事業費補助金(大分県)※令和6年度で事業終了 ほか

5. 監査の結果

合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

6. 監査の意見

(1) 評価指標の妥当性

当該事業は、①まちなか出店支援事業②イベント開催事業③広域連携イベント誘致事業④商店街基盤整備事業⑤中心部活性化商店街等連携イルミネーション事業⑥中心部活性化商店街等連携イベント事業⑦中心部活性化商店街等連携販売促進事業の7つの異なる事業から構成されている。これに対して評価指標は「空き店舗率」「歩行者通行量」と共通の指標が設定されている。

いずれの事業も「空き店舗率」「歩行者通行量」を改善するための施策ではあるとは理解できるが、各事業がどれだけ貢献しているか効果を測定することはできないと

考えられる。

また、上記指標は商都復活支援事業以外の複数事業でも設定されている指標であり、様々な事業の積み重ねによって達成されるものであるため、当該事業との直接的な関係を把握することは困難であり、評価指標としては不十分であるといえる。

当該事業の必要性や効果を測定することができる指標、例えば補助金を活用した出店件数や補助金を活用して実施したイベントの平均来場者数などを設定することが望まれる。

(2) 補助対象経費の明確化

要綱では補助対象経費を以下のとおり定めている。

別表(第3条関係)一部抜粋

	補助対象事業	補助対象経費
1	まちなか出店支援事業	店舗内外改装に係る経費、備品購入費及び広告料
2	イベント開催事業	イベントの開催に係る経費
3	広域連携イベント誘致事業	イベントの開催に係る経費
4	商店街基盤整備事業	施設及び設備の整備に係る経費
5	中心部活性化商店街等連携イルミネーション事業	イルミネーション事業の開催に係る経費
6	中心部活性化商店街等連携イベント事業	イベント事業の開催に係る経費
7	中心部活性化商店街等連携販売促進事業	販売促進事業に係る経費

本事業は、申請内容について、事務局で大分市中心市街地商都復活支援事業補助金交付要綱の補助対象経費に該当しないか検討を行った後、大分市中心市街地商都復活支援事業選考委員会に諮り意見を聴き、意見に基づき交付決定を行っている状況である。イベント等では想定していないような経費が発生するケースも多いため、要綱等で詳細を定めることは困難ではあるものの、担当者の裁量を排除し、公平性を確保するためにも、可能な限り要綱等で具体化、明確化することが望まれる。

NO	事業名	課
10	歩行者天国実施事業	商工労政課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	<現状> 中心市街地に位置する市道中央通り線で歩行者天国を実施することにより、東西商店街の回遊性向上による中心市街地全体の活性化が図られている。 中央通り周辺地域への経済波及を目的とし、歩行者天国と同日に開催するイベントとの連携を強化することで、さらなる回遊性及び滞在時間の向上に取り組む。 <課題> 中央通り周辺への経済波及効果をみるため、周辺商店街の組合員を対象にアンケートを行っているが、回収率が低いため、商店街団体を通じて個店に呼びかけ回収率の向上を図り、効果測定の精度を高める。
事業の目的	市道中央通り線で歩行者天国を実施することにより、中心部に新たな魅力を創出し、中心市街地の回遊性の向上や滞在時間の延長を目指す。 この取組は、中心市街地の活性化による本市全域の活性化はもとより、県内経済の活性化を図ることを目指す。

(2) 事業の内容

事業の内容
実施主体となる団体に、開催経費を補助し、市道中央通り線で歩行者天国を実施する。単体でイベント等を行うだけではなく、開催時期が近いイベント等と連携することで相乗効果を高めていくこととしている。

(3) 関連する法令、実施要領、要綱、規則 等

大分市中央通り歩行者天国推進委員会運営費補助金交付要領

2. 事業実施期間

平成28年度～

3. 事業の評価指標と達成状況

評 価 指 標						
評価指標名	指標の説明	単位	基準値 (基準年度)	令和6年度 計画	令和6年度 実績	目標値 (目標年度)
売上が増えた個店の割合	アンケート調査	%		37	35	35 (R6)
来場者数	各回平均人数	人		23,000	22,760	24,000 (R6)

単位:千円

	令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績
事業費	21,304	20,238	17,000	13,668
内訳(費目)				
負担金補助及び交付金	19,500	19,468	17,000	13,668
委託料	1,804	770	0	0

4. 監査の結果

合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

5. 監査の意見

(1) 評価指標の妥当性

評価指標として、「売上が増えた個店の割合」「来場者数」を設定している。

当該事業が、魅力ある中心市街地の創造、回遊性の向上、滞在時間の延長を図るとともに広く魅力発信することで市内外からの誘客増加と市全体の活性化に寄与することを目的としていることから、「売上が増えた個店の割合」は当該事業の成果を計る合理的な指標であると考えられる。

しかし、商店街振興組合に加盟する店舗は約370店舗であるのに対して、回収したアンケートは50件にも満たないため、効果測定の指標としては精度が不十分と考える。

当該事業は補助率がほぼ100%となっている事業であり、なぜ市が全額負担して実施する必要があるのか、市民に説明できるだけの成果が求められるものと考えられる。なぜ個店の協力を得られずアンケートの回収率が低いのか、まずはその要因を分析し、回答者へ歩行者天国の目的や効果を伝えるなどの工夫をして、より多くのアンケート回答を得られるように改善する必要がある。

(2) 補助対象経費の妥当性

補助金交付先である大分市中央通り歩行者天国推進委員会(以下「推進委員会」という。)が事業を実施する上で、どのように業者を選定するかについて定めがなく、相見積を取ることは求められていない。しかし、相見積を取ることで補助金を削減する余地もあると考えられる。

当該事業は、推進委員会に補助金を交付することが予め決まっている事業であり、交付先決定に際して競争性はない。補助金は公金を原資としており、市としては補助する額が適正か、過大に交付していないか検討する必要がある。

この点、推進委員会では令和7年4月1日付で「大分市中央通り歩行者天国推進委員会 会計規程」を新設し、「競争の原理が働くよう」、一定金額以上は複数者から見積書を取ることが明文化されている。市としては、推進委員会が会計規程に従い、複数見積書を取った上で業者選定しているか、確認することが望まれる。

(3) 実績報告

大分市中央通り歩行者天国推進委員会(以下「推進委員会」という。)は、株式会社大分まちなか倶楽部(以下「大分まちなか倶楽部」という。)に事務局業務を委託している。契約金額は、大分まちなか倶楽部が日数×単価で算定した見積書に基づいて、推進委員会で決定している。

しかし、随意契約であり契約金額は業者の見積書に基づき決定されていることから、金額が妥当であったか検討するためにも、少なくとも実績日数を報告させ、予定日数との差異を把握する必要があると考える。

NO	事業名	課
11	大分市クリエイティブ産業育成事業	商工労政課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	経済のグローバル化や個人の価値観の多様化・高度化による市場競争の激化に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大やデジタル化の推進などに伴う社会・経済構造の大きな変革期を迎える中、中小企業等が持続可能な成長を遂げるためには、これまで取り組んできたビジネスの競争力を高めていくとともに、将来的に成長する可能性が高い産業分野への進出も必要となっている。
事業の目的	「クリエイティブ産業の裾野の拡大」「クリエイターの育成」「中小企業の販路拡大」を目的に「おおいたデザイン・エイド」を実施し、クリエイティブ産業の育成を図る。 令和3年度からは、大分都市広域圏経済戦略に掲げる4つの経済戦略のうち「戦略Ⅱ」の「中小企業振興」「異業種間交流の機会を創出し、圏域内外への販路拡大や技術力向上のための企業間連携を促進する取組」として、広域圏において中心的役割を担う本市が牽引役となり、中小企業の経営力の強化、販路開拓を目指す。同時に、地元クリエイターについても、より実践的な取組を通して、スキルアップとビジネスの拡大に繋げる。

(2) 事業の内容

事業の内容
【平成30年度～令和2年度活動内容】 ビジネスにデザイン思考を取り入れ成功した経営者や第一線で活躍するクリエイターによる講演会並びに本市内中小企業の商品パッケージデザインのリニューアル等を課題にしたコンテストを開催。見本市の出展。 【令和3・4年度活動内容】 講演会を講座に変更し、経営とブランディング講座を開催並びに本市内中小企業の商品のパッケージデザイン等コンテストを開催。見本市の出展。 【令和5・6年度活動内容】 デザイン経営の手法を用いて事業プランを策定するワークショップを開催。大分市の抱える課題をデザインの観点で解決するプランを募集するコンテストを開催。見本市の出展。

(3) 関連する法令、実施要領、要綱、規則 等
なし

2. 事業実施期間

平成30年度～令和6年度

3. 事業の評価指標と達成状況

評価指標						
評価指標名	指標の説明	単位	基準値 (基準年度)	令和6年度 計画	令和6年度 実績	目標値 (目標年度)
プログラム へ参加する ペア数	実践コースに参加する企業・クリエイターのペア数	組		4	4	6 (R6)
応募作品 数	次代のクリエイター発掘部門への作品応募数合計	件		70	82	70 (R6)

単位:千円

	令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績
事業費	15,224	14,642	11,192	10,126
内訳(費目)				
旅費	171	128	139	99
消耗品費	53	33	53	32
委託料	15,000	14,481	11,000	9,995

4. 監査の結果

合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

5. 監査の意見

(1) 重点的に育成すべきクリエイティブ人材の明確化について

当事業は、「大分市商工業振興計画」に基づき、成長産業の一つであるクリエイティブ産業に注目し、当該産業の育成を目的として平成30年度から実施されている。当初は、デザインをターゲットに事業を推進してきたが、現行においては、どの分野のクリエイティブ人材を重点的に育成するのかが明確にされていないように見受けられる。クリエイティブ産業といっても、デザイン、映像、音楽、アート、広告、

IT、ゲーム、ファッション、建築などその内容は多様な分野が含まれており、それぞれに求められるスキルや人材像が異なるはずである。育成対象となる人材の分野や特性を十分に整理し、事業の方向性や支援策を設定することが望まれる。

今後は、地域や産業界のニーズを踏まえ、多岐にわたるクリエイティブ産業の分野について検証し、重点的に支援・育成すべきクリエイティブ人材の分野を明確化されることを期待したい。

NO	事業名	課
12	中小企業競争力強化支援事業 (貨物運送業者支援事業)	商工労政課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	<現状> 燃油価格の高騰及び2024年問題による影響を受け、多くの貨物運送事業者が車両の維持など、事業の継続に苦慮されていることに加え、公益社団法人大分県トラック協会から事業者支援に関する要望書が市長に対して出された。 <課題> なし
事業の目的	長期化する燃料価格の高騰及び2024年問題による影響が続く貨物運送事業者に対し、支援金を交付することで事業の継続を支援する。

(2) 事業の内容

事業の内容
令和6年4月1日において市内に本社もしくは事業所を有し、一般貨物自動車運送事業・特定貨物自動車運送事業・貨物軽自動車運送事業を営む中小規模の法人もしくは個人事業主に対して支援金を交付する。 [支援金額] 対象者が市内で使用する車両数×支援金単価 [支援金単価] ①普通貨物自動車 5万円、②小型貨物自動車 2万5千円 ③軽貨物自動車 1万円

(3) 関連する法令、実施要領、要綱、規則 等

大分市貨物運送事業者支援金交付要綱

2. 事業実施期間

令和6年度～令和7年度

3. 事業の評価指標と達成状況

評 価 指 標						
評価指標名	指標の説明	単位	基準値 (基準年度)	令和6年度 計画	令和6年度 実績	目標値 (目標年度)
なし						

単位:千円

	令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績
事業費	—	—	260,000	172,592
内訳(費目)				
消耗品費	—	—	300	126
印刷製本費	—	—	50	28
通信運搬費	—	—	100	19
委託料	—	—	9,200	7,051
使用料及び賃借料	—	—	350	293
負担金補助及び交付金	—	—	250,000	165,075

4. 監査の結果

合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

5. 監査の意見

(1) 事業の継続性について

当事業は、物流業界の「2024年問題」等への対応策として国の緊急経済対策の一環で実施されているため、令和7年度をもって終了予定である。よって、一時的な支援に留まることにより、事業終了後の運送事業者の安定経営や競争力維持が困難となることが懸念される。

そのため、事業終了後も既存の物流DXや人材育成、車両更新支援に関する事業など、他の事業を通じて継続的な支援を行うことが重要と考える。また、その際には、原油価格高騰対策のような時限的な支援だけでなく、省エネ化や脱炭素化を促進する長期的な視点での支援策を検討すべきと考える。

NO	事業名	課
13	ふるさと大分市応援寄附金推進事業 (個人版ふるさと納税)	商工労政課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	平成31年総務省告示第179号において、寄附金の募集費用の合計額が寄附額の5割以下であることが定められているが、このルールが令和5年10月から厳格化された。 募集費用として返礼品代金、送料、広告料、サイト掲載経費、業務委託料などが含まれており、基準を達成するため令和5年10月から約9割の返礼品について、寄附額に対する返礼品代金の割合を引き下げたが、他自治体との競争に不利となるため状況を注視しながら見直しを図る必要がある。
事業の目的	5千円以上の個人寄附者への返礼品として本市の特産品等を贈呈することにより、寄附金の増収を図るとともに、本市の魅力発信及び特産品等の販路拡大につなげる。

(2) 事業の内容

事業の内容
新規返礼品の発掘、ふるさと納税ポータルサイトへの掲載や都市部を中心とした情報発信。

(3) 関連する法令、実施要領、要綱、規則 等

地方税法

ふるさと大分市応援寄附金事務取扱要綱

2. 事業実施期間

平成26年度～

3. 事業の評価指標と達成状況

評 価 指 標						
評価指標名	指標の説明	単位	基準値 (基準年度)	令和6年度 計画	令和6年度 実績	目標値 (目標年度)
寄附額(個人版)		千円		1,300,000	964,867	1,300,000 (R6)

単位:千円

	令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績
事業費	580,920	567,462	530,571	469,825
内訳(費目)				
旅費	510	134	91	59
消耗品費	391	225	391	160
印刷製本費	196	0	200	0
通信運搬費	204	204	204	179
広告料	3,575	968	3,575	440
手数料	5,104	1,809	2,708	1,708
委託料	570,877	564,122	523,379	467,279
使用料及び賃借料	23	0	23	0
負担金補助及び交付金	40	0	0	0

4. 事業の参考情報

国全体の寄附額・・・令和6年度 1,272,752,408,941円

県全体の寄附額・・・令和6年度 11,819,653,211円

(総務省公表資料を基に算出)

大分市のふるさと納税寄附金実績額の推移は下記のとおりである。

ふるさと納税寄附金額の推移

年度	件数	金額
令和5年度	52,885 件	1,064,716,250 円
令和4年度	64,083 件	984,466,500 円
令和3年度	48,472 件	975,528,500 円
令和2年度	34,478 件	402,772,501 円

令和元年度	14,985 件	201,447,940 円
平成30年度	10,226 件	149,682,500 円
平成29年度	7,854 件	124,801,748 円
平成28年度	11,517 件	161,276,901 円
平成27年度	2,767 件	51,215,059 円
平成26年度	329 件	7,770,000 円
平成25年度	9 件	1,292,000 円
平成24年度	8 件	2,090,000 円
平成23年度	10 件	2,421,316 円
平成22年度	5 件	1,290,270 円
平成21年度	7 件	972,665 円
平成20年度	11 件	1,860,000 円

5. 監査の結果

合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

6. 監査の意見

(1) ふるさと納税における効果的な広報の在り方について

上記ふるさと納税寄附金実績額の表から、大分市の魅力ある返礼品の開発や特設サイトの開設など、市の努力もあり年々増加していることが見てとれる。当事業を今後さらに発展させるために、以下の点に留意されたい。

ふるさと納税の推進にあたっては、単に返礼品の魅力を訴求するだけでなく、寄附金の使途や地域が抱える課題、その解決に向けた取組などを寄附者が地域の未来に共感し参画できる広報戦略を展開することが重要であると考え。特設サイトでは、寄附金の使い道自体は示されているものの、実際に寄附金がどのように活用されているかについての具体的な事例紹介が「準備中」となっており、寄附者に対して活用の実態が十分に伝わっていない。寄附者は自身の寄附がどのようなカタチで地域に貢献しているのか、どのような成果をもたらしているのかを知りたいというニーズを持っていると思われるが、現状はその期待に十分応えられていない。

したがって、活用事例の作り込みを進め寄附金によって事業がどのように成果を上げたのか具体的に示す必要があると考える。

寄附者が自身の寄附の意義を実感できるような情報発信に努めるべきである。

NO	事業名	課
14	企業立地推進事業(企業立地促進助成金)	創業経営支援課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	<現状> 本市は、製造品出荷額九州第1位を誇る産業都市であり、新産都企業群をはじめとする大企業や多様な分野の中小企業がバランスよく立地している。 <課題> 更なる企業立地の促進を図るためには、社会経済情勢や企業のニーズ等を踏まえたきめ細やかな支援策の構築とともに、不足が顕著となった産業用地の確保が課題となっている。
事業の目的	本市における企業の立地を促進することにより、産業の振興及び雇用機会の拡大を図り、もって大分市の経済の発展及び市民生活の向上に資することを目的とする。

(2) 事業の内容

事業の内容
市内において事業所の新設等を行う企業の設備投資や新規雇用等を支援するため、「企業立地促進助成金」「情報通信関連産業支援助成金」「本社機能移転促進助成金」の3つの助成措置を講じている。

(3) 関連する法令、実施要領、要綱、規則 等

大分市企業立地促進条例

大分市企業立地促進条例施行規則

2. 事業実施期間

平成16年度～

3. 事業の評価指標と達成状況

評 価 指 標						
評価指標名	指標の 説明	単位	基準値 (基準年度)	令和6年度 計画	令和6年度 実績	目標値 (目標年度)
立地企業件数 (累計企業件数)		件		12	21 (累計 103 件)	12 (R7～11 累計 60)

単位:千円

	令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績
事業費	1,468,184	1,449,484	1,122,307	1,078,523
内訳(費目)				
負担金補助交付金	1,468,184	1,449,484	1,122,307	1,078,523

4. 監査の結果

合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

5. 監査の意見

(1) 指定企業からの提出書類未入手

指定の申請時や助成金の額の確定時に添付書類として市長が別に定める書類が掲げられており、内規で当該書類に設備投資に関する支出証拠としての契約書や請求書を定めていたところ、実際には全ての契約書や請求書が提出されていないかった。

特に大企業では投資件数が多く、請求書等の提出自体が膨大な事務量となるため、企業側の提出事務の負担が過大で手続が煩雑になること、市としても全件確認を行う時間的、人的余裕がないのが現状である。その結果、請求書が提出されないまま、企業内部の支払システム出力資料などを代替証拠として認める事例が発生している。

このような運用は、市・企業双方の事務負担を軽減する効果がある一方で、複数の問題を内包している。まず、内部資料は企業内部で作成・管理されるものであり、請求書のように取引の相手方による外部証拠ではないため、支出の实在性、金額の正確性、取引相手の確認といった点で証拠能力が弱い。また、内部資料の取扱い基準が明確でないまま個別判断で認められていることから、企業によって提出内容に差が生じ、制度運用の公平性が損なわれる懸念がある。

改善策を検討する上では、①従来どおり全企業に請求書提出を求める形式的に

公平性を重視した対応、②企業の規模・内部統制の整備状況に応じて提出要件を緩和するリスクベースの効率性重視の対応という二つの考え方がある。前者は公平性の確保には有効だが、行政・企業双方の事務負担が過大で、制度の利用意欲を下げるおそれがある。一方、後者は効率的で実務的であるが、基準を明確にしないと恣意的な運用がなされ不適切なものが紛れ込むリスクがある。

したがって、今後は両者のバランスをとりつつ、リスクベースでの合理的な確認手続を制度化することが望ましい。具体的には、会計監査人設置会社や上場企業など、外部監査や内部統制体制が整備された企業については、請求書全件の提出を求めず、監査部門の確認書等をもって代替可能とする。一方、内部統制が十分でない中小企業については、引き続き請求書等の原始証憑を提出させ、行政側が重点的に確認する。また、請求書等が提出されない場合の例外的な取扱いを明文化し、代替資料の範囲や確認手順を標準化することで、運用の公平性と透明性を確保する。制度の目的とリスクに応じた柔軟な管理手法を導入することにより、行政の効率性と企業の利便性を両立させつつ、助成金の適正執行を確保することができるものと考えられる。

大分市企業立地促進条例施行規則(令和6年4月1日施行)

(指定の申請)

第8条 指定を受けようとする企業は、指定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、事業開始日の30日前までに市長に提出しなければならない。

(5) その他市長が必要と認める書類

(助成金の額の確定)

第12条 指定企業は、事業を開始した日(災害その他のやむを得ない事情がある指定企業にあっては、当該日から起算して6月経過した日)から起算して1年以内に事業開始報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績説明書

(2) 収支計算書

(3) その他市長が必要と認める書類

(2)助成対象範囲の明確化

大分市企業立地促進条例施行規則(令和6年4月1日施行)を見ると、助成対象となる設備投資の対象取得期間が、「事業開始日の5年前の日から事業開始日の前日まで」と定められており、実際に申請時点で既に取得から数年が経過した設備も対象となっている事例が見られた。このように期間を長く設定しているため、企業

によっては事業開始とは直接関係の薄い過去の投資や、既に使用されている資産が助成対象に含まれるケースも生じており、助成制度の趣旨である「立地の促進、産業振興、雇用機会の拡大」との関係が不明確なものと推察された。また、過去の投資を含めると、早期に投資を行った企業ほど有利となる傾向が生じ得ることから、制度運用の公平性や透明性が損なわれる懸念も考えられる。

この問題に対応するためには、過去の投資を対象とする場合、あらかじめ提出された(設備投資を含む)計画書に位置付けられた投資に限るなど、助成対象範囲を明確にすることが重要である。さらに、審査段階では投資が立地判断と一体的に行われたことを示す社内決裁書類や計画書の提出を求める等、事後的な対象拡大を防止する運用を徹底する必要があるといえる。

大分市企業立地促進条例施行規則(令和6年4月1日施行)

第2条

(4) 設備投資 事業所の新設、増設又は移設(以下「新設等」という。)に必要な土地、家屋及び償却資産(本市の固定資産税の課税対象となる土地、家屋及び償却資産に限る。以下同じ。)の取得(事業を開始する日(以下「事業開始日」という。)の5年前の日(5年以内に設備投資支援に係る指定(条例第2条に規定する指定をいう。以下同じ。)を2回以上受けようとする場合にあっては、前回の指定に係る設備投資に関する計画(以下「設備投資計画」という。)に基づく取得の完了の日)から事業開始日の前日までの間の取得に限る。)並びに機械等(本市の固定資産税の課税対象となる機械等に限る。以下同じ。)の賃借(次条第1号に掲げる企業立地促進助成金の場合に限り、かつ、事業開始日の5年前の日(5年以内に設備投資支援に係る指定を2回以上受けようとする場合にあっては、前回の指定に係る設備投資計画に基づく賃借の完了の日)から事業開始日の前日までの間に契約を締結した賃借に限る。)をいう。

なお、担当課からは、大分市企業立地促進条例施行規則を改正し、令和7年度から設備投資に係る事業計画書の提出を求めその提出日以降に行う設備投資を助成対象とすることとしたとの回答を受けた。

(3)設備投資に係る資産の所在やリベートの有無の確認

設備投資に関連した助成金の運用において、公金支出の観点からは助成対象企業が助成金によって取得した固定資産を実際に所有、使用しているかを確認することが重要である。しかし、現状では全ての案件について現地確認を通じて資産の実在性を確かめることは、行政、企業双方にとって大きな事務負担となること等から行われていない状況となっている。また、事後的な値引きやリベート、変更契約の

発生により、実際の支出額と助成金算定額に乖離が生じるリスクが存在する。これらの状況を放置すると、助成金の過大交付や不正利用をチェックできないおそれがあり、制度の信頼性や説明責任を損なう結果となり得る。

問題の背景には、企業による支出実績報告の正確性に依存していること、行政による確認手続の効率化と精度向上の両立が難しいこと等が挙げられる。とりわけ会計監査人設置会社や上場企業など外部監査や内部統制体制が整備された企業に対してまで一律に全件確認を求めることは現実的でなく、企業側の提出負担が過大となり、助成制度そのものの利用意欲を減退させる懸念もある。

このような課題に対し、実務上の解決策の1つとして償却資産税申告書の活用が挙げられる。償却資産税申告書は、取得年月日、資産の所在地、取得価額などが明確に示された公的書類であり、助成対象資産の存在確認や所有状況を効率的に検証できる信頼性の高い資料である。特に、高額な設備助成を受けた企業に対して、当該申告書控(紙または電子データ)の提出を依頼することで、現地確認を補完し、支出の実在性を客観的に裏付けることが可能となる。

全件提出を義務付けると企業側、市側双方の負担が過大となるため、例えば一定額以上の案件を対象として協力ベースで実施することも方法の1つである。この方法であれば、提出を強制するのではなく、制度の適正運用に向けた協力要請として位置づけられるため、企業との信頼関係を維持しつつ確認精度を高めることができる。また、提出範囲を助成対象資産に限定し、目的を助成金の適正な執行の確認として明確化して、営業秘密や個人情報の保護にも配慮できる。

さらに、施行規則や内規において、事後的な値引き、減額が発生した場合の報告義務、償却資産申告書等を活用した所有確認の方法、提出を依頼する基準と運用ルールを明文化することが必要である。これにより、事務負担を過度に増やすことなく、助成対象資産の実在性の確認や不正防止・説明責任が担保されることが期待できる。

(4) 指定要件に係る変更

企業立地促進助成金において、指定申請時に企業が「新設」「移設」「増設」のいずれかに区分されているが、実際の運用では、増設を届け出ていた企業が事業途中で別の場所に移設したケースが発生している。その際、当初の指定を取り消して再度指定を行うべきか、あるいは既存の指定を維持したまま変更を認めるべきかについて、明確な判断基準が設けられていない状況となっていた。

このような基準の不明確さは、担当者ごとに判断が分かれる要因となり、同様の事例に対して異なる取扱いがなされるなど、制度運用の一貫性や公平性を欠くおそれがある。また、指定を維持したまま移設を認めた場合、事業目的や内容が当初の指定内容と異なっても助成資格が継続し、政策目的との整合性が失われるリスクがあ

る。一方で、再指定を義務づける場合には、企業にとって手続きや審査負担が大きくなり、立地計画の遅延や投資意欲の減退を招く懸念もある。

今後は変更と再指定の判断基準を明文化することが必要である。具体的には、立地場所の変更が同一区域内であり、事業目的(事業の拡大であること)や事業内容の継続性が維持されている場合には「指定変更」として取り扱い、事業目的や事業計画に重大な変更がある場合には「指定取消・再指定」とするなど、明確な線引きを規則等に定めることが望ましい。

なお、今回生じた事案は顧客の増加に伴い従前の事業所での事業継続が困難となったことに伴う事業拡大を目的とした移転として取り扱われ、移転後の事業については移転前からの事業の継続とみなし移設先の費用を助成対象とされており、重要な問題ではないものと判断している。

(5) 助成対象経費の範囲

大分市企業立地促進条例・大分市企業立地促進条例施行規則取扱規定において、助成金の対象経費として家賃(テナント賃料)とともに共益費が含まれるとされているが、その共益費の範囲が具体的に定められていなかった。支出の妥当性や助成対象経費の適正な区分に関して問題が生じるおそれがある。

共益費は一般的には共用部分の清掃、電気・水道・警備、設備維持管理費などが含まれるが、契約内容やビル管理の実態によっては、広告宣伝、廃棄物処理、駐車場利用など、必ずしも事業継続に直接必要とはいえない費用が含まれる場合もある。そのため、範囲が明確でないまま共益費全体を助成対象とすると、助成金の趣旨に沿わない経費まで支出される可能性がある。

今後は、規定において、共益費の助成対象範囲を明確に規定し、具体的に認められる経費(例:共用部分の電気・水道料、清掃・保守費等)と除外すべき経費(例:テナント固有設備の維持費、広告費、駐車場費用等)を区分することが必要である。また、共益費の内訳がわかる資料を提出させ、市がその妥当性を確認できる仕組みを設けることで、助成金の適正な執行と透明性の確保が図られるものと考えられる。

(6) 被雇用者の属性

助成対象となる雇用について、被雇用者が代表社員や役員と血縁関係にある者を含めるか否かについての定めが取扱規定等に設けられておらず、制度運用上の透明性や公平性の観点から問題が生じている。実際に、代表者の配偶者が被雇用者として申請されている事例が見受けられたが、明確な基準がなく市としてその適否を判断する際の統一的な基準を欠いているのが現状といえる。

このような状況は、形式上は雇用契約が存在していても、実質的には事業主と経済的一体関係にある親族を助成対象に含めることになり、雇用創出の実効性が乏し

いケースでも助成が行われるおそれがある。また、親族関係を利用した形式的な雇用契約による助成金の不正受給を防止しにくく、他の事業者との公平性を欠く結果となる。さらに、雇用実態の確認においても、出勤簿や給与支払記録の客観性を担保することが難しく、支出の妥当性が適切に判断できないリスクがある。

今後は、規定等において、少なくとも被雇用者が代表者と血縁・姻戚関係にある場合の取扱いを明確に定めることが必要である。原則として助成対象外とすることを基本とし、やむを得ず対象とする場合には、就労実態、給与支払記録などを客観的に確認できる書類を提出させるなど、例外的な認定条件を設定することが望ましい。これにより、助成金の趣旨に沿った公正で一貫性のある運用が確保されることが期待できる。

(7) 取引関係重複による助成の適正性

助成対象企業が顧客からコールセンター業務を受託する一方で、その顧客が所有する施設を賃借し、賃借料に対して助成金が支出されている事例が見られた(グループ会社を通じた再委託を含む)。この場合、業務委託元と賃貸人が同一であるという特異な関係が生じており、契約が形式上は独立していても、実質的には同一取引関係の中で賃料や契約条件が設定されている可能性がある。

このような構造では、助成金の支出が事業立地や雇用促進という本来の目的ではなく、顧客との取引関係の維持・強化に実質的に用いられているおそれがある。また、賃料水準が市場実勢を反映しているかどうかの検証が難しく、委託料と賃料が相互に影響し合うことで、助成金の一部が間接的に顧客側へ還流しているような形となるリスクもある。さらに、契約の独立性や賃料算定根拠が不透明なまま助成金が交付されると、公金支出の適正性や制度運用の公平性に疑義が生じる可能性がある。

このため、今後は、助成対象となる賃借契約が独立した第三者との取引であることを確認できる仕組みを設ける必要がある。具体的には、申請時に賃貸人及び業務委託元との関係(資本関係・取引関係)を明示させ、同一または関連企業である場合には助成対象外とする運用を明文化することが有効である。また、賃料水準の妥当性を確認するため、市場相場との比較資料や賃貸借契約書の提出を求め、助成金が実質的に特定取引先への利益供与とならないような審査体制を整備することが求められる。これにより、助成金の政策目的である(独立した)事業拠点の立地促進と地域経済の発展に沿った公正かつ透明な制度運用が確保される。

なお、担当課からは、合理性や適正性の確認に係る個別の検討資料はないが、契約内容自体は社会通念上妥当な範囲であると認識しているとの回答を受けた。

(8) 支払証憑(印紙)

複数の事業者において領収証に印紙が貼られていないものが見られた。印紙もれが見つかった場合は、原則として事業者には是正を求め、再提出を受けた後に交付決定・精算を行うよう対応することを検討されたい。

(9) 撤退企業の分析と誘致業種の検討

担当課は、企業立地助成金の交付後、5年間にわたり従業員数などの事業継続状況を調査し、各企業の活動実態を一定程度把握しており、税部門からは対象企業の税合計(対象企業の個人市民税(特別徴収分)、法人市民税、固定資産税(償却資産を含む)、事業所税、都市計画税の税総額の金額)を入手し、助成金額と比較して事業評価を行っているところであるが、撤退企業に関する情報を体系的に整理・分析した資料は作成していなかった。また、結果的に立地に至らなかった企業についても、個別に企業側から他都市への立地決定の連絡を受けることはあるものの、ほとんどの場合は連絡がなく、市として誘致未達の要因を分析できていない状況にあった。

現状では、助成金による企業誘致がどのような成果を上げ、どのような課題を残しているのかを客観的に検証することが難しく、制度全体の効果検証や政策改善へのフィードバックが十分に行われていないという問題が生じている。特に、撤退した企業の経緯や要因を体系的に分析していないため、業種や企業規模、雇用形態、撤退時期、立地地域などに共通する傾向を把握できず、同様のリスクを防ぐ仕組みづくりにつながっていない。また、誘致に至らなかった企業についても、意思決定の過程や他都市との比較要因を分析できていないと、競合都市に対する立地条件・支援制度の優劣を的確に把握するのも容易ではないのではなかろうか。

今後は、個別の企業ごとに整理している撤退経緯を基礎資料として、撤退企業全体を対象とした要因分析を行い、統計的に傾向を把握する体制を整備することが必要である。例えば、撤退の主因を、委託業務の終了、本社戦略変更、人材確保難、コスト上昇などに分類し、業種別、規模別に整理することにより、再発防止策や持続的な立地誘致の条件を導き出すことができる可能性がある。また、誘致に至らなかった企業についても、ヒアリングやアンケート調査などを通じて、立地判断の背景や他都市選定の要因を把握し、今後の支援メニューや立地環境改善の方向性を定量的に検証できる仕組みを構築することが望ましい。

撤退企業及び未誘致企業の情報を体系的に整理・分析することにより、助成金制度の効果と課題を客観的に評価でき、政策の持続可能性と実効性を高めることができる。これにより、単発的な企業誘致ではなく、地域の雇用構造や産業特性に即した戦略的な立地支援へと政策を発展させることを期待したい。

また、現在の社会環境と助成対象業種等の助成メニューとの比較や検討も継続

的に行っておくことが有用である。例えば、コールセンターの誘致は空き家、空き店舗の活用や雇用創出により短期的には地域経済の活性化が期待できる。特に人口減少地域では、遊休不動産の有効活用と失業率の改善に寄与する。一方、労働力不足地域では他産業からの人材流出を招き、生産性低下の懸念もある。さらに、委託契約の変更により撤退が容易で、助成金終了後の定着性にも課題を残す。地域の社会環境や雇用構造の変化に合わせ、産業誘致と持続的発展を見据えた支援策の工夫、見直しが求められる。

NO	事業名	課
15	企業立地推進事業	創業経営支援課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	<現状> 本市は、製造品出荷額九州第1位を誇る産業都市であり、新産都企業群をはじめとする大企業や多様な分野の中小企業がバランスよく立地している。 <課題> 企業誘致を一層進めるためには、充実した交通インフラ、教育・研究環境、優れた子育て環境など、本市の魅力を生かした効果的な誘致活動を展開していくことが求められている。
事業の目的	本市における企業の立地を促進することにより、産業の振興及び雇用機会の拡大を図り、もって大分市の経済の発展及び市民生活の向上に資することを目的とする。

(2) 事業の内容

事業の内容
新たな企業誘致を図るための企業訪問やパンフレットの作成等を行うとともに、企業立地促進助成金等に係る審査業務を大分県中小企業診断士協会に委託している。

(3) 関連する法令、実施要領、要綱、規則 等

大分市企業立地促進条例

大分市企業立地促進条例施行規則

2. 事業実施期間

平成16年度～

3. 事業の評価指標と達成状況

評 価 指 標						
評価指標名	指標の説明	単位	基準値 (基準年度)	令和6年度 計画	令和6年度 実績	目標値 (目標年度)
年間訪問企業数		社		85	78	85 (R8)

単位:千円

	令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績
事業費	3,540	1,475	2,487	1,340
内訳(費目)				
報償費	150	50	100	13
旅費	1,743	244	800	6
印刷製本費	0	0	250	246
通信運搬費	317	129	146	93
委託料	1,240	1,052	1,140	976
使用料賃借料	0	0	6	6
負担金補助交付金	90	0	45	0

4. 監査の結果

合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

5. 監査の意見

(1) 訪問記録の整理と事業効果、見直しの検討

訪問日が記載された一覧表(企業訪問実績)は作成されていたものの、個別企業との協議内容は企業ごとのファイルに綴られているのみで、立地の意思決定に至る検討事項や、立地後に生じた課題、企業ごとのプロジェクト管理に係る情報は体系的に整理されていなかった。

企業立地に係る助成金の実効性を検証する上では、単に個別企業の進出状況や訪問実績を記録するだけでなく、法人規模や業種、補助対象メニューの違いにより雇用効果や地域経済への波及効果にどのような差異が生じているかを分析することが不可欠である。これらの要素間の因果関係や相関関係を把握することにより、制度全体の政策的効果を定量的に評価し、今後の助成制度設計や重点分野の選定に活かすことができる。

したがって、今後は、企業立地に関する案件ごとに、訪問日や協議内容、検討事項、決定経緯、立地後のフォローアップ状況などを一元的に記録・管理できる仕組みを整備した上で、各助成事業について法人規模(大企業・中小企業等)、業種区分(製造業、情報通信業、サービス業等)、助成金の算定に係る項目(設備投資額、新規雇用従業員の数等)の別に整理し、立地後の雇用者数の変化、税収への寄与などの指標と照合して、効果分析を行うことが有用である。特定の業種や事業規模に対してより効果的な支援の在り方を明らかにし、限られた財源の中で政策効果を最大化するよう努められたい。

(2) 記念品代に係る物品購入伺

立地表明式に係る記念品代の物品購入伺について、渡す相手先の記載がないまま起案、決裁されていた。行政事務の透明性や支出の適正性の観点から問題がある。記念品は対外的な贈呈行為を伴うものであり、目的・数量・金額のみならず、対象者が明確でなければならない。渡す相手先が明示されていない状態では、記念品の購入目的が不明確となり、誰に、どのような理由で交付したのかを後日確認できず、恣意的な支出や不適切な贈答と疑われるおそれがある。

今後は、物品購入伺を起案する段階で、記念品の購入目的、贈呈対象者（個人名または団体名）などを具体的に記載し、決裁者が内容の妥当性を判断できるようにすることが必要である。また、実際に贈呈を行った際には、贈呈先と日付を記録に残して整理することで、事後的な検証が可能となるものと考えられる。

なお、担当課からは、令和7年度から物品購入伺において記念品の贈呈対象者として企業名を記載しているとの回答を受けた。

(3) 大分市企業立地促進助成金事業審査業務委託

事業審査業務を一般社団法人大分県中小企業診断士協会に委託しているが、実際の審査は協会の会員である個々の中小企業診断士が行っているという状況において、契約書に再委託に関する明記がなく、契約の履行管理や公正性の観点から複数の問題が生じている。

協会の会員は法人格を有する協会とは独立した事業主体（個人事業主）であり、協会とは別の第三者に該当するため、協会が会員に実際の審査業務を行わせる行為は、実質的に再委託に当たると考えられる。この場合、市が直接契約した相手方ではない第三者が審査を行うこととなり、市としては業務の実施内容を十分に監督できず、契約上の責任の所在が曖昧となる。再委託に関する条項が存在しないことで、業務品質や守秘義務、個人情報保護に関する市の関与が限定され、リスク管理が不十分となるおそれがある。

また、審査対象となる企業と診断士個人との間に利害関係が存在する可能性も否定できない。診断士は地域企業の経営支援や補助金申請支援に関与していることが多く、過去に指導・助言等の関係を有していた企業を審査対象とするケースが想定される。そのような場合、審査の公正性が損なわれるおそれがあり、結果として審査結果の信頼性を低下させるリスクがある。審査業務は行政の補助金交付の根拠となる重要なプロセスであるため、審査の中立性が確保されなければ、市全体の公正性に疑義を生じさせるおそれがある。

加えて、契約書上には、市が協会に対して貸与または提供する書類の取扱いに関する規定が設けられているものの、具体的にどの書類を貸与・提供するのかが明

記されていない点も問題である。このような不明確な契約内容では、情報提供の範囲や責任の所在が曖昧となり、業務上知り得た企業情報や個人情報の管理・利用目的が不明確となる。特に、協会から会員に情報が再提供される場合、その情報がどの段階で誰の責任のもとに扱われているのかが不明となり、情報漏えいや不適切な利用のリスクが高まる。

さらに、対象企業の財務データなど機微な情報については、協会が包括的に保有・管理するよりも、実際に審査業務を行う再委託先の診断士のみに限定して提供することが適切である。審査に必要な範囲内でのみ当該診断士が情報を閲覧・利用し、協会自体は企業情報を保有・複製・再提供しない仕組みとすることで、情報漏えいの防止及び目的外利用の抑止につながる。協会は情報管理責任を負う立場として、会員に対し守秘義務及び情報の返却・廃棄手続を徹底し、審査終了後には市への返還確認を行う体制を整えることが望ましい。

今後は、契約書において再委託の可否及び条件を明確に規定し、協会が会員に業務を行わせる場合は市の事前承諾を義務付けることが必要である。あわせて、審査に従事する診断士の利害関係の有無を事前に確認・管理する仕組みを設けることが求められる。また、市が貸与、提供する書類の範囲や管理方法を契約書上で明示し、機密保持義務、再提供禁止を明確に定めることで情報管理の適正化を図ることが重要である。これらの措置により、契約内容の透明性を高め、業務品質と審査の公正性、さらには情報の安全な取扱いを確保することが可能となる。

なお、市は協会との委託契約書において秘密保持の定めを設け、別記様式の中で個人情報に関して目的外利用や提供、再委託の禁止を掲げていたことから、委託契約書本表に再委託の規定はなかったのは、市は協会と協会会員（診断士）を一体であるという理解に基づく処理であったと考えられる点は申し添える。

(4) 審査の一貫性等

審査評価表には、項目や配点は示されているものの、様式等には具体的な評価基準や着眼点が明記されておらず、審査員によって判断の方向性が異なっていた。また、助成金の必要性や支援効果についても、市の施策上の効果を重視するのか、企業側の経営上の効果を重視するのかが明確でなく評価の統一性が欠けていた。さらに、グループ会社の財務状況を定量的に記載していないにもかかわらず「経営能力に問題なし」とする記載や、金融機関の支援姿勢の確認根拠が不明確な事例も見られた。

このような状況は、審査の公平性や説明責任を損ない、評価結果の信頼性を低下させる要因となる。今後は、審査評価表に対応する具体的な評価基準や判断指

針を明文化し、助成金の必要性、支援効果などの評価視点を市の政策目的に即して統一することが必要である。また、財務・資金面の確認手順を明確化し、グループ企業や金融機関支援の確認結果を定量的かつ根拠をもって記録する体制を整えることで、審査の一貫性と透明性を確保すべきである。

NO	事業名	課
16	販路拡大支援事業 (販路拡大チャレンジ補助金)	創業経営支援課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	<現状> 補助対象者が申請するにあたり、大分商工会議所やジェトロ大分等の相談支援機関による事業計画書のブラッシュアップを受けた上で申請を行っている。 <課題> 本補助金は、本市への申請前に、相談支援機関による事業計画書の作成支援を受けることを要綱で定めているが、相談支援機関への負担が大きい点や短時間(1時間程度)での相談となるため非効果的であるなどの課題があることから、事前相談から交付決定までの流れについて検討する必要がある。
事業の目的	大分市内に事業所を有する中小企業者(個人事業主を含む。)の販路拡大を支援するため、商品・サービスの開発フェーズから販路拡大フェーズまでの一体的・継続的な支援体制を構築するとともに、影響力の大きい企業や団体・公的機関等との連携や戦略的広報による市内中小企業者の収益向上の好循環を生み出していく。

(2) 事業の内容

事業の内容
大分市内に事業所を有する中小企業者(個人事業主を含む)が、商品やサービスの販路を県外または海外へ拡大しようとする際の以下の①～⑤の補助対象事業に係る経費の一部補助する。 ・補助対象事業: ①商談会・展示会等への出展 ②商品・サービスの開発又は改良 ③企業・商品・サービスの認知拡大又はブランディング ④ECサービスの活用 ⑤海外販路拡大に向けた環境整備 ・補助率:補助対象経費の2分の1 ・補助限度額:上限500千円

- (3) 関連する法令、実施要領、要綱、規則 等
大分市販路拡大チャレンジ補助金交付要綱
大分市補助金等交付規則

2. 事業実施期間

令和6年度～

3. 事業の評価指標と達成状況

評価指標						
評価指標名	指標の説明	単位	基準値 (基準年度)	令和6年度 計画	令和6年度 実績	目標値 (目標年度)
国内外販路拡大支援件数	本補助金を活用し国内外へ販路を拡大する取り組みを行った件数	件		30	46	30 (R8)

単位:千円

	令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績
事業費	－	－	15,000	13,950
内訳(費目)				
負担金補助交付金	－	－	15,000	13,950

4. 事業の参考情報

令和5年度以前は、「大分市販路拡大課題解決補助金」、「大分市中小企業見本市等出展事業補助金」、「大分市海外販路拡大サポート補助金」の3事業で当該補助金に係る事業を実施していたが、令和6年度より、これらの事業を一本化した「大分市販路拡大チャレンジ補助金」として実施している。

5. 監査の結果

(1) 交付決定日以前の支払経費に対する取扱い

補助金交付申請書は事業を開始する日の14日前までに市に提出されていることとされているが、「事業を開始する日」の解釈が要綱上で明示されておらず、46件の補助対象先のうち17件において、交付申請日より前に出展予約の支払いが完了した経費（参加費及び出展料（小間料））に補助しているケースが見受けられた。交付申請日前に支払いを行った場合の取扱いについ

ても、要綱に定められていなかった。

基本的に、交付決定日前の発注や契約、支払を行ったものについては、補助金の趣旨、公平性の観点から補助対象外とすべきである。補助金は交付決定を受けて初めて補助事業が実施でき事業者は請求権を有することから、交付決定日以降に発生する経費を対象とするのが原則である。交付決定前の申込は、実質的に自己判断で事業に着手したとも考えられ、事後的に都合よく補助金をあてはめることを防ぎ、公平性・透明性を担保するための重要な考え方である。また、交付決定前の支出まで遡って認めると、その後の他の応募者の予算までも消化してしまう可能性があり、他の応募者に比べて先行着手した者が有利になるため、公平性を欠く。

市は、商談会・展示会の参加費及び出展料（小間料）について、相当期間の申込みや出展料の支払いを条件にしている場合があることから、それを補助対象にできるか否かを関係部局と協議した結果、その事業の性質を鑑みて、交付申請前に支払ったものも補助対象としたようである。販路拡大チャレンジ補助金に関するホームページ（令和6年10月16日更新日）を閲覧すると、申請にあたっては、取組を開始する日（商談会・展示会等への出展については開催初日）の14日前との記載を設け運用していたようであった。

こうした商談会や展示会の参加費及び出展料（小間料）の取扱いについて市の考え方は理解できるが、補助金の基本的趣旨が潜脱されとも受け取られかねない事項については要綱等で明確に取り扱うべき事項であり、実務の中で柔軟に解釈運用すべきものではないと考える。

なお、担当課からは、要綱に明確に規定することが望ましいと判断し、計画を事前に認定する条項（令和7年2月1日施行）を設けたとの回答を受けた。

6. 監査の意見

（1）補助金の交付要綱の明瞭性について

補助金交付要綱の記載内容が曖昧なものは、明確化する必要がある。

・ 相談支援機関

相談支援機関の定義について定められていなかった。

なお、担当課によると、令和7年度においては相談支援機関について、実施要領の中に規定しているとのことである。

・ 事業計画書の様式

交付申請時の事業計画書の様式が要綱・要領に定められていなかった。手続の明確性や透明性、公平性を確保するために、要綱・要領において様式の整備が必要である。

なお、担当課によると、令和7年度においては事業計画書への記載事項につ

いて、実施要領を策定し運用しているとのことである。

- ・実績報告書の添付資料

添付資料には「収支を証明する書類」と記載されているが、収入を証明する書類が不明であり、支出についても領収書の写しや通帳の写し（入出金記録）と受け取られる可能性がある。取引の事実そのものを裏付ける証憑（請求書・契約書・納品書など）の提出も求めることが望ましく、当該証憑を添付資料として要綱に明記しておくことが望ましい。

大分市販路拡大チャレンジ補助金交付要綱

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす中小企業者とする。

（4）相談支援機関による事業計画書の作成支援を受けていること

（交付の申請）

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、大分市販路拡大チャレンジ補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、事業を開始する日の14日（大分市の休日を定める条例（平成元年大分市条例第13号）第1条第1項に規定する市の休日を除く。）前までに、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めるときは、当該書類の一部を省略することができる。

（1）事業計画書

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了した日から起算して60日を経過する日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、大分市販路拡大チャレンジ補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めるときは、当該書類の一部を省略することができる。

（2）収支を証明する書類

（3）その他市長が必要と認める書類

（2）補助金選考委員会の在り方の検討について

本補助金は、市が定めた相談支援機関による事業計画書の作成支援を受けることが補助対象者の要件とされており、担当課が申請を受理し、審査を行っている。要綱に定めている補助金選考委員会の開催実績はなく、今後開催され

るケースが想定しづらいのであれば当該委員会の在り方を検討することが望ましい。

(大分市販路拡大チャレンジ補助金選考委員会)

第16条 補助金の交付の決定に関し必要に応じ意見を聴くため、大分市販路拡大チャレンジ補助金選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(3) 補助事業の効果の検証について

売上高の事後フォロー（比較数値の検討）について具体的な取組が行われていなかった。

中小企業者の販路拡大及び自立的発展に向けた挑戦を支援することにより、企業のさらなる成長を後押しするためという補助事業の目的を踏まえれば、売上高の事後フォローは必須項目であると考えられる。

なお、令和7年度から、補助事業者に対し、交付決定を受けた日の属する年度の翌年度から3年間、成果状況報告書を提出することを定めている。報告様式欄を見ると、補助対象事業の成果及び状況は、自由回答欄の形式となっていた。比較可能性の観点から、例えば売上高など定量的な情報を入手するよう努められたい。

(4) 支払証拠書類の完備

補助対象者から入手した支払証拠書類（振込受付書の写し）を関係簿冊の中に綴じこんでおらず、パソコンにデータを保管していた。書類の完備が必要である。

(5) 確定申告書の真正性に対する確認

補助金の交付申請時に確定申告書の写しが提出されていることとされているが、当該申告書について、受信通知（電子申告等データの受信結果）や收受日付印（紙提出）のない資料が提出され、そのまま受理されているケースがあった。提出済みかの確認を行う必要があった。

NO	事業名	課
17	大分市創業者応援事業補助金	創業経営支援課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	<現状> 令和3～5年度まで増加傾向にあった申請件数は、令和6年度は、新型コロナウイルス感染症が5類となり申請件数が急増した令和5年度と比較すれば減少したが、引き続き高水準を維持しておりニーズは高い。 補助金交付後3年間の追跡調査により、新規雇用の増加や高い事業継続率を確認しており、地域定着や雇用拡大効果が窺える。 <課題> コロナ禍に一時減少した申請件数は、令和3年度から令和5年度にかけて増加傾向にあったが、令和6年度は前年度と比べて減少した。 これは、コロナ禍の影響で創業を控えていた創業希望者が、新型コロナウイルス感染症が5類になったタイミングで創業に踏み切ったこと、また新型コロナウイルス感染症の影響による閉業が多数発生して市街地に空き店舗が増加しており、新規創業がしやすい環境となっていたことで、令和5年度に特別申請件数が多い状況となったものと考えており、令和6年度の申請件数の減少は、創業意欲の低下を意味するものではないと考えているが、今後の申請件数の推移については引き続き追っていく必要がある。
事業の目的	創業時に必要な初期費用を助成することで創業者の資金負担を軽減し、本市の産業振興及び経済の活性化並びに雇用の創出を図るとともに、本市における創業と創業後の成長を促進する。

(2) 事業の内容

事業の内容
創業時に必要な初期費用に対して、補助金を交付する。 ○対象者:創業前又は創業後5年未満の中小企業者 ○補助率:1/2(女性・若者(35歳未満)・シニア(55歳以上)の方は2/3)

- 補助上限額:200万円
- 補助対象経費
 - ・事業所賃借料(補助限度額60万円)
 - ・事業所改修費用(補助限度額100万円)
 - ・法人登記等に係る経費(補助限度額5万円)
 - ・販売促進に係る経費(補助限度額35万円)

(3)関連する法令、実施要領、要綱、規則 等
 産業競争力強化法
 大分市創業者応援事業補助金交付要綱
 大分市創業者応援事業補助金事務処理規程
 大分市創業者応援事業補助金募集要領
 創業者応援事業補助金審査要領
 創業者応援事業補助金評価委員会設置規則

2. 事業実施期間

平成27年度～

3. 事業の評価指標と達成状況

評 価 指 標						
評価指標名	指標の説明	単位	基準値 (基準年度)	令和6年度 計画	令和6年度 実績	目標値 (目標年度)
「地域経済の活性化や雇用創出の場が増加した」と感じる市民の割合(市民意識調査)	総合計画 評価指標	%	19.2 (R6)	—	19.2	21.7 (R11)
市内創業支援機関等の支援による創業件数	総合計画 評価指標	件	223 (R5)	200	192	200 (R11)

単位:千円

	令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績
事業費	28,090	27,479	28,353	24,517
内訳(費目)				
印刷製本費	0	0	100	100
通信運搬費	90	66	253	253
負担金補助交付金	28,000	27,413	28,000	24,164

4. 監査の結果

(1) 契約書の未提出について

実績報告書の添付資料として工事請負契約書が提出されていないケースが見られた。市は、補助金交付要綱に定める契約書を「賃貸借契約書」に限定して解釈しており、工事請負契約書は必須提出資料と捉えていなかった。申請時に工事未着手であることを目視確認しており、見積書と対応する領収書が提出されているため、補助対象としているとの回答を受けたが、工事請負契約書が不要とされる理由に合理性は認められない。

大分市創業者応援事業補助金交付要綱

(実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該交付決定を受けた事業が完了したときは、完了の日から起算して15日を経過した日又は補助金交付決定の通知を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに大分市創業者応援事業実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めるときは、当該書類の一部を省略させることができる。

(3) 契約書及び支払を証する書類の写し

5. 監査の意見

(1) 不正リスクに対応する手続

補助事業により取得した資産の確認について、償却資産税の申告書や確定申告書を利用していない。補助金で整備した資産の規模を水増しされるリスクや、補助金で取得した資産が償却資産税申告で漏れているリスクが存在している状況となっている。

本人に償却資産税の申告書控の提出を求める、あるいは庁内照会による突

合を実施する、最低でも例えば、印紙が貼られていないものや契約書の記載内容に疑念のあるもの、市販の領収証を利用している取引などについては不正リスクが比較的高い可能性がある」と判断して詳細に調査を行うといったことを検討する必要がある。

(2) 売上高のフォロー（事業効果の検証）

本市の産業振興及び経済の活性化並びに雇用の創出を図るため、本市における創業と創業後の成長を促進するといった趣旨で実施されている事業であることから、売上高のフォローも行っていくことが望ましい。

なお、令和7年度においては、過去3年間の補助完了者に対するフォローアップ調査において、売上高の聞き取りを実施しているとのことである。

(3) 支払証憑について

複数の事業者において領収証に印紙が貼られていないものが見られた。印紙もれが見つかった場合は、原則として事業者には是正を求め、再提出を受けた後に交付決定・精算を行うよう対応することを検討されたい。また、家賃の支払証憑として、市販の領収書様式での手書き控えを提出しているケースが散見されたが、市販の領収書様式での手書き控えは改ざんが容易であることから、可能な限り振込や引落の通帳コピーや入出金明細の方を入手する方が望ましいのではないかと考える。

(4) 交付0円とする変更申請

補助金交付額0円の変更申請の決定が行われていた。市によると、物件契約予定日前に採択し、現地確認実施前に一旦交付決定を行った。その後、物件契約後に現地確認を行う予定であったが、物件契約および開業を取りやめることを理由から交付額を0円とする変更申請を受理したという回答を受けた。補助金交付要綱の取消しの規定は次のとおり。

大分市創業者応援事業補助金交付要綱

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) この要綱及び市長の指示に違反したとき。

（３）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

市は、事業者自ら開業を取りやめることを通知してきたことを踏まえ、補助金交付要綱第１１条の各規定には該当しないという判断をしたようである。

ただ、事業自体が行われていないことから本来は、事業の取りやめを申請させる必要があるのではないかと考えられる。変更申請０円の取扱いについて要綱では規定されていない。このような事案は今後も発生が予測されることから当該取扱いについて要綱の見直しを検討する余地がある。

（５）審査への反映

補助金審査会の運営は産業活性化プラザ指定管理者に委託しており、審査項目の内容や配点は委託先及び委託先が審査員として選定した有識者により設定されているようである。記録のあるコメントの意見は、審査項目に沿って審査員が審査会内で提案したものとなっている。

今後フォローアップを行い、例えば成長した事業者について、当時の審査結果と相関関係のある項目を分析し、審査における項目を再検討する、審査において特に注視する項目を明らかにすることなど工夫する余地がある。最少の経費で最大の効果を挙げるよう努められたい。

NO	事業名	課
18	若手起業家育成事業	創業経営支援課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	<現状> SNSを中心とした周知・広報、セミナーや異業種交流会、若者等による貸切イベント等を実施したことで、若者を中心に利用者数は延べ3,022人、相談者数は延べ120人となり、コミュニティ形成や、新たな創業者や事業開発などのシーズの発掘・育成に寄与した。 令和6年度に実施したおおいた学生ビジネスプランコンテスト応募者(対象:令和4、5年度応募者)へのアンケート調査では、「起業した」もしくは「起業を考えている」と回答した人は10人いたことから、シーズの発掘・育成に繋がった。 <課題> 若者の創業相談において、事業計画の策定や資金調達、進路選択等に時間を要する傾向が見られ、例えば、コンテスト受賞者においては、受賞から起業までに数年の時間を要した事例があった。 学生を中心とした若手起業家の発掘・育成においては、事業構築や将来的なリスクを抑えた資金調達への支援、進路選択の一助となる起業家等とのコミュニティ形成を検討のうえ、長期的かつ継続的な支援が肝要。
事業の目的	本市における若者の地域定着や雇用創出を目指し、若者の創業マインドの醸成や、新たな創業者や事業開発などのシーズの発掘・育成を図る。

(2) 事業の内容

事業の内容
①若手起業家育成施設の運営等 若者同士が出会い、交流を深め、情報共有等ができるコミュニティ機能や、起業支援等を行う若手起業家育成施設の運営等を行う。
②起業セミナーの企画・開催 若者の創業マインドの醸成のため、起業家を中心とし、全国から様々な講師を招き、起業の魅力や関連する知識、スキル向上等に関するセミナーを開催する。
③おおいた学生ビジネスプランコンテストの企画・開催 若者における新たな創業者や事業開発などのシーズの発掘・育成のため、大分都市広域圏の学生を対象とし、ビジネスプランを募集する「おおいた学生ビジネスプランコンテスト」を開催する。

(3) 関連する法令、実施要領、要綱、規則 等

なし

2. 事業実施期間

令和4年度～

3. 事業の評価指標と達成状況

評価指標						
評価指標名	指標の説明	単位	基準値 (基準年度)	令和6年度 計画	令和6年度 実績	目標値 (目標年度)
若者の 創業割合		%	8.5 (R4)	8.8	5.7	8.8 (R7)
若者の 創業相談件数		件	50 (R4)	60	170	60 (R7)
施設利用者数		人	0 (R4)	1,200	3,022	1,500 (R7)

単位:千円

	令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績
事業費	22,034	20,657	55,856	53,377
内訳(費目)				
委員等謝礼金	21	14	56	56
普通旅費	146	3	310	74
消耗品費	33	33	33	4
食糧費	1	1	1	1
印刷製本費	0	0	500	497
光熱水費	0	0	60	0
修繕料	0	0	0	0
通信運搬費	0	0	40	33
手数料	0	0	34	34
イベント実施等委託料	21,833	20,606	54,822	52,678

4. 事業の参考情報

令和5・6 内閣府 デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ)活用

5. 監査の結果

合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

6. 監査の意見

(1) ウェブ閲覧数の集計

セミナーレポートのInstagramやFacebookのシェアの反響、アクセス数などが定量的に集計、評価されていなかった。定性的な説明に加えて事業の効果や成果を客観的に測定しやすいよう、定量的な集計、評価も行っていくよう対応が望まれる。

(2) 提案書や仕様書と報告書との比較、検討

公募型プロポーザルの企画提案書や仕様書と、業務委託報告書(実績)との比較が行われていなかった。

提案内容と実際の履行内容との乖離を検証しないと契約の履行状況や成果の適否を客観的に確認できない。これにより、委託料が提案に見合う成果を伴っているかの判断が困難となり、公金支出の適切性が十分に評価できない。

企画提案書は事業者選定の根拠資料であり、仕様書は契約上の履行内容を定めるものである。そのため、提案書の内容を踏まえて報告書を作成することを仕様書に明記し、契約条項の履行確認を報告書で行いやすくする工夫などが求められる。これにより、事業成果の適切な評価や次年度以降の改善点の抽出が可能となり、行政のPDCAサイクルがより効果的に機能するよう改善を図ることが期待される。

(3) 採点表の記載（企画・運營業務受託業者選定委員会）

採点表が鉛筆書きになっており、日付も記載されていないものが見受けられ、当該採点表について、採点者本人が自分の合計点を確認したような証跡が確認できなかった。鉛筆は消去・書き換えが可能であり、後日内容の修正や改ざんがあったとしても痕跡が残らず、採点結果の客観性・真正性に疑念を生じることになる。ボールペン等による恒久的な記録、日付記録を徹底する必要がある。

(4) 審査の取扱い（おおいた学生ビジネスプランコンテスト）

コンテストの審査において、複数の申請者が同点となった場合の取扱い（順位付けの方法、追加審査の実施、選定枠の調整等）が実施要領または審査評価表に明記されていない。当該取扱いを明確にし、審査の公平性や透明性が担保されるよう改善を図られたい。

(5) おおいた学生ビジネスプランコンテストの活用

着想は優れているが、実現性・収益性の点で評価が届かなかった場合、特定の年度に評価の高いアイデアが多かった場合、プレゼンや資料構成に課題があった場合など、一次審査で通過しなかった者等について、発想自体は魅力的というケースが想定される。

例えば、市内の企業側にそうしたアイデアを知る機会を設けることで、新規事業の種の発掘、技術・製品開発へのヒント、異分野連携の創出などにつながり、地域全体のイノベーションの裾野が広がる可能性が期待できることから、企業と発案者との交流を促進することが望まれる。

NO	事業名	課
19	金融対策事業	創業経営支援課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	<現状> 令和6年度は、本市融資制度の利用実績がコロナ禍前の水準に戻り、コロナ禍前直近4年間（平成28年～令和元年）よりも融資件数・融資額・信用保証料補給実績ともに上回った。 <課題> 事業者の資金ニーズに応じて制度内容の改善を図るとともに、実情に即した制度となるよう検討を行いたい。
事業の目的	中小企業の経営安定や積極的な事業展開を促進するため、事業に必要な運転資金や設備資金の調達を支援する。

(2) 事業の内容

事業の内容
毎年、本市融資制度の取扱金融機関や大分県信用保証協会と協議する中で、融資枠や利率、限度額等を決めており、取扱金融機関に預託金を預け入れて貸し出しのあっせんを行っている。その他にも、融資を利用する際に事業者が支払うべき信用保証料の全部または一部を補給するなど、中小企業にとって利用しやすい融資制度となるよう努めている。

(3) 関連する法令、実施要領、要綱、規則 等

大分市中小企業事業資金融資規則

大分市中小企業事業資金融資規則の取り扱いについて

大分市中小企業者等に係る環境保全資金融資規則

大分市中小企業者等に係る環境保全資金融資事務取扱要領

大分市中小企業季節資金融資事務取扱要領

大分市経営安定化資金緊急支援融資に係る利子補給金交付要綱

2. 事業実施期間

昭和46年度～

3. 事業の評価指標と達成状況

評 価 指 標						
評価指標名	指標の説明	単位	基準値 (基準年度)	令和6年度 計画	令和6年度 実績	目標値 (目標年度)
融資件数	過去 10 年間の 平均で算出(た だし、経営安定 化資金緊急支援 融資分を除く。)	件		300	486	385 (R8)
融資額	過去 10 年間の 平均で算出(た だし、経営安定 化資金緊急支援 融資分を除く。)	千円		1,600,000	2,412,469	1,855,000 (R8)

単位:千円

	令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績
事業費	3,709,934	3,700,253	3,683,271	3,677,470
内訳(費目)				
旅費	84	67	28	0
消耗品費	271	271	161	160
印刷製本費	287	274	289	280
通信運搬費	91	40	66	48
手数料	0	0	3	3
委託料	132	0	132	0
負担金補助交付金	114,069	109,601	92,592	91,979
預託金	3,590,000	3,590,000	3,585,000	3,585,000
補償金	5,000	0	5,000	0

4. 事業の参考情報

令和6年度実績

【融資】 件数:486件 融資額:2, 412, 469千円

【信用保証料補給】 件数:467件 補給額: 89, 696千円

【利子補給】 件数: 98件 補給額: 2, 283千円

※【利子補給】は経営安定化資金緊急支援融資分

5. 監査の結果

合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

6. 監査の意見

(1) 補給対象の確認

信用保証協会の保証日が令和5年4月以降となっているものが散見されているが、他の保管資料では融資の申込み時期が明らかになっておらず、補給対象かどうか把握できない状況にあった。保証日が対象期間を経過している取引については申込日の確認を行う必要がある。大分市経営安定化資金緊急支援融資に係る利子補給金交付要綱は次のとおり規定されている。

大分市経営安定化資金緊急支援融資に係る利子補給金交付要綱
(補給対象利子等)

第3条 利子補給金の交付の対象となる利子（以下「補給対象利子」という。）は、経営安定化資金緊急支援融資（令和4年7月1日から令和5年3月31日までの間に融資の申込みを行ったものに限る。以下同じ。）を受けた総額から生じる利子とする。

なお、後日、担当課が金融機関より上記に該当する11件分の信用保証委託申込書を徴求し、令和5年3月31日以前に申し込まれた融資であることを確認した旨を申し添える。

今後、保証日が補給対象外の期間となっている取引については、申込日がわかる資料を別途入手するなどして、確認する対応が必要である。

(2) 利用状況の詳細な把握と見直し

会社規模（売上規模や従業員数）あるいは業種ごとに、融資額や利子補給金などの利用状況の推移を整理したものが確認できなかった。産業構造や資金需要が自治体により異なる中、ニーズ分析や政策効果をきめ細かに実施できるよう、利用状況を可能な限り詳細に把握することが望ましい。その上で、必要に応じて、廃止や統合を含めた制度融資の見直しを図ることを一層進められたい。

過去3年間の季節資金の利用状況を見ると、複数件の利用が見られたのは1つの金融機関のみで、別の金融機関では1件、他の金融機関は利用が確認できなかった。

季節資金は、6ヶ月以内で償還する必要がある短期間の融資であるため、信用保証を付さないパターンが大半である。その背景には、資金繰りの一時的穴

埋めであり返済原資が不明確なことから設備投資等に比べ信用リスクが高いこと、返済期間が短いため保証料が低く、事務コストが相対的に高くなり信用保証協会の経済合理性が低いこと、既存の短期融資を信用保証付き季節資金で置き換える借換えなどのリスクがあること等が想定される。

制度融資は、創業者、小規模企業者及び中小企業者に対して融資のあっせんを行うことにより、創業者、小規模企業者及び中小企業者の資金の融資の円滑化を図り、もって中小企業の振興に寄与することを目的としているところであるが、保証なしの季節資金制度の利用状況は、行政コストや手続コスト、政策効果の観点から問題を示しているサインともいえる。

市が資金を金融機関に預け入れて行う「預託金方式」の制度融資は、制度の硬直化や見直しの困難性を構造的に生みやすくなっているとの指摘は全国で見られているところであり、本市においても利用状況を把握し、より積極的な制度の見直しを検討する余地がある。

（３）事業計画書に対するけん制について

新分野チャレンジ資金に係る事業計画内容確認申請書に添付された事業計画書は認定経営革新等支援機関（認定支援機関）にて確認されているようであるが、「円」「千円」といった単位の記載が明らかに誤っているものについて、市は当該支援機関への確認、再提出などを促していなかった。事業計画書の内容の合理性や実現可能性を支援・確認するのは支援機関である一方、支出決定に必要な資料の真実性・合理性を審査する責任は行政側である市であると考えられる。

今後は、支援機関の確認済み資料についても細部まで審査するよう改善する必要がある。

（４）補給金額確定通知書の発行管理

利子支払完了報告書が提出されて１か月以上確定通知書が発行されていないケースがあった。補給事業者か市側に要因があったのかは書類等で確認できなかったが、通知書の発行が予定より遅滞する場合、原因や行った対応を記録しておくことにより再発防止や今後の事務手続の効率化に反映できることが期待できる。

大分市経営安定化資金緊急支援融資に係る利子補給金交付要綱

（利子補給金の額の確定）

第９条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、当該年の利子の支払に係る利子補給金の額を確

定し、大分市経営安定化資金緊急支援融資に係る利子補給金額確定通知書（様式第8号）により、補給事業者に通知するものとする。

（5）信用保証料の算定の正確性チェック

補助金の算定基礎となる金額を第三者（保証協会）に依存している構造となりやすいことから、例えば、少なくとも年に1回、補助金交付対象の1～数件を抽出し、保証料計算書（サンプルテストにより）と照合再計算を実施しておくことが望ましい。

（6）融資システムからの網羅的な検討について

融資対象の妥当性について、個別の審査時のみならず、定期的に全体的な観点から検証を行う余地がある。例えば、融資システムのデータベースを活用し、融資保証外の対象となる利用者や制度外となるおそれのある利用者がいないことを抽出するなど、検証スキームを構築しておくことが望ましい。

NO	事業名	課
20	新型コロナウイルス感染症対策 中小企業等利子補給事業	創業経営支援課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	<現状> 令和3、4年度に申請した事業者に対し、利子補給金を交付した。補給の対象は、事業者が令和6年1～12月に支払った利子（令和6年の途中で3年間の補給期間が終了する事業者は、初回利子支払月から3年間を経過する日の属する月まで）である。 <課題> なし
事業の目的	新型コロナウイルス感染症患者の発生が市内において確認されたことに伴い、市内中小企業者等の売上高の減少などの影響を踏まえ、大分県が創設した「大分県新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金」を利用した市内中小企業者及び個人事業主向けの利子補給制度を創設し、資金繰りを支援する。

(2) 事業の内容

事業の内容
「大分県新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金」を利用した者で、危機関連保証及びセーフティネット保証4号または5号の認定を受けた市内中小企業者等へ融資を受けた借入金のうち、運転資金（上限3,000万円）にかかる利子（年利1.3%）相当額を補給する。 補給期間は、3年間（初回利子支払月から3年間を経過する日の属する月まで）。

(3) 関連する法令、実施要領、要綱、規則 等

大分市中小企業者に対する新型コロナウイルス感染症対策に係る利子補給金交付要綱

2. 事業実施期間

令和2年度～令和7年度

3. 事業の評価指標と達成状況

評 価 指 標						
評価指標名	指標の説明	単位	基準値 (基準年度)	令和6年度 計画	令和6年度 実績	目標値 (目標年度)
なし						

単位:千円

	令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績
事業費	202,122	193,866	65,545	60,903
内訳(費目)				
通信運搬費	33	25	29	12
負担金補助及び交付金	202,089	193,841	65,516	60,891

4. 事業の参考情報

大分県融資制度「大分県新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金」
(令和6年3月31日取扱終了)

【対象者】

県内で保証協会の対象となる事業を営み、かつ、新型コロナウイルス感染症に起因して、最近1か月の売上高が前年同期比で3%以上減少し、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高が3%以上減少することが見込まれる県内中小企業・小規模事業者

【資金使途】 運転資金・設備資金

【融資限度額】 1億6000万円

【融資期間】 10年以内(うち据置2年以内)

【利率】 1.3%

【保証率】

セーフティネット4号または5号(新型コロナ起因分)の認定がある場合は0%、
認定なしの場合は0.35%

【担保等】 法人代表者以外は保証人の徴求なし。担保は必要に応じて徴求。

5. 監査の結果

合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

6. 監査の意見

(1) 申請書類に対する適切なチェックの必要性

令和5年度内に繰上完済を行ったことによる変更承認申請を受領し、市が補給期間を終了する変更承認通知を送付していた事業者が、繰上完済をしていなかったといった事案があった。これについて、市の協議報告書では承認申請は受任した金融機関のミスによるものと記載されていた。

本件について、変更承認申請書に添付されている取引先の照会記録を見ると、申請書に記載された繰上完済日には、貸付残高が残っている状態であり、市でも発見することは可能であったと思われる。市も適切なチェックを行う必要がある。

また、この補給事業者において、補給事業者代理人から提出された利子補給金変更申請書と、市が発行した利子補給金変更承認通知書では申請日が2月2日とされているが、申請書に添付された照会記録の照会日は2月22日となっていたことから、書類間で不整合となっていた。

(2) 変更承認申請書の提出要否の検討

補給事業者の法人所在地が変更されているにもかかわらず、変更承認申請書が提出されていることが確認できないケースがあった。提出された資料間で不整合な点については法人に聞き取りを行うなどして、必要に応じて変更承認申請を行うよう指導することが望ましい。

大分市中小企業者に対する新型コロナウイルス感染症対策に係る利子補給金交付要綱

(変更の申請等)

第9条 補給事業者は、第6条第1項の規定による申請の内容を変更しようとするときは、大分市中小企業者に対する新型コロナウイルス感染症対策に係る利子補給金変更承認申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(3) 交付申請書への記載漏れ

交付申請書の様式例において、事業所所在地が住所と同じ場合も必ず記入することとされていたが、空欄となっているものが見られた。

申請者に対して不公平な取扱いがなされることのないよう、記載内容に不備があるものについては保留、再提出を促すといった対応をすることが望ましい。

（４）利子補給金変更承認通知書の発行日

利子補給金変更承認通知書の発行日を誤って発行しているものが見られた。書類の発行について、慎重に対応されたい。

（５）誓約書に記載する者

補助金交付申請時に添付される誓約書について、申請者以外の者が複数の誓約書に住所を記載しているように見て取れるケースがあった。

誓約書は、申請者が要件や市の照会などに自ら同意・責任を負う意思表示を文書化したものであり、本人以外が記載・署名する場合には、本人の意思に基づかない誓約となりかねない。誓約書の証拠力、真正性が確保できないおそれがある。

申請者以外の者が記載されたと疑われる誓約書が提出された場合には、基本的に受け入れない、少なくとも申請者本人の意思に沿っているかを申請者に確認するといった対応が必要であると考えられる。

（６）金融機関からの報告の網羅性に対する対応

市は、変更事由の例示や変更承認申請書の提出を促す案内メールを金融機関担当者に送付するなど、予防的な統制活動を実施している。一方で、金融機関が利子補給の対象外となったにもかかわらず、変更申請（例えば代位弁済、破綻、遅延利息など）を行っていない場合について、十分な確認が行われておらず、発見的統制の面では課題がみられる。

金融機関（補給事業者代理人）が速やかに報告を行っていないケースや、誤った申請書を提出している中、例えば、保証協会の代位弁済（請求）リストを市の担当課が入手して照合する、あるいは官報などでの破産手続などの情報収集を行い照合するといった、金融機関から提示されていない資料との照合を、少なくともサンプルチェックで行えないか検討する余地はある。

NO	事業名	課
21	九六位山キャンプ場・高島運営事業	観光課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	<現状> 九六位山キャンプ場の施設維持管理を行っている。 高島については、現在リニューアルを行っている。 <課題> ・キャンプ場施設の老朽化が進んでいるとともに、利用者ニーズの変化により、施設の整備が求められている。 ・九六位山キャンプ場については水道が通っておらず、施設内の水は雨水を利用しているため、安定した十分な水の供給ができていない。 ・高島キャンプ場については、施設の老朽化により利用を中止している。
事業の目的	豊かな自然環境を通じて市民の健全な余暇活動を推進するとともに、本市の観光の振興に資することを目的とする。

(2) 事業の内容

事業の内容
・九六位山キャンプ場、高島キャンプ場の施設維持管理を行う。 ・市内外を問わず、より多くの方に利用してもらえよう、それぞれのキャンプ場が持つ特性の活用と、環境整備を行う。

(3) 関連する法令、実施要領、要綱、規則 等

なし

2. 事業実施期間

昭和36年度～

3. 事業の評価指標と達成状況

評 価 指 標						
評価指標名	指標の説明	単位	基準値 (基準年度)	令和6年度 計画	令和6年度 実績	目標値 (目標年度)
九六位山キャンプ場 宿泊者数	実数	人	102 (R4)	110	79	

単位:千円

	令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績
事業費	3,994	3,951	3,166	2,685
内訳(費目)				
燃料費	43	0	10	0
通信運搬費	199	199	500	90
手数料	6	6	6	0
業務委託料	3,596	3,596	2,500	2,445
賃借料	150	150	150	150

4. 監査の結果

合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

5. 監査の意見

(1) 九六位山キャンプ場の宿泊客一人当たりランニングコストについて

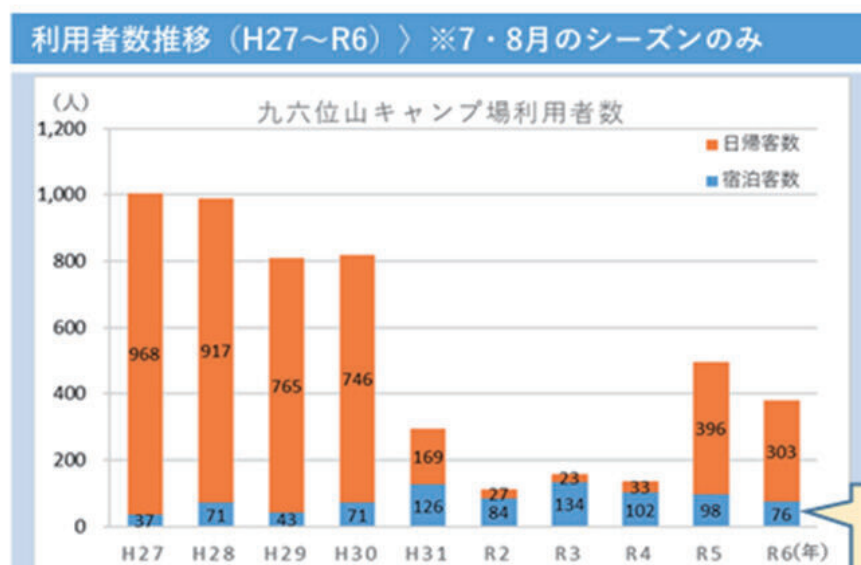
九六位山キャンプ場について、過去10年間の平均コストを過去10年間の年平均宿泊客で除して算定した宿泊客一人当たりのランニングコストは33,520円(修繕料込)となっている。当該水準は、他の民間キャンプ場や地方自治体が運営するキャンプ場と比較しても高い水準にあるといわざるを得ない。

参考として、市が同様に管理運営を行っている高島キャンプ場の宿泊客一人当たりのランニングコストは、1,799,222円(9年間の平均コスト)÷157人(9年間の平均宿泊客数)=11,460円(修繕料込)となっている。なお、令和6年度については、キャンプ場を整備中のため、平成27年度から令和5年度までの9年間で算定している。

宿泊客一人当たりのランニングコストが高水準となっている主な原因としては、下記の3点が考えられる。

① 利用者数の伸び悩み

次の表に示すとおり、コロナ禍より、利用者数は一定程度回復しているものの、現状の管理運営では、利用者数の大幅な伸びは期待できない。



次のページに掲載する市のホームページにおいては、写真が2枚しかアップされておらず、利用者からはキャンプ場の雰囲気を想像しにくい状況である。また、アクセスについても、バス停から徒歩4km(約1時間30分)など、利用者にとって有用性が低い記載となっている(現実的に徒歩で来る利用者は少数であると推察する)。

利用者数を増加させるためには、潜在的な利用者に魅力を訴求できるような情報を充実させることが望ましい。

九六位山キャンプ場

九六位山キャンプ場について

さまざまな野外活動が楽しめる広い野原、大分市を一望できる展望台があります！



【所在地】大分市大字広内452

【アクセス】

（車）東九州自動車道「大分宮河内IC」から県道38号、21号を経由し臼杵方面に向かい、九六位峠から林道にて約1.5km

（公共交通機関）JR大分駅からバス（広内行き）に乗り約45分、バス停（九六位山登山口）で下車後キャンプ場まで徒歩4.0km（約1時間30分）

 [九六位山キャンプ場案内マップ（PDF：307KB）](#)

利用可能時期

令和7年7月1日（火曜日）から8月31日（日曜日）まで

キャンプ場施設

- バンガロー（8人用5棟）
- 炊飯所（共用）
- トイレ（共用）
- 駐車場

※テントの持ち込みができます。

※毛布等の貸し出しはありませんので、ご注意ください。

利用料金

無料

利用申込方法

円通寺（緒方住職）まで

電話番号：097-528-1360（午前9時から午後5時まで）

※申込み、申込み内容（人数・到着の時間など）の変更・キャンセルは天候不良などの特別な事情がない限り、利用日の7日前までに連絡をお願いいたします。

② 施設管理運営費

令和6年度施設管理運営費の実績は下記の通りである。

施設管理運営費（R6年度実績）		
業務名	業務内容	金額（円）
管理業務	場内の清掃、点検、保全等（通年）	484,000
草刈業務	場内の草刈り（年2回）	800,000
バンガロー清掃	宿泊施設、管理棟の清掃（年1回）	84,932
給水施設清掃業務	給水施設水槽の清掃、水質検査	253,000
給水施設管理業務	給水施設の点検、タンク廻り及び機械室の清掃、薬品納入（通年）	435,600
害虫防除	場内の殺虫剤の散布	117,700
合計		2,175,232

たとえば、九六位山キャンプ場給水施設管理業務において、毎月定期点検を委託しており、通報装置の不良が平成29年9月から報告されている。

通報装置は、何らかの影響で水の供給が止まった際に警報が作動するもので、降雨がない時期は度々断水が発生しており、供給が不可能となることから、警報があつた際に現地に行っても、対応ができない状況である。

このような状況を踏まえると、定期点検の意義は乏しく、少なくともキャンプ場開放の月以外については、点検の縮小の余地がある。

③ 利用料の徴収について

全体的に施設の老朽化が進行しており、設備も十分に整っていない現状では、利用料を徴収することは厳しいと考えられる。

しかしながら、キャンプ場の整備要望も出ており、仮に、利用者ニーズの高いオートキャンプサイトやシャワー設備の整備が実現した場合には、受益者負担の原則からもキャンプ場の利用者について利用料の徴収を検討することが望ましい。

自主財源の確保とともに、利用者数の適切な把握による施設改善の一助になると考えられる。

なお、施設有料化に伴う利用者数の減少が予想されるため、段階的な導入など検討が必要である。

市としては、上記の問題意識をもって3E（経済性、効率性、有効性）の観点から当該キャンプ場の管理運営を検討していく必要がある。

もっとも、九六位山キャンプ場については、水源の確保やランニングコストの高止まりなど課題も多いため、費用対効果を勘案して、改善が困難である場合には、令和7年度に管理棟の改修を行うものの、将来的には高島キャンプ場のように縮小を検討する余地がある。

NO	事業名	課
22	高島リニューアル事業	観光課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	<現状> 佐賀関の沖合に位置する高島キャンプ場は、昭和36年に開設されており、キャンプ場施設は昭和41年から平成7年にかけて設置されたものであるが、施設の老朽化が著しく、使用ができない状態となっている。 <課題> 高島が離島という特性上、内地の工事とは異なる特殊な環境であることから、工事の難易度が高くなり、進捗についても天候に大きく影響を受ける可能性がある。
事業の目的	既存の施設の解体・撤去を行うとともに、無人島である高島の自然環境や、文化財保護に配慮した施設へと再整備を行っていく。

(2) 事業の内容

事業の内容
・バンガローや管理棟など既存の老朽化した施設の解体・撤去 ・テント場の整備 ・遊歩道の拡幅 ・トイレの設置

(3) 関連する法令、実施要領、要綱、規則 等 なし

2. 事業実施期間

令和4年度～

3. 事業の評価指標と達成状況

評 価 指 標						
評価指標名	指標の説明	単位	基準値 (基準年度)	令和6年度 計画	令和6年度 実績	目標値 (目標年度)
なし						

単位:千円

	令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績
事業費(A)	2,000	187	52,500	1,265
(A)の内訳(費目)				
消耗品費	0	0	800	0
業務委託料	2,000	187	1,336	1,265
工事請負費	0	0	49,000	0
庁用備品購入費	0	0	1,364	0

4. 監査の結果

合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

5. 監査の意見

(1)利用期間の延長について

高島キャンプ場については、夏休み期間であり、キャンプ場の利用者が多くなる7月及び8月を利用可能期間としている。

ここで、当整備事業については、老朽化した既存の施設を解体・撤去するものであり、整備後は施設維持管理費用が大幅に低減される。

このような状況下で利用可能期間を制限する積極的な理由はないと考えられることから、利用可能期間の延長を検討することが望ましい。

なお、利用可能期間を延長することにより、たとえば、次のようなメリットが考えられる。

① 一人当たりランニングコストの改善

利用者数が増えることから一人当たりのランニングコストが改善し、施設投資の活用効率が明確に上がると考えられる。

② 春～秋の利用者を取り込める

これまで利用可能期間を7月～8月までに限定していたが、夏以外の自然を体験し

たい潜在的な利用者の需要を取り込むことができると考えられる。当該キャンプ場については、自然志向のベテランキャンパーやソロキャンパーが多いと推察されることから、夏以外のより過酷な環境下でのキャンプを望む利用者も少なからず存在すると考えられる。

(2) 現地確認同行業者の落札について

市は、高島キャンプ場整備工事に伴う深淺測量業務にあたって、設計金額積算のため、ラジコンボートを使用した ICT 測量を得意とする A 業者に参考見積りを依頼している。

また、海での測量は波の影響もあり、水上ボートの転覆や正確な測量が困難といった懸念もあったことから、作業の可否判断をするため、A 業者が同行のうえ、事前に現地確認を行っている。

その後、当該測量業務について、指名競争入札が行われた結果、A 業者が落札者となっている。

設計金額積算のために専門業者に見積もりを依頼すること自体は必要であると考えられるものの、現地確認に同行した業者が結果的に落札者となっている状況は、外観的に疑念を招くおそれがあると受け取られる可能性がある。

市のルール上、参考見積りを依頼した業者が指名競争の参加者となること自体に問題はない。

しかしながら、外観的に誤解を招く可能性があることを踏まえると、今後同様の事案が生じた場合には、経緯を文書で整理・保存するなど、より一層の配慮を行うことを検討する余地がある。

なお、入札結果は下記の通りである。

予定価格：1,212,000円(税抜き、以下同様)、最低制限価格：921,000円

業者名	第1回金額
A業者	1,150,000
B業者	1,180,000
C業者	1,200,000
D業者	1,200,000
E業者	1,200,000
F業者	1,200,000

結果として、A 業者が1,150,000円(税抜き)で落札している。

NO	事業名	課
23	食観光推進事業 (豊の都市おおいた情報発信事業)	観光課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	<現状> 本市の重要な観光資源である「食」を活用した、誘客の拡大に取り組んでいる。 <課題> 大分市ならではの「食」の魅力を生かした誘客の拡大に向け、多様化する旅行者ニーズをとらえた食コンテンツの磨き上げや、強みを活かした情報発信を行っていく必要がある。
事業の目的	本市には「関あじ・関さば」をはじめ、豊かな自然に育まれた新鮮で上質な海産物や農産物、県内各地の郷土料理も楽しむことができる。このように「食」は本市の観光における大きな強みであり、この「食」を通じた観光消費拡大を図る。

(2) 事業の内容

事業の内容
・「大分ふぐフェスタ」の実施 ・一人でも楽しめる「夜の食」に特化したパンフレットの作成(令和6年度)

(3) 関連する法令、実施要領、要綱、規則 等

なし

2. 事業実施期間

不明

3. 事業の評価指標と達成状況

評価指標						
評価指標名	指標の説明	単位	基準値 (基準年度)	令和6年度 計画	令和6年度 実績	目標値 (目標年度)
食の観光コンテンツ	R4年度から実施した食の観光コンテンツ数		0	6	6	10 (R8)

単位:千円

	令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績
事業費	6,000	5,480	5,063	5,024
内訳(費目)				
業務委託料	6,000	5,480	5,063	5,024

4. 監査の結果

合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

5. 監査の意見

(1) 評価指標の設定について

第2次大分市観光戦略プランにおいて、4つの重点テーマの一つに「食」を設定しており、「食の観光コンテンツ」10以上実施を目標として掲げている。これを受け、食観光を推進する本事業においても、評価指標として「食の観光コンテンツ」が設定されている。

ここで、評価指標については、本来該当年度ごとに評価されるべきものである。しかしながら、当該指標は累積値により評価が行われており、該当年度におけるパフォーマンスを純粋に評価することが困難となっている。

また、事業の評価指標として、食の観光コンテンツの「数」が設定されていることにより、結果としてコンテンツを作成すること自体が目的化し、質や効果を測定できず、本来の事業目的を見失うおそれがある。

食の観光コンテンツ数は、あくまで作業量を示す指標であり、成果を示すものではないことから、評価指標として必ずしも適切とはいえない。例えば、コンテンツの利用者数や利用者満足度など、成果指標(アウトカム指標)の設定について検討する余地がある。

(2) 覆面調査の採点項目について

令和6年度においては、一人でも楽しめる「夜の食」に特化したパンフレットを15,000部作成している。

当該パンフレットの作成にあたっては、SNSを通じて大分市民から旅行者におすすめの飲食店を募集し、得票数の多かった飲食店に対して覆面調査を実施したうえで、採点結果の高かった店舗を中心に掲載店舗を決定している。

覆面調査における採点項目は以下のとおりである。

- ① 一人客を歓迎してくれる
- ② チェーン店ではなく、店主の顔が見える
- ③ 単品中心のメニューで好きな料理を注文できる
- ④ 清潔感を感じられる
- ⑤ 精算時に満足感があるか(料理の品質等)
- ⑥ カップル・家族のお客様で大半を占める(マイナス評価)

これらの採点項目は、一人で利用しやすい店舗かどうかの評価が中心となっている。しかしながら、事業目的を勘案すると、大分市ならではの食を体験してもらう観点から、「大分市の食の魅力を訴求できる」などの項目も設定する必要があると考えられる。

今後、同様の調査を実施する際には、採点項目の追加について検討されたい。

(3) 大分ふぐフェスタの利用者について

市は、大分市の豊富な食材について、本場の食、本物の美味しさを体験してもらいリピーターの獲得を図ること及び大分ふぐを気軽に堪能してもらう機会を図り、大分ふぐの知名度や魅力を全国的に高めることを目的として、大分ふぐフェスタを実施している。

令和6年度の利用者アンケート結果によると、利用者の31%が70代以上、26%が60代以上と、60代以上が過半数を占めている(令和5年度も同様の傾向)。

また、利用者の所在地についても、大分市内が84%、大分市外が12%、県外が44%となっており、令和5年度と同様に約8割が市内の利用者となっている。

満足度については、9割以上の利用者が肯定的な回答をしており、イベント自体の成果は一定程度認められる。しかしながら、大分ふぐの知名度や魅力を全国的に高め、市外・県外からの誘客につなげるという本来の目的を達成しているかについては、疑問が残る。加えて、若年層への訴求力が弱く、将来的な需要創出につながらない可能性も高い。

参加店舗数も減少傾向にあることから、ふぐ事業については、これまでの成果を振り返るとともに、廃止も含めた事業の見直しを検討する必要があると考えられる。

NO	事業名	課
24	パンフレット、ノベルティ、名刺、国内プロモ (豊の都市おおいた情報発信事業)	観光課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	<現状> パンフレット・ノベルティグッズの作成、メディア等を活用した広報宣伝、イベント等での観光PR、各種協議会との連携による広域的な情報発信等を行っている。 <課題> 国内外の旅行者に対して、ニーズに適う情報を効果的な媒体を活用し、発信していくことが必要である。 また、事業目標(本市への来訪者数)を定量的に図ることが難しい。
事業の目的	本市の観光資源や魅力を観光パンフレットやメディア広告・HP等の様々な媒体を活用しながら国内外へ広く情報発信するとともに、各地で開催されるイベント等で積極的に観光PRを行うことで、本市への来訪を促す。

(2) 事業の内容

事業の内容
・パンフレット、ノベルティグッズの作成 ・メディア等を活用した広報宣伝 ・イベント等での観光PR

(3) 関連する法令、実施要領、要綱、規則 等

なし

2. 事業実施期間

不明

3. 事業の評価指標と達成状況

評 価 指 標						
評価指標名	指標の説明	単位	基準値 (基準年度)	令和6年度 計画	令和6年度 実績	目標値 (目標年度)
なし						

単位:千円

	令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績
事業費	13,676	12,367	18,080	16,486
内訳(費目)				
報償金	10	10	5	5
旅費	900	900	1,230	539
消耗品費	599	599	1,800	1,698
食糧費	3	0	3	1
印刷製本費	6,933	6,434	6,409	6,409
通信運搬費	300	227	300	93
広告料	900	880	742	385
手数料	50	34	60	56
業務委託料	3,677	3,117	7,232	7,092
賃借料	94	36	89	45
県内組織年会費負担金	10	10	10	10
その他負担金	200	120	200	153

4. 監査の結果

合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

5. 監査の意見

(1)著作権等の保有を理由とした随意契約の締結について
大分湯めぐりガイドマップ(日本語版)修正等業務委託について、下記の理由により随意契約としている。

大分市観光パンフレット「大分の湯めぐりガイドマップ」は、誘客・着地型観光の両面で多くの人に利用されている。

本業務は、大分市観光パンフレット「大分の湯めぐりガイドマップ」の修正等を行うも

のであるが、著作権と版下データについては、制作をした A 社が有していることから、A 社と地方自治法施行令167条の2第1項第2号による随意契約としたい。

ここで、著作権及び版下データを所有することのみを理由として随意契約を行うことについては、競争性確保の観点から、必ずしも十分とはいえない側面がある。

原版を特定の事業者が保有し続けることにより、当該パンフレットの印刷・更新・修正等を長期にわたり同一事業者が受注する構造が生じやすい。

こうした課題を踏まえると、例えば、著作権の帰属を変更するのではなく、市が必要とする範囲に限定した利用許諾(包括的利用許諾を含む)を得ることにより、事業者の権利を尊重しつつ、入札による価格競争を確保する方法も考えられる。

また、将来的な改訂・修正業務において競争性を確保する観点から、原版データについて、市が必要な範囲で利用できる条件を仕様書等に明記することも一案である。

さらに、長期的には、他部署においても適切な範囲で二次利用が可能となるなど、全庁的なメリットがもたらされる可能性があることから、併せて検討の余地がある。

これらの検討にあたっては、事業者の知的財産権を適切に保護するという観点と、随意契約が固定化することによる競争性低下を回避するという観点の双方を踏まえ、契約方法や仕様の在り方について整理していくことが望ましい。

なお、当該随意契約の理由については、当事業の「大分市観光ガイドマップ」の修正・追加業務についても同様である。

NO	事業名	課
25	産業観光 (豊の都市おおいた情報発信事業)	観光課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	<現状> 工場夜景クルーズ実証事業及び産業観光の施設見学受入現状調査を実施している。 <課題> 工場夜景クルーズについては、定期的なクルーズ運行の実現に向けて、大分県が許可の権限を有し、離発着場所となる大分港西大分地区の栈橋に係る運用緩和が必要である。
事業の目的	産業都市である本市の特性を活かし、工場夜景クルーズの実施や産業観光ガイドブックの作成、施設見学等受入現状調査等を実施し、他都市にはない大分市の魅力として発信することで、誘客と観光消費額の増加を図る。

(2) 事業の内容

事業の内容
・工場夜景クルーズ実証事業の実施 ・産業観光の受入現状調査実施

(3) 関連する法令、実施要領、要綱、規則 等
なし

2. 事業実施期間

平成22年度～

3. 事業の評価指標と達成状況

評 価 指 標						
評価指標名	指標の説明	単位	基準値 (基準年度)	令和6年度 計画	令和6年度 実績	目標値 (目標年度)
予約率	実数	%	98 (R5)	90	97	90 (毎年)
満足度	実数	%	98 (R5)	80	92	80 (毎年)

単位:千円

	令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績
事業費	3,408	3,392	7,952	7,845
内訳(費目)				
旅費	100	84	352	352
業務委託料	3,308	3,308	7,600	7,493

4. 監査の結果

合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

5. 監査の意見

(1)大分市工場夜景クルーズ実証事業の入札結果について

令和6年度大分市工場夜景クルーズ実証事業(11月実施分)についての入札結果は下記の通りである。

業者名	第1回金額(円)	備考
A社	544,758	
B社	3,022,670	
C社	92,000	落札
D社		辞退

なお、予定価格調書によれば、設計された予定価格は659,155円(税抜き)となっている。

入札の結果、C社が落札者となっているが、予定価格や他の入札参加者と比較して、C社は著しく低い価格で入札を行っている状況にある。市としては、品質が担保されたと仮定するならば、結果的により安価な価格で委託事業を行うことができ、財政的

なメリットを享受することができたといえる。

しかしながら、このような場合には以下のような問題点が考えられる。

① 履行品質の低下リスク

極端に安い価格では必要な人件費、接客対応などが十分に確保できない恐れがある。工場夜景クルーズという「観光体験」において、サービス品質は重要であり、低価格すぎるとトラブル・クレーム発生のリスクが高まると考えられる。

ここで、たとえば、価格しか評価しない指名競争や一般競争では低価格が優位になり過ぎるため、アンケート結果に基づく分析及び実績等を点数化する方式に変更することが考えられる。実証事業としては、価格面だけでなく、観光面・サービス品質等の多角的な視点から業者を選定する方法も考えられる。

さらに、市では、業務委託における最低制限価格制度は導入していないものの、サービスの品質を担保する観点からは、導入を検討する余地がある。

② 予定価格の妥当性が疑われる

このように予定価格から極端に乖離した場合には、市の予定価格が高すぎるのか、落札者の見積りが合理的でないのか分からなくなり、予定価格の作成過程の信頼性が低下するおそれがある。

なお、予定価格の作成にあたっては、競争入札参加資格を有している大手旅行会社全6社へ船舶誘致の可能性等の事前ヒアリングを行った際、受付業務のシステム費用や、人員不足から他支店の応援が必要とのことであったため、それらを加味し設計金額を設定していた。

(2) 産業観光受入先の情報の更新について

当事業においては、産業観光の受入現状調査として、対象先にメールまたは郵送にて調査を実施し、当年度の受入実績及び次年度の受入意向について調査・集計を行っている。調査先について、産業観光ガイドブックを作成しており、対象先の写真や説明を適宜載せている。

ここで、当該ガイドブックに関して令和4年3月より改訂が行われておらず、受入実態調査の結果を見る限り、実態は受入先として機能していないように見受けられる施設がある。また、市のホームページにおいて、見学・体験施設の受入状況が確認できるものの、令和3年12月21日現在となっており、最新の情報が入手できない状況である。

利用者目線に立てば、市が出している情報への信頼が損なわれるおそれがあるとともに、受入状況が曖昧な情報を掲載すると観光客や旅行会社のプラン形成に悪影響を与えかねない。

今後、教育旅行の誘致等を検討するにあたっては、費用対効果を勘案する必要があるものの、毎年度実施している受入実績調査に基づき、掲載されている情報は適宜アップデートする必要がある。

NO	事業名	課
26	動物園管理事業	観光課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	<現状> 高崎山自然動物園の運営にかかる人件費・事務費及び施設の維持管理や整備にかかる費用を計上している。 <課題> 労務単価の上昇や資材費等の価格高騰が続いていることから、高崎山自然動物園の運営費や老朽化している施設の維持管理費が増加していくことが懸念されるため、計画的な施設運営や維持管理を行っていく必要がある。
事業の目的	高崎山自然動物園の運営及び適切な維持管理や施設整備による快適な環境の確保を目的とする。

(2) 事業の内容

事業の内容
高崎山自然動物園の運営及び施設の維持管理や整備等

(3) 関連する法令、実施要領、要綱、規則 等

大分市高崎山自然動物園条例

自然公園法

文化財保護法

2. 事業実施期間

不明

3. 事業の評価指標と達成状況

評 価 指 標						
評価指標名	指標の説明	単位	基準値 (基準年度)	令和6年度 計画	令和6年度 実績	目標値 (目標年度)
入園者数	高崎山自然動物園入園者数	人	216,572 (R 元)		229,625	230,000 (R9)

単位:千円

	令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績
事業費	214,245	195,032	217,740	202,732
内訳(費目)				
報償金	207	40	102	80
旅費	4,945	3,640	4,619	3,806
消耗品費	9,836	9,830	8,500	8,463
燃料費	1,604	1,282	1,682	1,142
食糧費	88	71	88	63
印刷製本費	3,333	2,259	2,848	2,765
光熱水費	14,532	12,164	14,460	13,331
修繕料	7,750	7,665	7,750	7,640
飼料費	6,788	5,444	7,000	6,723
通信運搬費	2,288	1,995	2,035	1,640
広告料	3,247	3,245	2,700	2,662
手数料	1,495	1,296	1,065	1,062
保険料	25	17	25	15
業務委託料	120,219	120,219	134,145	132,878
賃借料	2,982	2,391	2,858	2,443
工事請負費	7,000	6,102	41	41
原材料費	300	292	300	275
庁用備品購入費	300	271	277	277
県外組織年会費負担金	82	0	12	6
県内組織年会費負担金	3	3	3	3
その他年会費等負担金	121	115	130	124
補償金	27,100	16,691	27,100	17,293

4. 監査の結果

合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

5. 監査の意見

(1) 高崎山自然動物園の収支管理と入園料について

高崎山自然動物園について、担当課において、収支を一元的に把握・管理するための資料は作成されていなかった。

担当課に依頼し、令和6年度の歳入と歳出に関する資料を入手したところ、その概要は下記のとおりであった（農作物被害対策事業及び電気柵整備事業等は除く）。

区分	内容	金額(円)	備考
歳入	観光使用料	197,410,986	入園料、駐車場使用料他
	施設水道電灯料収入	1,190,845	
	社会保険料徴収金	520,726	
	雑入	3,693,995	物販収入他
	小計	202,816,552	
歳出	報酬	60,591,279	会計年度任用職員分
	職員手当等	22,392,363	会計年度任用職員分
	共済費	13,282,573	会計年度任用職員分
	報償費	79,608	
	旅費	3,805,991	会計年度任用職員分他
	需用費	40,127,871	光熱水費他
	役務費	5,379,700	
	委託料	132,877,884	施設維持管理等委託料、施設保守点検・清掃等委託料他
	使用料及び賃借料	2,442,659	
	工事請負費	40,700	
	原材料費	275,448	
	備品購入費	277,000	
	負担金補助及び交付金	133,400	
	補償補填及び賠償金	17,293,334	
	小計	298,999,810	
差引		-96,183,258	

なお、上記以外で、高崎山自然動物園に係る正規職員等の人件費（令和6年度実績）は、158,472,437円となっている。

当該事業については、行政サービスとしての側面もあり、市民サービス・教育・環境啓発の一環として、事業単位での損益管理が一義的な目的ではない。

しかしながら、入園料や駐車場使用料を徴収する施設を管理運営していく以上、収益性の把握は必要であると考えられる。収支管理により、説明責任（どれだけの公費で、どのようなサービスを提供しているか）の向上に寄与するとともに、効率性・有効性の検証が可能になると考えられる。

また、高崎山自然動物園の年度別入園料の推移は下記の通りである。

年度	入園料
昭和28	大人10円・小人10円
昭和29～昭和36	大人30円・小人15円
昭和37～昭和46	大人50円・小人30円
昭和47～昭和51	大人100円・小人50円
昭和52～昭和54	大人200円・小人100円
昭和55～昭和63	大人300円・小人150円
平成元～平成24	大人500円・小人250円
平成25～平成30	大人510円・小人250円
令和元～令和6	大人520円・小人260円
令和7～	一般500円・高校生等250円

令和7年10月には、管理運営経費や利用実態などを踏まえ、利用者と未利用者との負担の公平性・公正性を確保するため、施設分類ごとの受益者負担割合や統一的な基準に基づいた算定根拠、定期的な見直しに関する考え方を整理した基準に沿って、入園料の改定を行っている。

上記基準によれば、使用料を算定する基礎となる原価には、人件費及び物件費が含まれるとされている。高崎山自然動物園においては、動物園(入園料)のほか、おさる館(研修室)、さるっこレール、駐車場といった施設の使用料算定のための原価を算出しており、当該算定根拠資料等を閲覧した。

物件費については、総事業費を施設ごとに振り分ける方法により算出していた。

一方、人件費については、人件費総額を各施設に振り分ける方法ではなく、高崎山管理センター全職員のうち、施設の維持管理に直接従事する職員数に1人当たりの人件費(正規職員7,200千円等)を乗じて積算する方法により算出していた。このため、維持管理に直接従事しない職員等の人件費については、当該算定上、原価に含まれていない整理となっている。

以上により、入園料算定の基礎となる原価は140,684,077円となっていた(大分市の直営となって以降の令和4年度及び5年度の各年度原価の平均値)。

当該基準により算定された結果として、令和7年10月の改定においては、入園料は下がっており、平成元年度から同水準となっている。

今後、事業運営の内容や経費構造が変化することも想定されることから、使用料算定の基礎となる原価(人件費及び物件費)が、その時点における事業実態を適切に反映したものとなっているかについて、次回使用料見直しの際に改めて確認することが望まれる。

(2) 業務実施報告書の作成について

高崎山管理センターは、高崎山自然動物園等清掃業務について、指名競争入札により、A 社に業務委託を行っている。

当該業務委託について、契約書第10条において、次のように契約を締結している。

(業務の報告等)

第10条 受注者は、仕様書等に従い、発注者に対して業務報告書を提出しなければならない。

2 発注者又は施設管理担当者は、前項の規定によるほか、必要と認めるときは、受注者に対して業務の履行状況及びその結果について報告を求めることができる。

この点、市は、検査調書を作成しているものの、業務報告書の提出を受けていない。契約書は当事者双方を拘束する法的文書であり、契約書に則り、業務報告書の提出を受けることが必要である。

業務履行の確認にあたっては、市職員が業務を行っている範囲内での清掃であり、清掃状況を確認することができる状況ではあるが、業務履行の確認にあたっては、客観的に判断できる記録が求められる。

(3) 最低制限価格の設定について

市は、高崎山駐車場等警備業務委託について、指名競争入札を行っているが、最低制限価格を設定していない。

ここで、大分市施設維持管理業務委託に係る最低制限価格制度試行要綱によれば、対象業務は下記のように定められている。

(最低制限価格制度の対象業務)

第2条 最低制限価格制度の対象となる業務は、業務時間及び業務単価を基に予定価格が算定されるもののうち、設計金額が50万円を超える警備業務(機械警備業務を除く。)とする。ただし、市長が最低制限価格制度を採用する必要がないと特に認めるものについては、この限りでない。

この点、当該業務の設計金額は、50万円を超えており、かつ、警備員を配置する人的警備業務に該当する。

人的警備業務においては、労働集約的かつ安全確保を目的とする業務であることから、最低制限価格を設定しない場合、低価格入札を招き、警備品質の低下や労働関係法令違反、契約履行の不確実性を生じさせるおそれがある。

なお、当該業務委託については、仮に最低制限価格を設定した場合でも落札額が最低制限価格を上回っていたため、上記の状況にはあたらない。

しかしながら、市としては、要綱に沿った運用を行うとともに、適正な業務履行を確保する必要がある。

NO	事業名	課
27	農作物被害対策事業	観光課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	<現状> 高崎山周辺に生息する有害鳥獣としてのサルの捕獲・処分を行うとともに、農作物等被害に対する金銭補償を行っている。 <課題> 高崎山周辺部には複数のサルの群れが存在し、群れの頭数が減少しなければ被害が増加することが懸念される。今後も林業水産課と連携を図り、周辺部での有害鳥獣としてのサルを捕獲し、農作物被害の防止と被害額減少につなげていく。
事業の目的	高崎山周辺におけるサルによる農作物等被害の防止および被害額減少を目指す。

(2) 事業の内容

事業の内容
・高崎山周辺に生息する有害鳥獣としてのサルの捕獲・処分 ・農作物等の被害に対する金銭補償

(3) 関連する法令、実施要領、要綱、規則 等

なし

2. 事業実施期間

不明

3. 事業の評価指標と達成状況

評 価 指 標						
評価指標名	指標の説明	単位	基準値 (基準年度)	令和6年度 計画	令和6年度 実績	目標値 (目標年度)
捕獲頭数	高崎山周辺の 有害鳥獣(猿) の捕獲頭数	頭	283 (H29)	270	184	250

単位:千円

	令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績
事業費	13,885	11,928	16,367	13,527
内訳(費目)				
業務委託料	6,385	6,037	9,867	7,995
補償金	7,500	5,891	6,500	5,532

4. 監査の結果

合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

5. 監査の意見

(1) 評価指標の設定について

市は、当事業の評価指標として、有害鳥獣としてのサルの「捕獲頭数」を設定している。

ここで、農作物被害対策事業としての本来の目的は、「サルによる農作物被害の防止及び被害額減少」であり、捕獲はあくまで手段(アウトプット)である。

捕獲頭数の多寡と農作物被害額の減少との間には、必ずしも直接的な因果関係があるとは限らず、事業目的(サル被害を抑制することにより、サルによる農作物被害の防止及び被害額減少を目指す)を直接測る指標にはなっていないと考えられる。

また、捕獲頭数はサルの生息数・行動範囲や天候・餌資源の豊凶等の外部要因の影響を強く受ける可能性がある。

捕獲頭数は、活動指標としての側面が強く、事業目的達成のための手段である。このため、農作物被害額等の事業目的に即したアウトカム指標を設定することが望ましい。

(2)業務委託指示書の遵守について

市は、有害鳥獣(猿)処分業務に関して、委託契約を業者と締結し、「有害鳥獣(猿)処分業務委託指示書」を作成している。当該指示書において、安全対策として以下の事項を指示している。

殺処分及び送致等の業務を行うにあたっては、猿による咬みつき、引っかき等の事故を防止するため下記の通り、安全対策を講ずること。

①作業に従事する際は、長袖・長ズボンの作業着、マスク、皮手袋、長靴を着用すること。

業務報告にあたって、業者により一連の業務が写真により管理されている。しかしながら、写真を閲覧する限り、上記の指示事項が遵守されているようには見受けられなかった。

安全対策が遵守されない場合、猿が感染症を保有していた場合には、作業従事者の健康被害リスクを高めるおそれがあるとともに、事故が起きた場合、安全対策が遵守されていないことが原因とされ、委託者・受託者双方の責任が問われる可能性がある。

また、指示書に具体的な作業方法・安全対策が記載されている以上、それらが遵守されない場合には発注者側の管理監督責任につながってくると考えられる。

業務委託指示書については、業者への周知を徹底する必要がある。

なお、指示書の内容が実態に即しているかも含め、見直す必要がないか検討する余地がある。

NO	事業名	課
28	高崎山電気柵整備事業	観光課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	<現状> 電気柵の不良箇所等の整備・改修を行うとともに、適正な管理を行うことでサルの脱柵を防止している。 <課題> 電気柵が山の斜面等に設置されており、地形や土質による影響を大きく受けることから、関係課との協議や現地確認の実施等により事業実施方法を検討していく必要がある。
事業の目的	電気柵内に生息するサルの脱柵を防止することにより、農作物等被害の減少(周辺住民の安心安全な生活の確保)、天然記念物のより適正な管理(個体数適正化に向けた各種取組の効果と効率の向上)、職員の労務環境の改善を図る。

(2) 事業の内容

事業の内容
電気柵の建て替えや下部補修等を行う。

(3) 関連する法令、実施要領、要綱、規則 等

なし

2. 事業実施期間

平成元年度～

3. 事業の評価指標と達成状況

評 価 指 標						
評価指標名	指標の説明	単位	基準値 (基準年度)	令和6年度 計画	令和6年度 実績	目標値 (目標年度)
なし						

単位:千円

	令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績
事業費	65,000	56,868	40,959	35,480
内訳(費目)				
業務委託料	8,200	6,336	0	0
工事請負費	56,800	50,532	40,959	35,480

4. 監査の結果

合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

5. 監査の意見

(1) 最低制限価格による同額入札について

市は、高崎山由布地区電気柵下部改修工事において、入札を行っており、入札結果は下記の通りである。

No	業者名	第1回金額	備考
1	A社	23,735,700円	落札(同額入札によりくじ引き)
2	B社	23,735,700円	
3	C社	23,735,700円	
4	D社	23,735,700円	
5	E社	23,735,700円	
6	F社	23,735,700円	
7	G社	23,735,700円	
8	H社	23,735,700円	
9	I社	23,735,700円	
10	J社	23,735,700円	
11	K社	23,735,700円	
12	L社	23,735,700円	
13	M社		辞退(入札書不着)

なお、当該工事の最低制限価格は、23,735,700円である。

結果として、入札参加者12者全員が最低制限価格で入札を行っている。

契約事務規則に則った入札を実施しているものの、全業者が同額という事実は、市民目線に立った時に外観的に疑念が生じ、また、価格競争が形式的なものにとどまっている可能性も考えられたことから、聞き取り確認を行った。

大分市における最低制限価格は国土交通省が事務局となっている中央公契連（中央公共工事契約制度連絡協議会）モデル等に準拠した算定方法に基づいており、算定方法はホームページ等でも公開されている。

発注者側が要求する仕様が明確であれば、単価が定められている原材料や人役から最低制限価格を算出することは可能であり、他の工事においても同様の事例はあるとのことだった。

本件においては、結果的に全業者が最低制限価格での同額入札となっているが、契約事務規則等に基づき手続が実施されていることを確認した。

また、全業者同額の場合、くじ引きにより落札者を決定せざるを得ず、技術力や施工実績、体制の優劣が評価に反映されないのではないかと感じたため、この点についても聞き取り確認を行った。

この点について、本件は一般競争入札であり、技術力や施工実績等については入札参加資格審査の段階で確認しており、指名競争入札の場合は、指名の際に技術力・施工実績等を考慮して業者を選定しているとのことだった。

以上のことから、本件は全業者が最低制限価格での同額入札となっているものの、入札参加資格審査等において技術力や施工実績等を確認する仕組みとなっていることを確認した。

なお、当該事業における高崎山（両郡橋地区）電気防護柵改築工事においても、同様に入札参加者7者全員が最低制限価格による同額入札を行っている。

入札形態が指名競争入札という違いはあるものの、上記同様に、契約事務規則等に基づき手続が実施されていることを確認した。

NO	事業名	課
29	移住者就労促進事業	おおいた魅力発信局

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	<現状> 本局が移住相談の総合窓口的機能を果たし、相談内容に応じて住宅課、農政課、創業経営支援課、企画課、文化振興課、商工労政課、市民協働推進課などの関係課と連携し対応している。また、大分県、おおいた産業人財センター、大分都市広域圏の市町とも協力し、大都市圏での移住相談会への出展、幅広い年齢層に向けた移住雑誌等への広告掲出、移住ガイドブックやホームページ等の情報発信ツールを活用し、大分市のPR、移住希望者への就労支援等を行っている。 <課題> 従前の移住支援だけでなく、移住希望者の多様なニーズに応じていく必要がある。
事業の目的	人口減少社会が到来する中、本市への移住希望者に対して雇用面から支援を行うことにより、移住・定住者の増加を図る。

(2) 事業の内容

事業の内容
①県内での就職に関する各種相談対応や、県内の企業情報・求人情報の提供を行っているおおいた産業人財センターと連携し、移住希望者の就労支援を行う。 ②大分県やNPO法人ふるさと回帰支援センター（令和6年7月に公益社団法人ふるさと回帰・移住交流推進機構と組織統合）等が主催する移住相談会に参加し、本市の情報発信を行う。 ③移住ガイドブックの作成や関係機関窓口への設置、専用ホームページの活用による最新情報の発信を行う。 ④大分都市広域圏の自治体と連携し、移住促進を図る。

(3) 関連する法令、実施要領、要綱、規則 等

なし

2. 事業実施期間

平成28年度～

3. 事業の評価指標と達成状況

評価指標						
評価指標名	指標の説明	単位	基準値 (基準年度)	令和6年度 計画	令和6年度 実績	目標値 (目標年度)
UIJターン就職 者数	おおいた産業人財センター登録者のうち 本市へ就職した人数	人	466 (R2～R6 累計)	95	62 (累計 466)	485 (R7～R11 累計)

単位:千円

	令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績
事業費	9,592	8,957	9,118	9,053
内訳(費目)				
報償費	30	0	0	0
旅費	1,024	842	745	691
消耗品費	61	59	61	59
印刷製本費	915	800	788	787
通信運搬費	104	23	93	91
広告料	1,540	1,500	1,540	1,540
手数料	10	1	10	5
委託料	391	215	361	360
使用料及び賃借料	550	550	561	561
負担金補助及び交付金	4,967	4,967	4,959	4,959

4. 監査の結果

合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

5. 監査の意見

(1) 労働力人口の増加

令和6年度はUIJターンでの就職者数は62名との結果が出ている。これまでも移住相談会への参加及び各種広報活動並びにおおいた産業人財センターによる就労支援を行っているが、さらにUIJターン就職者数を増やせるような施策を検討する必要がある。

大分市も緩やかではあるが人口減少の傾向にあり、大分市のHP上の情報によると令和7年の人口は約470千人となっており、その内65歳以上の

シニア世代の占める割合は約29%である。若い世代のU I J ターンができる土台をさらに固めていく必要がある。

(2) 移住者支援の効果の検証

U I J ターンによる経済効果などの指標を算出することは困難であり、現在では算出されていない。

しかし、費用対効果や投資という視点からは何かしらの目標指標（K P I 等）を定めることが望ましいと考える。

移住者を増やすことにより、本市の税収に繋がると考えられる。また、移住者の定住により、産業の担い手不足・後継者不足の解消など、本市企業の人材を確保することで産業を活性化することや、若い世代やファミリー層を呼び込み、過疎化・高齢化の進行を抑えて、まちの活気を維持・向上させることが期待される。

そのため、目標指標としては移住による税収の増加、社会保険料の増加、就労人口の増加、高齢化人口の割合の減少などが考えられる。

(3) 移住応援給付金等を収受後に転出される方の理由 ※住宅課事業

移住応援給付金等を収受後に転出される方の理由について、返還者からの相談やヒアリングの際、交付決定の取り消しの可否を判断するために必要な範囲で聞くという運用となっている。

転出理由については、今後の魅力あるまちづくりに活かせることも考えられることから、確認項目を定める等、転出理由の把握に努める必要がある。

大分市移住者応援給付事業給付金交付要綱

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、給付事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額の給付金の交付の決定を取り消し、及び既に交付した給付金にあっては、期限を定めてその返還を求めるものとする。ただし、就業先の法人の破産、災害、病気その他市長がやむを得ない事情があるものと認めた場合は、この限りでない。

- (1) 虚偽の申請等をした場合 交付の決定を受けた給付金の額(以下「交付決定額」という。)の全額
- (2) 申請日から3年未満で本市から転出した場合 交付決定額の全額
- (3) 申請日から3年以上5年以内に本市から転出した場合 交付決定額の半額

NO	事業名	課
30	魅力発信事業 (おおいた物産・食・観光・魅力発信事業)	おおいた魅力発信局

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	<現状> 「おおいた魅力発信庁内連絡会議」等を通じ、庁内各課のイベント日程や見どころ等の魅力情報、本市で開催される全国大会、大都市圏での市人会など、魅力を発信する場の情報収集や共有・調整を行っている。また、幅広い分野で活躍され、本市の魅力発信を担っていただける方々を「大分市魅力発信アンバサダー」として委嘱し、様々な機会を通じて本市の魅力を発信している。 さらに、大阪・関西万博で注目される関西圏に向けて本市のPR・誘客事業を行うなど各種魅力発信事業を実施している。 <課題> 本市の魅力発信について、時宜に応じたより効果的な手法の検討が必要である。
事業の目的	本市の魅力について、関係部署等との企画調整を行い、効果的な発信を図る。

(2) 事業の内容

事業の内容
①おおいた魅力発信庁内連絡会議等の機会を活用し、本市の魅力発信について企画・調整を行う。 ②各種広告媒体やSNS等の活用その他、大都市圏での同窓会や市人会等を活用した本市の魅力の紹介及び宣伝を行う。 ③観光大使(令和6年9月より大分市魅力発信応援制度へ移行)等を活用した本市の魅力の紹介及び宣伝を行う。 ④本市道の駅の認知度アップを図るとともに、道の駅を活用した本市の魅力発信を行う。

(3) 関連する法令、実施要領、要綱、規則 等

おおいた魅力発信庁内連絡会議設置要綱
大分市魅力発信応援制度実施要領

2. 事業実施期間

平成30年度～

3. 事業の評価指標と達成状況

評 価 指 標						
評価指標名	指標の説明	単位	基準値 (基準年度)	令和6年度 計画	令和6年度 実績	目標値 (目標年度)
なし						

単位:千円

	令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績
事業費	12,367	5,845	14,831	6,663
内訳(費目)				
旅費	494	159	300	116
通信運搬費	73	42	31	24
広告料	1,000	1,000	500	495
委託料	10,800	4,644	14,000	6,028

4. 概要の補足説明

令和6年度魅力発信事業実績額は以下のとおりである。

科目	事業名	業務名	金額(千円)
委託料	観光大使関連事業	大分市魅力発信アンバサダー名刺作成業務委託	198
		大分市魅力発信アンバサダー委嘱状交付式に係るマネジメント業務委託	495
		大分市魅力発信アンバサダー委嘱状交付式に係るマネジメント業務委託	495
		大分市魅力発信アンバサダー名刺用ロゴ制作業務委託	55
			魅力発信事業等委託料(関西圏に向けた魅力発信事業業務委託)
広告料	関西圏に向けた魅力発信事業	関西圏に向けた魅力発信事業に関する広告掲出(大分市満喫！デジタルスタンプラリー)	495
旅費		新幹線取消手数料	1
		さんふらわあ船内 PR ブース出展他	27
	道の駅の認知度アップ及び道の駅を活用した大分市の魅力発信	はっけん TV 出演	10
	観光大使関連事業	在京大分市人会出席	78
通信運搬費			24
合 計			6,663

委託料のうち、魅力発信事業等委託料(関西圏に向けた魅力発信事業業務委託)4,785千円は、関西圏から大分市へのフェリー航路を持つさんふらわあと協業しデジタルスタンプラリーや各種PRを行ったものである。当事業報告書の中に過去に実施したデジタルスタンプラリーの年度比較の資料が掲載されているが、比較期間で参加人数が260%、総スタンプ取得数が339%といずれも増加しており、大分市の魅力発信については順調に伸びている。

5. 監査の結果

合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

6. 監査の意見

(1) 事業の評価

魅力発信事業の簿冊を通査した結果、外部資料に基づき適切に処理されており特に指摘すべき事項は無かった。

また、実績額のうち最も金額の大きい「魅力発信事業等委託料(関西圏に向けた魅力発信事業業務委託)」の成果物である事業報告書を閲覧した結果、60ページ程度の事業報告書となっており事業の評価としては妥当な報告書となっているものと考えられる。

NO	事業名	課
31	大分市MICE誘致促進事業	おおいた魅力発信局

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	<現状> 商談会や関係団体への営業活動を通じて本市にMICEを誘致し、開催に対して補助金の交付を行っている。 ※MICE:企業等の会議(Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行(インセンティブ旅行)(Incentive Travel)、国際会議・団体・学会等が行う国際会議(Convention)、展示会・見本市・イベント(Exhibition/Event)の頭文字。 <課題> MICE誘致のノウハウを蓄積した専門性の高い人材の確保・育成、コンベンション施設やMICE主催者との人脈の構築、本市の魅力発信・本事業のさらなる周知を行う必要がある。
事業の目的	MICEは、会議開催、宿泊、飲食、観光等の経済・消費活動の裾野が広く、滞在期間が比較的長い。MICE開催を通じた主催者、参加者等の消費支出や関連の事業支出は、MICE開催地域に大きな経済波及効果を生み出すことから、MICEを誘致することにより地元経済と産業の活性化を図ることを目的とする。

(2) 事業の内容

事業の内容
本事業では本市で開催されるMICEに対して、会場借り上げ料等の補助対象経費の2分の1(最大50万円)を補助金としてMICE主催団体に交付しており、大分市観光協会を窓口とすることで、補助金の相談・申請から交付までをワンストップで対応している。 大分市のMICE誘致における強みである「会場と宿泊施設が近接していること」「個室を確保しやすい宿泊環境があること」や、食・ナイトライフ等の情報を大分市観光協会のMICE特設ページや商談会への出展等で発信している。また、市内コンベンション施設やユニークベニューの調査、医師会や大学等のMICE主催団体への営業活動を通じて事業の周知を図っている。

(3) 関連する法令、実施要領、要綱、規則 等

大分市MICE誘致促進事業補助金交付要領

2. 事業実施期間

平成27年度～

3. 事業の評価指標と達成状況

評価指標						
評価指標名	指標の説明	単位	基準値 (基準年度)	令和6年度 計画	令和6年度 実績	目標値 (目標年度)
宿泊者数	本補助金の交付を受けた MICE による 市内延べ宿泊者数	人泊	3,906 (R5)	4,000	4,029	5,000 (R7)

単位:千円

	令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績
事業費	5,573	4,776	6,200	5,094
内訳(費目)				
旅費	200	63	200	95
負担金補助及び交付金	5,373	4,713	6,000	4,999

4. 事業の参考情報

補助金交付実績(相談件数) (令和7年11月末時点)

令和5年度:19件(45件)、令和6年度:17件(49件)、令和7年度:27件(50件)

5. 監査の結果

合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

6. 監査の意見

(1)収支決算書の検証

収支決算書において、支出に関しては証憑書類の確認が行われているが、収入に関しては根拠資料の確認が行われていない。参加料の根拠となる資料や参加者名簿等は入手していることから、収入計上額の再計算は可能であり確認する必要がある。

(2)振込口座

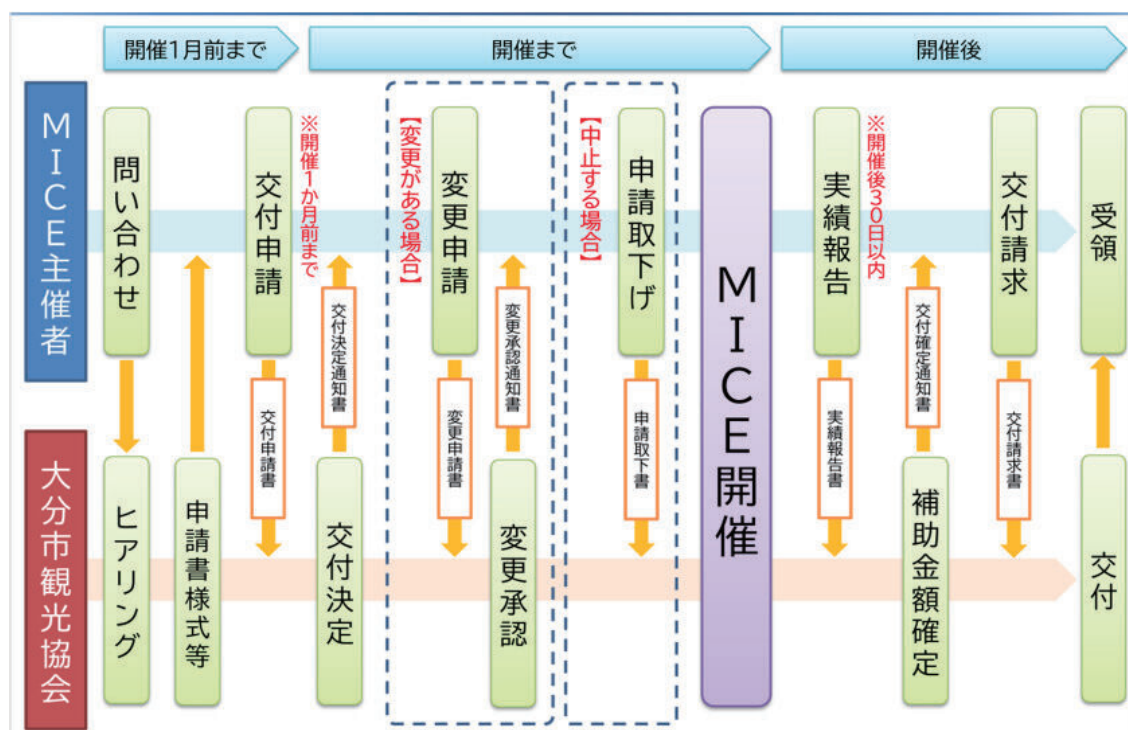
補助金の入金先は基本的に主催者(団体)の口座になっているが、主催者からの委任状があれば指定の口座に入金することが可能となっており、令和6

年度に提出した補助金の中で、補助金の受領の権限が申請団体から個人に委任され、個人口座に入金されているものがあった。

個人口座に入金した場合、目的外使用が生じるリスクが考えられることから、できるだけ団体口座に入金する方が望ましい。

M I C E 補助金は実績報告後に支払いが行われる仕組みとなっており、補助金の入金がある時には経費の支払は完了している。そのため補助金申請を一人で行っている場合、団体の他のメンバーは補助金のことを知らないことも想定される。そのような状況で個人口座へ振り込みが行われた場合、団体の簿外資金となり団体活動資金として処理されない可能性も考えられることから、団体口座への振り込みが望ましい。

【M I C E 補助金申請の流れ】



NO	事業名	課
32	地域魅力創出事業	おおいた魅力発信局

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	<現状> 令和4年度から事業を開始し、令和6年度で事業終了。 <課題> 民間が主催する類似イベントが増加してきたため、令和6年度をもって事業終了したことから課題はなし。
事業の目的	本市の新たな観光資源を創出し、その魅力を発信して地域経済の活性化を促進することを目的とする。 回遊性の高いイベントとし、直接経済効果、間接経済効果などで地域経済の活性化を目指す。

(2) 事業の内容

事業の内容
ポップカルチャーを題材とした集客イベントにより、本市の新たな魅力を創出する。一般参加者が楽しめるステージイベントや体験イベントを開催する。

(3) 関連する法令、実施要領、要綱、規則 等

令和4年度大分市ポップカルチャーフェス実行委員会補助金交付要領
令和5年度大分市ポップカルチャーフェス実行委員会補助金交付要領
大分市地域魅力創出事業補助金交付要綱(令和6年度)

2. 事業実施期間

令和4年度～令和6年度

3. 事業の評価指標と達成状況

評 価 指 標						
評価指標名	指標の説明	単位	基準値 (基準年度)	令和6年度 計画	令和6年度 実績	目標値 (目標年度)
イベント参加 者数	延べ参加者数	人	420 (R4)	－	7,600	1,000 (R6)

単位:千円

	令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績
事業費	1,000	1,000	1,007	1,007
内訳(費目)				
報償費	0	0	7	7
負担金補助及び交付金	1,000	1,000	1,000	1,000

4. 概要の補足説明

本事業は、魅力創出に一定の効果があつたと評価できる一方で、類似する民間主催のイベントが増加してきたことから、大分市の新たな観光資源を創出し、その魅力を発信して地域経済の活性化を促進するという当初の目的を果たしたと考えられるため令和6年度をもって終了する。

5. 監査の結果

合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

6.監査の意見

(1)事業報告書の具体的記載

令和6年度の大分市地域魅力創出事業補助金は、おおいたPOPカルチャーフェス実行委員会に交付されている。おおいたPOPカルチャーフェス実行委員会から提出された補助金交付申請書と、事業完了後の実績報告書の比較を下記の表にまとめている。

補助対象事業: おおいたポップカルチャーフェス 2025	事業計画書	事業実施書
事業の概要	大分市中心部の会場にて、漫画、アニメ、映画、ゲーム、ライトノベルなどポップカルチャーの魅力を配信するイベントを開催。ステージ上では、アニメソングにのせた歌やダンスによるパフォーマンスのほか、人気 VTuber による特別コメント上映を実施する予定。会場では、カードゲーム体験会や e スポーツ、マンガ家や声優などの体験ブースを展開予定。	「トヨタカローラ大分祝祭の広場」大型ビジョン前のステージにて、YouTube 約 200 万人のチャンネル登録者数を誇る人気 VTuber 〈ホロライブ3期生 白銀ノエル〉さんによる本イベント限定の特別コメントを放送したほか、アニソシンガー〈栗林みな実〉さんによるステージパフォーマンスを実施。その他、アニソ DJ や「歌ってみた & 踊ってみた」などのパフォーマンスを実施した。 さらにグッズ販売やゲーム体験、声優体験などポップカルチャーにまつわるブースが多数出展するとともに、飲食ブースも展開した。

特記事項	アニメ、映画、ゲーム、ライトノベル、テレビなど日本の魅力的な現代文化(ポップカルチャー)は、海外や国内の若い世代に非常に人気であり、イベントを実施するにおいて集客が見込める有効的な手段である。ポップカルチャーのイベントを開催することで、県内外から多くの若者を集めることができ、大分市中心部の賑わい創出・活性化に繋がると考えています。ポップカルチャーイベントを継続して実施することが重要で、若い人達の間で大分市を訪れるきっかけとして定着することを目指しています。	来場者数:延べ約6千人
集客力・経済効果に対するアピールポイント	・テレビ・ラジオ・SNSなどを活用して告知を実施することにより、数多くの方々にイベントを認知してもらうことができ、多くの来場者が期待できます。 ・ポップカルチャーイベントを23年、24年と2年連続で運営した経験からイベントノウハウを蓄積しており、大分市内のポップカルチャー各団体と情報交換しながらイベント内容を組み立てることが可能です。また構成委員である OBS では県内の POP カルチャーを盛り上げる「アニマジン」というラジオ番組を 2015 年から放送しており、ポップカルチャーに精通している番組出演者の方々から情報を頂きながら、ステージ出演者を決めていく予定です。 ・今年3月に実行委員として参画し、祝祭の広場で開催したポップカルチャーイベントでは、大分と縁のある人気 VTuber 「白銀ノエル」さんのコメント動画を上演するなどして、県内外から1日で7,400 人の来場者を集めた実績があります。 この他にも、OBS では「サマーフェスタ！	一部記載あり

	(8月)」、「OBS 感謝祭(9月)」などの大型イベントを継続して開催しており、イベント運営を円滑に進めることが可能です。	
地域への還元力に対するアピールポイント	大分市中心部の会場で実施することにより、イベントを多くの方の目に触れてもらうことができ、ポップカルチャーにあまり関心が無かった方にも興味を持って貰うことができると考えています。ポップカルチャーに関連する地元団体に対し出店の呼びかけを積極的に行うほか、地元企業の協賛を募りながらイベントの充実を図ります。前回集客に大きく貢献した人気 VTuber「白銀ノエル」さんには、今回も出演を打診する予定です。	一部記載あり

大分市地域魅力創出事業補助金交付要綱第11条では、「補助事業者は、補助事業が完了したときは、大分市地域魅力創出事業補助金補助事業実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類((1)事業実施報告書、(2)収支決算書、(3)領収書、支払証書兼その他の補助対象経費の支出を証する書類、(4)その他市長が必要と認める書類)を添えて、補助事業が終了した日の翌日から起算して30日を経過する日～までに、市長に提出しなければならない。」とされている。おおいたポップカルチャーフェス2025の実績報告書は大分市に対して実施後30日以内に提出され、事業計画書には、特記事項、集客力・経済効果に対するアピールポイント、地域への還元力に対するアピールポイントについて詳細な記載がされているが、事業実施書では特記事項に「来場者数:延べ約6千人」と記載しているのみであり、事業の効果についての具体的な記載は確認できなかった。

この点について担当者に効果の検証を行っているかどうかの質問を行ったところ、実施報告書には具体的な記載はないものの、イベントの当日に担当者が現地を訪れ、イベントは盛況であったことを確認しているとのことであった。

要綱上、事業効果の詳細な報告を求める規定があるわけではないため、規定違反とまではいえない。しかしながら、補助事業の効果を検証する観点からは、事業計画書に記載された目標や期待される効果に対して、事業の成果がどのようなものであったか、補助事業者に具体的に記載させる仕組みとすることが望ましい。

NO	事業名	課
33	フィルムコミッション事業	おおいた魅力発信局

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	<現状> 本市フィルムコミッション事業の活動母体である大分市ロケーションオフィスにおいて映画、テレビ、CM 等の撮影の誘致・支援・協力、撮影地に関する情報提供に加え、本団体の活動内容を市民へ普及する事業を行っている。 <課題> 映像制作者からの専門的な要求に対応するための人材育成が必須となっている。また、職員の定期的な異動により、国内外の制作会社や地域住民との信頼関係、培った専門知識やリソースの引継ぎが難しい場合がある。 さらに、全国的なフィルムコミッション増加に伴う誘致競争の激化により、独自の魅力や支援策がなければ撮影地に選ばれにくい状況にもある。
事業の目的	大分市ロケーションオフィスでは、映画、テレビドラマ、CM 等の映像を活用した本市の魅力発信や上映、放送後のロケツーリズムにより観光客の誘致および経済波及効果の増大を目指す。

(2) 事業の内容

事業の内容
① 研修や会議へ参加し、最新の手法や事例を学ぶとともに、撮影支援体制の強化を図る。 ② 全国ロケ地フェア等の商談会においての営業活動や、本市のロケ候補地の紹介等を通じて撮影誘致を行う。 ③ 撮影相談に対し、積極的な情報提供を行うとともに撮影の際には官公庁との調整等の支援を行う。 ④ 撮影が行われた作品の PR 活動を実施し、ロケツーリズムに活用する。

(3) 関連する法令、実施要領、要綱、規則 等

「大分市ロケーションオフィス」交付金交付要領

2. 事業実施期間

平成18年度～

3. 事業の評価指標と達成状況

評価指標						
評価指標名	指標の説明	単位	基準値 (基準年度)	令和6年度 計画	令和6年度 実績	目標値 (目標年度)
撮影支援 件数	映画、テレビ、CM、 PV、雑誌、Web 等	件	14 (H18)	10	10	10 (R7)
撮影相談 件数	映画、テレビ、CM、 PV、雑誌、Web 等	件	57 (H18)	30	30	30 (R7)

単位:千円

	令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績
事業費	6,000	5,744	6,000	5,721
内訳(費目)				
負担金補助及び交付金	6,000	5,744	6,000	5,721

4. 事業の参考情報

本市と同様の事業に取り組む自治体・団体は300以上あり、全国各地でロケ誘致活動が行われている。

5. 概要の補足説明

フィルムコミッションとは、映画、テレビドラマ、CMなどのあらゆる映像制作のロケーション撮影を誘致し、その撮影が円滑に行われるように一元的なサポートを提供する非営利かつ公的な組織のことである。

フィルムコミッション事業の活動母体である大分市ロケーションオフィスへの「大分市ロケーションオフィス」交付金(以下、「交付金」という。)は、国内外の映画、テレビ、CM等の撮影に対する協力、及び誘致活動を行うことにより、大分市の知名度向上と観光資源の開拓、地域の活性化、集客力の強化、地元映像業界の発展、ならびに芸術文化の振興に資することを目的とするものである。すなわち、大分市の交付金でフィルムコミッション事業の基盤を整備しているのである。

平成27年度以降、映画の撮影件数は、平成27年度1件、平成28年度1件、平成29年度2件、令和元年度1件、令和2年度1件、令和3年度1件、令和4年度3件、令和5年度1件となっている。

下記表で大分市ロケーションオフィスの令和6年度収支計算書を示す。

	決算額(千円)	備考
収入の部		
交付金	6,000	大分市交付金
その他	1	預金利息
合計	6,001	
支出の部		
支援事業	1,689	(1) ロケ地に関する情報提供 (2) 撮影に必要な地元企業等の紹介 (3) ロケ地に関する調整 (4) ロケツーリズム協議会との連携による支援 (5) ジャパンフィルムコミッションや近隣フィルムコミッションとの連携による支援
普及事業	380	(1)市民及び企業との協力体制の確立
誘致事業	2,279	(1) ツーリズム協議会への参加を通じた誘致活動 (2) ジャパンフィルムコミッションとの連携によるPR活動 (3) 海外作品の誘致における商談内容 (4) 大分市ロケーション撮影誘致補助金を活用した誘致活動
事務局費	1,374	・事務局消耗品 ・通信費 ・ホームページサーバー保守管理業務委託料 ・年会費 など
戻入	279	大分市へ
合計	6,001	

おおいた魅力発信局内に置かれた大分市ロケーションオフィスに交付金を支払いその範囲内で各事業を行っているが、主な活動は大分市の職員が担っているため人件費は発生していない。

6. 監査の結果

合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

7. 監査の意見

(1) 事業の効果を示す指標の導入

平成18年に当時の大分市長がフィルムコミッションに関する質疑の答弁に、「市民や関係諸機関との連携を図る中で迅速かつ多様に対応できる組織づくりを行い」とされているがその組織として活動を行っているのが大分市ロケーションオフィスである。

大分市ロケーションオフィスはおおいた魅力発信局内に設置されており事務局は大分市の職員が兼務している。少人数で運営しているため、蓄積された知識やノウハウが属人化し担当者が変わると知識やノウハウが組織に蓄積されないリスクが懸念される。

しかしながら、大分市ロケーションオフィスは長年の業務の蓄積としてロケ対応マニュアルや、許認可フロー図、トラブル事例や対応マニュアル、関係諸機関の連絡リスト等を作成しており組織としての知識やノウハウは保有されている。

フィルムコミッション事業は大分市ロケーションオフィスに交付金を支払うことでフィルムコミッション事業の基盤を整備し、大分市ロケーション撮影誘致補助金で個別の作品を誘致するという組み合わせで運用されており、過去の実績をみると、撮影誘致に効果的であると認められる。

フィルムコミッション事業の効果を検証するためには、単年度の映像制作誘致のみで評価するのではなく、中長期にわたって大分市の経済・観光・ブランド価値をどのように高めたのかという観点から評価する必要がある。

大分市ロケーションオフィス規約の第2条に「本会は、国内外の映画、テレビ、CM等の撮影に対する協力、及び誘致活動を行うことにより、本市の知名度向上と観光資源の開拓、地域の活性化、集客力の強化、地元映像業界の発展、ならびに芸術文化の振興に資することを目的とする。」とされている。これらの目的をどのように具体化し、評価指標として設定するのが課題である。

上述のとおり、映画の撮影は継続的に行われており、テレビ番組やCMなど撮影も途切れず実施されていることから、フィルムコミッション事業の基盤整備の結果として、撮影誘致が一定程度成功しているものと捉えることができる。

誘致に成功していると捉えることができたとしても、それがどの程度の効果であるのかということを示す一定の指標が必要である。

具体的には、交付金による基盤整備が補助金による撮影誘致の効果を高めるのかという観点から、年度ごとの推移表を作成し、撮影日数、支出額等を比較することが考えられる。また、メディア露出回数やSNS再生数等を活用してPR効果を算定するなど複数の指標を組み合わせて具体的な評価指標を導入し、事業効果を検証することが望まれる。

NO	事業名	課
34	大分市ロケーション撮影誘致補助金補助事業 (フィルムコミッション事業)	おおいた魅力発信局

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	<現状> 本市での撮影時の交通費、宿泊費等の一部を補助することにより、ロケ誘致を行っている。 <課題> 他都市・団体も同様の補助金制度を設けていることから、補助金予算の確保、支援メニューの充実、制作会社への営業活動等を継続していく必要がある。
事業の目的	国内外の映画・テレビ・CM等のロケ撮影企業が、市内で直接消費する撮影関連経費に対して補助をすることで、撮影誘致の実績を伸ばし、本市の知名度向上と観光資源の開拓、地域の活性化に資することを目的とする。

(2) 事業の内容

事業の内容
ジャパン・フィルムコミッション(JFC)のHPやSNS、本市HP及び大分市ロケーションオフィスHPで告知するとともに、各種制作会社へ直接の案内、JFCが主催する全国ロケ地フェア等、各種商談会でPRを行う。 補助候補者は、一定期間公募を行った後、選定委員会による審査を経て決定する。

(3) 関連する法令、実施要領、要綱、規則 等

大分市ロケーション撮影誘致補助金交付要綱

大分市ロケーション撮影誘致補助金補助候補者選定委員会設置要綱

2. 事業実施期間

令和4年度～

3. 事業の評価指標と達成状況

評 価 指 標						
評価指標名	指標の説明	単位	基準値 (基準年度)	令和6年度 計画	令和6年度 実績	目標値 (目標年度)
補助対象経費	市内で消費した経費	千円	10,000 (R4)	10,000	0	10,000 (R8)

単位:千円

	令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績
事業費	10,000	5,000	5,042	0
内訳(費目)				
報償費	0	0	42	0
補助金	10,000	5,000	5,000	0

4. 監査の結果

合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

5. 監査の意見

(1) 補助対象経費となるかの慎重な検討

「大分市ロケーション撮影誘致補助金交付要綱」第5条は「補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げる経費(大分市内に所在地又は住所を有する者との契約の対価として当該者に対して支払うべき経費～)とする。」と定めている。

令和5年度の「52ヘルツのクジラたち」の補助対象経費の領収書のなかに大分市内に所在地又は住所を有しない者に対する支払いがあった。金額的に僅少であり補助金の金額には影響を及ぼさない支払いではあるが、補助対象経費とそうでない経費の峻別については細心の注意をはらってチェックを行うべきである。

(2) 長期的な観点での補助金の効果の検証

大分市は人口10万人から50万人程度の他の都市と比較して補助金額が500万円と高い水準である。地方での撮影は交通費、宿泊費等の負担が大きいため、制作会社の費用負担の軽減を図り、他市との差別化を図るために補助金額を多少高く設定しているとのことである(鹿児島市の映画撮影等誘致支援事業補助金は300万円)。

令和4年度は映画「春に散る」、令和5年度は映画「52ヘルツのクジラたち」の誘

致に成功しているが令和6年度の大分市ロケーション撮影誘致補助金は、応募者がゼロであったことから補助金の交付が行われていない。

令和4年度、令和5年度は補助金額500万円が交付されているが、その補助対象経費については令和4年度の「春に散る」では約10.4百万円、令和5年度の「52ヘルツのクジラたち」では約21.8百万円といずれも補助金額を2倍以上上回っている。これは補助金の経済波及効果も2倍以上となっていると考えることができる。しかしながら、このような補助金対象経費については短期的な効果であり中長期の効果の検証はされていない。

中長期的な観点で補助金の効果を捉えると、例えばロケ地巡礼による数年に亘ると期待される経済効果や、ロケ誘致による大分市のイメージが強化されることによる旅行先としての魅力向上、移住促進等が考えられる。

本補助金は撮影の誘致や短期の経済波及効果に有効ではあるが、大分市の将来の価値を創造する長期的な投資という観点で補助金の効果を検証すべきと考える。

NO	事業名	課
35	道の駅管理運営事業	おおいた魅力発信局

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	<現状> 「道の駅佐賀関」、「道の駅のつはる」及び「道の駅たのうらら」の維持管理・運営を行っている。 <課題> 各駅の運営事業者と連携し集客力のある運営を行うことで来場者数の増加を図る必要がある。また、3駅の維持管理費は今後増加する見込みであるため、より効率的な維持管理・運営が必要である。
事業の目的	道路利用者への良好な休憩の場の提供、道路情報や観光情報の発信により、交流人口の増加へ繋げるとともに、特産品等の販売を行い、地域振興を図る。

(2) 事業の内容

事業の内容
①道の駅が休憩・情報発信・地域連携機能を果たすために必要な施設の維持管理を適切に行う。 ②運営事業者と連携しながら、SNSや情報発信コーナーを活用し、道の駅の魅力、本市の情報等を発信する。 ③大分県や大分県「道の駅」駅長会、九州・沖縄「道の駅」連絡会、全国「道の駅」連絡会と連携し情報交換を行うことで、道の駅運営の方向性を検討する。

(3) 関連する法令、実施要領、要綱、規則 等

「道の駅」登録・案内要綱

道の駅「佐賀関」事業実施要綱

道の駅「のつはる」事業実施要綱

道の駅「たのうらら」事業実施要綱

2. 事業実施期間

道の駅佐賀関 平成9年度～

道の駅のつはる 令和元年度～

道の駅たのうらら 令和6年度～

3. 事業の評価指標と達成状況

評価指標						
評価指標名	指標の説明	単位	基準値 (基準年度)	令和6年度 計画	令和6年度 実績	目標値 (目標年度)
道の駅のつはる レジ通過者数		人	100,052 (R2)	—	66,629	100,000 (R10)
道の駅佐賀関 レジ通過者数		人	104,968 (R1)	—	109,997	100,000 (R10)
道の駅たのうらら レジ通過者数		人	400,393 (R6)	814,351	400,393	962,793 (R9)

単位:千円

	令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績
事業費	24,715	22,702	22,528	19,900
内訳(費目)				
旅費	137	65	230	109
消耗品費	297	287	300	232
光熱水費	4,712	3,067	4,900	3,265
修繕料	538	327	500	440
通信運搬費	144	137	144	140
手数料	61	60	62	62
委託料	13,415	13,415	14,500	13,805
使用料及び賃借料	53	2	0	0
工事請負費	5,000	4,985	1,752	1,707
備品購入費	218	217	0	0
負担金補助及び交付金	140	140	140	140

4. 監査の結果

合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

5. 監査の意見

(1) 事務事業評価の収支計算

事務事業評価の収支計算において、支出は記載されていたが収入に関しては記載されていない。予算執行額の把握だけでなく、収支結果についての検証も重要であり収入についても記載する必要がある。

【記載漏れがあった令和6年度の収入】

- ・道の駅佐賀関：73,314 円（土地の貸付料）
- ・道の駅のつはる：73,700 円（自動販売機の設置に係る貸付料）＋879,236 円（物産館の貸付料）＋1,465,704 円（光熱水費）＝2,418,640 円
- ・道の駅たのうらら：12,665,197 円（建物の貸付料）＋11,095,003 円（光熱水費）＝23,760,200 円
- ・道の駅のつはる及びたのうらら：811,447 円（電気自動車急速充電器使用料）

(2) 道の駅佐賀関の財務内容の把握

道の駅佐賀関は建物所有者がNPO法人であるため、大分市としては業績の管理を行っていない。これは旧佐賀関町時代からの流れではあるが、一般的に、道の駅は官民一体となって運用が行われるものである。道の駅の運用の継続性を考慮すると法人の財務内容は把握する方が望ましい。

【資産の所有権の状況】

建物の種類	建物の所有者	土地の所有者	維持管理
物産館	NPO法人	大分市	NPO法人
トイレ・駐車場	大分県	大分県	大分県と大分市

物産館の地代を大分市がNPO法人より収受している。

(3) 業績管理

道の駅のつはると道の駅たのうららにおいては予算書と決算書の入手が行われているが、業績に対する見解等が示されていない。業績結果が計画を大きく下回った場合は、その原因と来期の計画に与える影響を把握しその見解を簿冊に残した方が望ましい。

道の駅の経営は民間に委託されているが、継続するためには委託先会社の財務の健全性が必要となり、赤字が続くと事業の継続が困難になることやサービスの低下につながる恐れがある。そのために財務内容の提出が要求されており、経営が悪化しないように管理することが行政の役割である。

NO	事業名	課
36	西部海岸地区憩い・交流拠点施設整備 事業	おおいた魅力発信局

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	<現状> 本事業は、令和6年7月7日の道の駅たのうらら開駅に伴い、令和7年度から道の駅管理運営事業に統合している。 <課題> 本整備事業は完了したため課題はなし。
事業の目的	西部海岸地区の魅力をさらに高め、観光における本市の玄関口としての機能を持つ「憩い・交流拠点施設」を整備することにより、地域の賑わい創出と周遊の促進を図る。

(2) 事業の内容

事業の内容
令和2年9月に実施方針及び要求水準書(案)を公表、令和3年7月に入札公告し、事業者募集を開始。令和4年1月事業者決定。令和4年度設計。令和5年度は建設工事。令和6年度から供用開始。

(3) 関連する法令、実施要領、要綱、規則 等

「道の駅」登録・案内要綱(平成5年2月23日制定)

道の駅「たのうらら」事業実施要綱(令和6年5月30日施行)

2. 事業実施期間

平成29年度～令和6年度

3. 事業の評価指標と達成状況

評 価 指 標						
評価指標名	指標の説明	単位	基準値 (基準年度)	令和6年度 計画	令和6年度 実績	目標値 (目標年度)
なし						

単位:千円

	令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績
事業費	544,973	537,924	956,570	906,826
内訳(費目)				
旅費	657	13	0	0
消耗品費	200	16	126	121
食糧費	30	0	0	0
印刷製本費	500	136	1,000	18
光熱水費	0	0	55,000	17,651
修繕料	0	0	913	0
通信運搬費	150	0	150	132
広告料	0	0	335	0
手数料	737	0	275	0
委託料	12,650	12,650	81,515	79,362
使用料及び賃借料	0	0	0	0
工事請負費	526,549	525,000	817,137	809,424
備品購入費	0	0	49	48
負担金補助及び交付金	3,500	109	70	70

4. 監査の結果

合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

5. 監査の意見

(1) 工程管理について 当初の工期で完了していた場合は5月中にオープンすることも可能であったと思われる。その場合、かなりの集客が得られたと考えられ、機会損失が生じたであろうことが想定される。 工期が遅れた要因は、国土交通省と連携して整備を進める中で、関連工事の
--

進捗に応じて工期延長したということであるが、工程管理が十分にできていたのか疑念が残る結果となっている。行政間の連携を十分に取り、工程が遅延しないような管理が求められる。

工事契約の延長

工期変更日 : 令和6年3月25日

当初工期 : 令和6年3月29日

変更後工期 : 令和6年5月31日

オープン : 令和6年7月 7日

(2) 変更理由書の記載方法

工期延長の詳細な理由は、工事打合簿には記載されているが、変更契約に係る変更理由書には以下の3項目の記載のみとなっている。変更理由書は資金決裁書類であり、工期延長の要因を詳細に記載して承認を得る必要がある。

変更理由書に記載されていた内容

1. 工事対象範囲に確認された地中埋設物を撤去する必要性が生じたことから、施工数量を変更する。
2. 地盤改良工事を実施したところ、支持地盤の深さが設計で想定していたものより浅かったことから、施工数量を変更する。
3. 関連工事の進捗に応じて工期を変更する。

(3) 一者随意契約の妥当性

PFI等事業者選定準備支援業務委託に関しては、簡易公募型プロポーザル方式にて業者の選定が行われており透明性が高い契約となっている。しかし、その後に発生する委託契約は当初に選定した業者が今までの検討内容や経過等を十分に把握していることから一者随意契約となっている。

将来の業務委託を完全に把握することは困難であるが、過去の実績をみれば今後必要な業務委託についても想定することは可能であったと考えられる。出来る限り当初の選定の中に継続的に発生する業務委託を含めた上で公募を行った方がより透明性の高い契約であったと考えられる。

契約の透明性を高めるためには、一者随意契約はできるだけ排除する必要がある。

今回の契約内容

令和 6 年度 （一者随意契約）

大分市西部海岸地区憩い・交流拠点施設整備事業モニタリング業務委託
令和 5 年度 （一者随意契約）

大分市西部海岸地区憩い・交流拠点施設整備事業モニタリング業務委託
令和 4 年度 （一者随意契約）

大分市西部海岸地区憩い・交流拠点施設整備事業モニタリング業務委託
令和 3 年度 （一者随意契約）

大分市西部海岸地区憩い・交流拠点施設整備事業アドバイザー業務委託
令和 2 年度 （令和元年度継続契約）

大分市西部海岸地区憩い・交流拠点施設整備に係る P F I 等事業者選定準備
支援業務委託（継続）

令和元年度 （簡易公募型プロポーザル方式）

大分市西部海岸地区憩い・交流拠点施設整備に係る P F I 等事業者選定準備
支援業務委託

NO	事業名	課
37	道の駅連携促進事業	おおいた魅力発信局

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	<現状> 道の駅と各地域との連携を促進するため、補助事業等を実施している。 <課題> 地域振興施設としての機能を十分に発揮するため、道の駅と地域資源（自然、歴史、文化、食等）とのさらなる連携が必要となる。
事業の目的	地域資源の活用や地域と連携したイベントなど自由度の高い独自の取組を支援することにより、道の駅や地域の活性化を図ることを目的とする。

(2) 事業の内容

事業の内容
① 道の駅周辺散策モニターツアー（令和5年度） 佐賀関・野津原の2つのコースにおいて、学生を対象にバスツアーを実施。道の駅周辺の魅力ある地域資源を紹介。 ② 補助事業（令和6年度） 道の駅運営事業者を対象とし、交流イベントや魅力 PR に繋がる展望マップの整備などに助成。

(3) 関連する法令、実施要領、要綱、規則 等

大分市道の駅連携促進事業補助金交付要領

2. 事業実施期間

令和5年度～

3. 事業の評価指標と達成状況

評 価 指 標						
評価指標名	指標の説明	単位	基準値 (基準年度)	令和6年度 計画	令和6年度 実績	目標値 (目標年度)
道の駅売上(2 駅)	対象月の前年度比	%	100	105	107	110

単位:千円

	令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績
事業費	(1,800)	(1,089)	1,479	1,361
内訳(費目)				
報償費	0	0	21	14
食糧費	0	0	100	99
委託料	(1,800)	(1,089)	200	198
使用料及び賃借料	0	0	158	150
負担金補助及び交付金	0	0	1,000	900

注) 令和 5 年度は、魅力発信事業の一部として実施したため()書き。

4. 監査の結果

合規性の観点から特に指摘すべき事項は発見されなかった。

5. 監査の意見

(1) 道の駅さがのせき大創業祭の目標未達について

道の駅さがのせき大創業祭において目標値は前年度からの伸長率 105% が設定されていたが、それに届かず 101%の結果になっている。大分市としては若干の月間売り上げの向上に貢献したものの、イベント効果が持続せず、結果として目標値に届かなかったと分析している。

こうしたイベントの機会を活かし、イベント効果が持続するような新商品や新メニューの考案などの取組を行い目標達成するよう努めていただきたい。

佐賀県は令和 7 年 11 月に発生した大規模火災の影響で大変な状況となっており、行政が中心となって復興に尽力されていることは敬意を表するところである。その中で道の駅でできることを検討され、復興の手助けとなることを実施していただきたい。

道の駅さがのせき大創業祭のパンフレット



(2) 事務事業評価の未達状況について

道の駅は、休憩・情報提供・地域連携の3機能を持つ地域振興施設であるとともに、防災拠点としての役割も担う場所であることから、持続可能な経営状態を維持するために、イベント等での集客により収益を上げることが重要である。

事務事業評価で道の駅佐賀関も道の駅のつはるも対基準年度の売上の10%増を目標としていたが、佐賀関108%、野津原106%の結果となり目標未達となった。所管課は事業費が少なく、インパクトのあるイベントに結びついていないこと、交流イベントの中で販促活動が弱いと分析している。

道の駅のつはるは、地理的に集客が困難なエリアであることから、事業費を上げることよりも、人が集まるような取組や特産物等の価値を上げることが必要となる。問題点の改善も考慮しつつ、目標が達成できる事業計画の作成に努めていただきたい。

第4部 監査後記

令和7年11月、大分市佐賀関で大規模火災が発生した。

佐賀関は、映画『春に散る』や『52ヘルツのクジラたち』のロケ地であり、今回監査の対象としたフィルムコミッション事業および大分市ロケーション撮影誘致補助金事業においても頻繁に登場していた地域である。

フィルムコミッション事業は、映像作品を通じて大分市の魅力を発信し、上映後のロケツーリズムによって観光客の誘致や経済波及効果を図ることを目的としている。また、大分市ロケーション撮影誘致補助金補助事業は、国内外の映画等の制作会社が市内で直接消費する撮影関連経費の一部を補助することで、撮影誘致を促進し、大分市の知名度向上や観光資源の開拓、地域活性化に資することを目的としている。

しかしながら、大分市の魅力発信の象徴の一つである佐賀関が大規模火災に見舞われたことを踏まえると、今後は「観光振興」や「魅力発信」という視点に加え、「佐賀関を応援する」という視点で事業を捉え直し、復興の一助となる取組を検討することが望まれる。

ロケツーリズムはロケ地を「聖地巡礼」の場として位置づけ、観光客の集客を図るものである。しかし、復興に一定の目途が立つまでは被災地そのものを巡るのではなく、ロケ地周辺の飲食店や関埼灯台、JX金属関崎みらい海星館、道の駅などを巡るスタンプラリーを企画し、「佐賀関を応援するための応援型ツーリズム」として展開することも一つの方策である。売上の一部を復興支援に充てる仕組みを組み込むことで、観光と支援を両立させることが可能となる。

また、現在の大分市のホームページに掲載されている佐賀関火災の復興情報は住民向けの内容が中心であり、佐賀関の現状を市外・県外の人々に向けて発信する情報は十分とはいえない。

例えば、現在の佐賀関の状況はどうなっているのか、現地を訪れることは可能なのか、現地に行かなくても支援する方法はあるのか、といった外部の人々の関心やニーズに応える情報発信の充実を期待する。

佐賀関の復興を広く支援につなげ、災害を風化させることなく県内外の関心を継続的に喚起するためにも、住民のプライバシーに配慮することを最優先に考慮して、例えば定点ライブカメラを設置し、復興の様子を継続的に公開することを検討してはどうか。復興のプロセスを「見える化」することは、地域への関心と応援の気持ちを育てる手段となり得る。

佐賀関地区は映画のロケ地として全国に発信されてきた大分市の重要な地域資源の一つである。その佐賀関が大規模火災という困難に直面した今こそ、フィルムコミッション事業の意義を改めて見直し、単なる観光PRにとどまらず、地域を応援し復興を支える取組へと発展させていくことが期待される。

フィルムコミッション事業が、映像作品を通じた観光振興のみならず、地域への関心と支援を広げる施策として活用され、佐賀関の復興と大分市の魅力発信の双方につながる取組が進められることを期待する。

映像作品は地域の風景や文化を広く発信する力を有しており、ロケ地は作品公開後も長期的に観光客を呼び込む潜在力を持つ地域資源である。こうした映像資源を活用した観光施策は、地域経済の活性化にもつながる重要な取組であると考えられる。

また、災害を経験した地域においては、観光資源として地域を捉えるだけでなく、地域を応援する視点を取り入れた取組を進めることも重要である。

近年、全国の自治体では映画やドラマのロケ地を観光資源として活用し、ロケ地巡りやデジタルコンテンツなどを通じて観光誘致につなげる取組が進められている。こうしたロケツーリズムは、地域の景観や文化を広く発信することによって、地域への関心を高める効果も期待されている。

大分市には、温泉資源、関あじ・関さば・鶏めしなどの食文化、大分市大在地区の工場夜景スポット、高崎山から別府湾にかけての海や山の自然景観など多様な観光資源を有している。これらの資源と映像作品による情報発信を組み合わせることで新たな観光の魅力を創出する可能性があると考えられる。

本監査を契機として、フィルムコミッション事業から得られた知見を観光資源と地域支援の双方に寄与する施策の検討材料とし、大分市の観光政策の一層の発展につながる取組を進められることを期待する。